

平成 31 年度 認証評価

# 秋草学園短期大学 自己点検・評価報告書

令和 2 年 3 月

## 目次

自己点検・評価報告書 .....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	10
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....</b>	<b>12</b>
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	12
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	14
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....	18
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....</b>	<b>25</b>
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	25
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....	36
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 .....</b>	<b>59</b>
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	59
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	66
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	69
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	71
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....</b>	<b>79</b>
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....	79
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....	81
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	83
<b>【資料】</b>	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、秋草学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和2年3月19日

理事長

秋草 征志

学長

北野 大

ALO

中村 陽一

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

## &lt;学校法人の沿革&gt;

昭和 24 年	各種学校秋草学園発足（東京都中野区）
昭和 27 年	秋草編物技芸学院を開設
昭和 30 年	学校法人に組織変更
昭和 35 年	編物に洋裁・和裁を加えた服装の総合学園を開設
昭和 37 年	秋草服装学院と改称
昭和 44 年	秋草保育専門学院開校
昭和 50 年	秋草栄養専門学院開校
昭和 51 年	三校を専門学校に昇格
昭和 53 年	学校法人組織に変更（文部大臣認可）
昭和 57 年	狭山市に秋草学園高等学校開校
平成 7 年	所沢市に秋草学園福祉教育専門学校開校

## &lt;短期大学の沿革&gt;

昭和 54 年	所沢市に秋草学園短期大学を（幼児教育学科第一部・第二部）創設
昭和 60 年	秋草学園短期大学に国文科及び経営科を増設
平成 9 年	秋草学園短期大学に学位授与機構認定の専攻科幼児教育専攻を設置
平成 13 年	国文科を日本文化表現学科に、経営科をビジネスマネジメント学科に名称変更 秋草学園短期大学に地域保育学科第一部・第二部を増設
平成 17 年	日本文化表現学科、ビジネスマネジメント学科、地域保育学科第一部及び第二部の入学定員を変更
平成 19 年	地域保育学科第一部を地域保育学科に名称変更 日本文化表現学科とビジネスマネジメント学科を統合し文化表現学科を設置 日本文化表現学科、ビジネスマネジメント学科及び地域保育学科第二部学生募集停止
平成 21 年	日本文化表現学科廃止
平成 22 年	ビジネスマネジメント学科廃止
平成 24 年	地域保育学科第二部廃止
平成 29 年	文化表現学科入学定員を変更

# 秋草学園短期大学

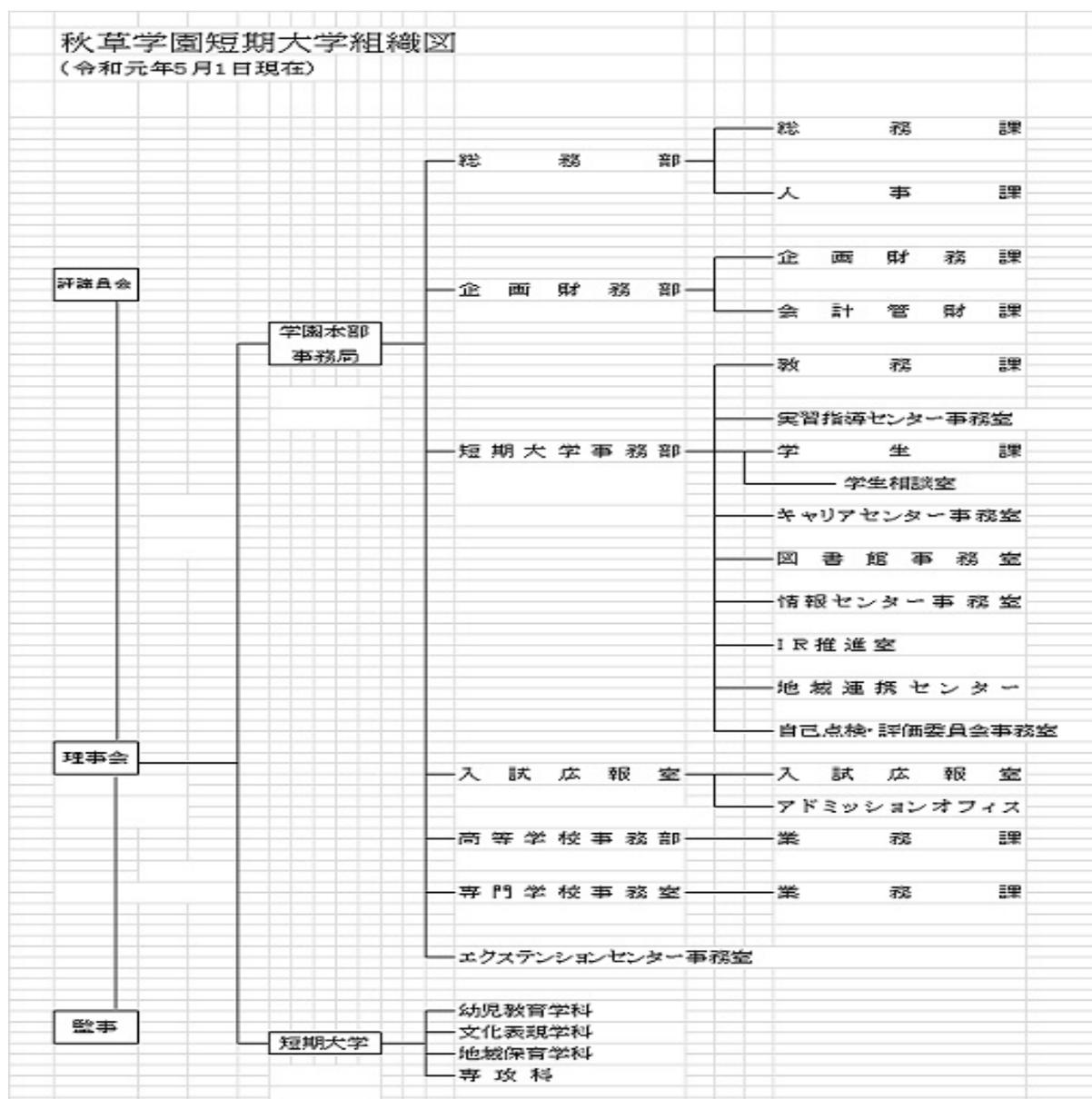
## (2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和元年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
秋草学園短期大学	埼玉県所沢市泉町 1789 番地	415 人	1,030 人	754 人
秋草学園高等学校	埼玉県狭山市堀兼 2404 番地	320 人	960 人	813 人
秋草学園福祉教育専門学校	埼玉県所沢市東所沢 1 丁目 11 番 11 号	60 人	120 人	75 人

## (3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和元年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が立地する所沢市は、埼玉県の南西部にあって東京都に隣接している。平成 31 年 4 月末日現在の人口は 344,300 人であり、平成 19 年に 34 万人を越えて以降は 34 万人前半の数字を維持している。元々昭和 30 年代半ばから東京のベッドタウンとして発展した地域で核家族世帯が多いが、この 10 年間で 1 世帯当たりの人数が 2.36 人から 2.14 人と減少している。また年齢別ではこの 10 年間で、15 歳未満（年少人口）が約 4.4 万人から約 4.1 万人に逡減しているのに対し、65 歳以上（老年人口）は年々増加し、令和元年には 9 万人を越え、人口の 26.7%を占めるに至った。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
北海道 ・東北	16	3.6	9	2.2	20	5.7	12	3.6	15	5.1
北関東	4	0.9	6	1.4	3	0.9	2	0.6	8	2.7
埼玉県	208	46.5	198	47.6	167	47.5	168	50.0	143	48.3
東京都	204	45.6	179	43.0	154	43.8	148	44.0	123	41.6
南関東 (千葉・ 神奈川)	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0	0.0	1	0.3
甲信越	11	2.5	2	0.5	2	0.6	3	0.9	4	1.4
その他	4	0.9	22	5.3	3	0.9	3	0.9	2	0.6
合計	447	100.0	416	100.0	351	100.0	336	100.0	296	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の平成 30 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

#### ■ 地域社会のニーズ

本学では、幼児教育・保育系の学科は約 10,000 人、文学・文化・ビジネス系の学科は約 5,000 人の卒業生を社会に送り出し、それぞれが企業及び幼児教育・保育等の現場において中核として活躍し高い評価を受けている。こうした実績を踏まえて、本学教員は地域行政機関の協議会、審議会や委員会の委員の委嘱を受け、その専門性から地域社会の教育等に大きく貢献している。

さらに、大学として、地域の生涯学習ニーズに応えるために「エクステンションセンター」を設置し、地域住民対象の公開講座を開講するほか、本学卒業生や保育現場の職員を対象とする「現職保育者研修会」を開催し、保育現場の研修支援にも大きな役割を果たしている。また、所沢市は市内の教育機関との官学連携を積極的行なっており、本学を含めた4つの大学と協定を結び、人材や研究成果等の知的資源を活用したまちづくりを推進している。

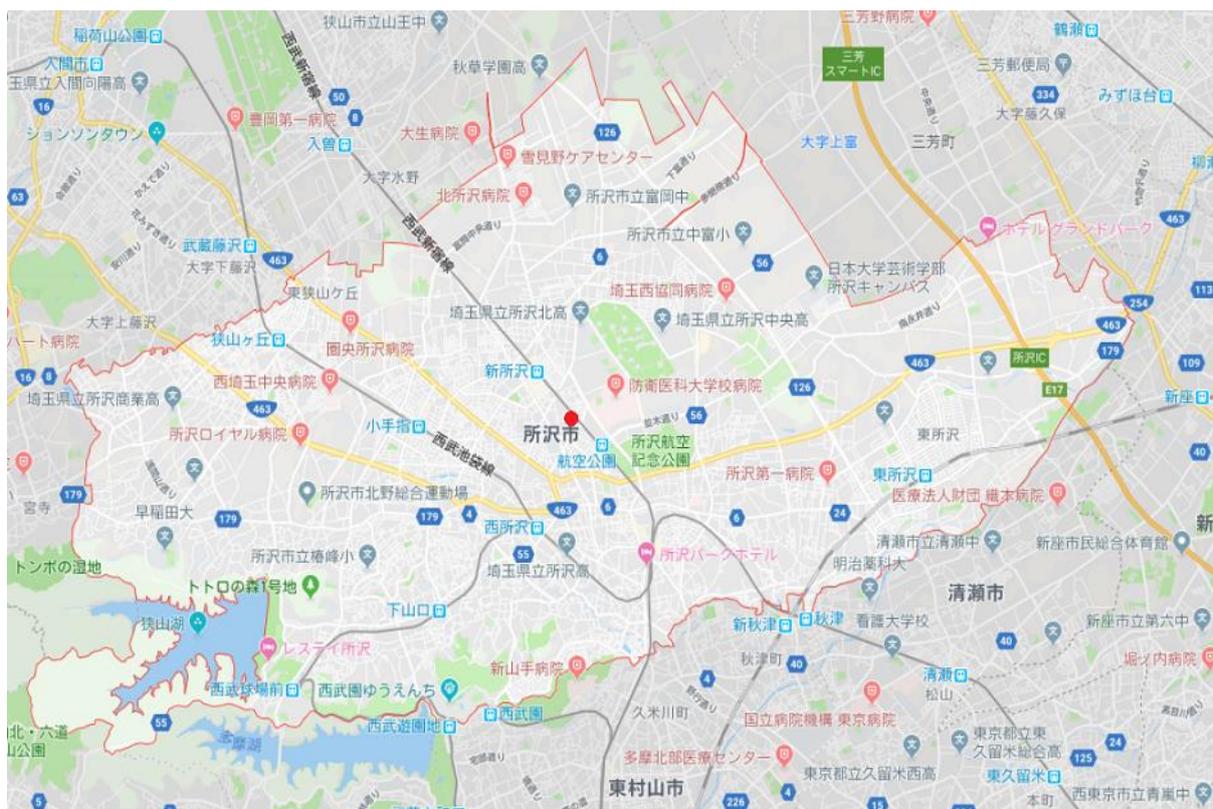
#### ■ 地域社会の産業の状況

所沢市は埼玉県の南西部にあり、北に頂点をもつ三角形の形状を成している。北東部は三芳町に、北部は川越市、狭山市、北西部は入間市、南部は柳瀬川を挟んで東京都と接しており、面積は 72.11 平方キロメートルである。

所沢市は、西武新宿線、池袋線により東京都心と結ばれ、東京のベッドタウンとして発展してきた。近年では、圏央道の東名道～中央道間の全線開通や、関越道～東北道～常磐道間の開通など、高速交通体系の整備が進んでおり、市内から中央道や東名高速道路への連絡が可能になるなどアクセスの利便性は大きく向上している。また鉄道に関しても、西武鉄道と他の鉄道会社の相互乗り入れの開始により、東京・横浜方面への利便性は向上している。その一方で、県立狭山自然公園をはじめ、狭山丘陵など武蔵野の自然が数多く残り、自然との共生が進められている。

所沢市は県内 8 番目の市として昭和 25 年に誕生し、埼玉県内の市町村別人口では、さいたま市、川口市、川越市に次ぐ第四の都市となっており、平成 26 年の産業別事業所数割合では、卸売小売業が全体の 23.5%と最も多く、以下宿泊・飲食サービス業（11.6%）、建設業（10.8%）、医療福祉（9.6%）、生活関連サービス・娯楽業（9.6%）と続いている。産業 3 分類別（農業・工業・商業）の構成比でみると、事業所数では、第 1 次産業（農業）は 0.2%、第 2 次産業（工業）は 18.0%、第 3 次産業（商業）は 81.8%となっている。各産業別割合の推移は、第 1 次産業はそもそも非常に割合が低く横這いであり、第 2 次産業の割合が減少し、第 3 次産業の割合が増加する傾向にある。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

<p>(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)</p>
<p>学則の文言と自己点検・評価報告書に記された学科の教育目標の文言が異なる。また、学校案内に掲載されている学科の教育目標の文言も学則と異なっている。入学者受け入れの方針についても自己点検・評価報告書、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項の間で食い違いがみられるので表記を統一されたい。</p>
<p>(b) 対策</p>
<p>学科の教育目標に関して、学則及び学校案内の文言を精査し、学則の文言に統一する。また同様に、入学者受け入れの方針に関して、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項の文言を統一する。</p>
<p>(c) 成果</p>
<p>学科の教育目標及び入学者受け入れの方針の文言を統一することにより、学内外の混乱を避けることができた。</p>

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
特記事項なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
該当なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善意見等
該当なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和元年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開 〈「情報の公開等」 URL〉 <a href="https://www.akikusa.ac.jp/akitan/school-top/about/">https://www.akikusa.ac.jp/akitan/school-top/about/</a> (以下同じ)
2	卒業認定・学位授与の方針	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開、及び学生便覧に掲載
3	教育課程編成・実施の方針	
4	入学者受入れの方針	
5	教育研究上の基本組織に関すること	
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	本学ホームページ内「各学科〈講義一覧〈シラバス〉」のページにて公開 〈URL〉 【幼児教育学科第一部】 <a href="https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/infant1/resume/">https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/infant1/resume/</a> 【幼児教育学科第二部】 <a href="https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/infant2/resume/">https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/infant2/resume/</a> 【文化表現学科】 <a href="https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/bunka/resume/">https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/bunka/resume/</a> 【地域保育学科】 <a href="https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/nursery/resume/">https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/nursery/resume/</a> 及び、学生便覧に掲載

9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開、及び学生便覧に掲載
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	<p>1. 本学ホームページ内「財務の概要」のページにて公開                      〈URL〉  <a href="https://www.akikusa.ac.jp/akitan/school-top/about/financial/">https://www.akikusa.ac.jp/akitan/school-top/about/financial/</a></p> <p>2. 左記の書類全て閲覧可能とし、学園本部事務局、短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園所属者、その他利害関係者への閲覧に供している。</p>

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

経常補助金、特別補助金、修学支援金、父母負担軽減事業補助金等公的資金については、本学作成の請求データを国、県、事業団がチェックし振り込まれる。本学は受け皿として別口座を設け管理している。管理体制、実施状況については、年 2 回公認会計士による監査を受けており、特段の指摘事項はない。

公的研究費補助金の取り扱い、不正使用の防止等については、「秋草学園短期大学における競争的資金等の取り扱いに関する規程」に基づいて管理運営されてきたが、平成26年2月の研究費の不正使用の防止を目的とした「公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正及び8月の「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」の設定に対応するよう関係規程の改正を行った。そのため、それ以降の公的資金の適正管理、不正防止については、「秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、及び「秋草学園短期大学における公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規」に基づいて管理運営が行われている。また、合わせて公的資金の運用管理に関わりのある教職員については、毎年コンプライアンス研修を受講し不正防止に努めるとともに、誓約書の提出を義務付けている。

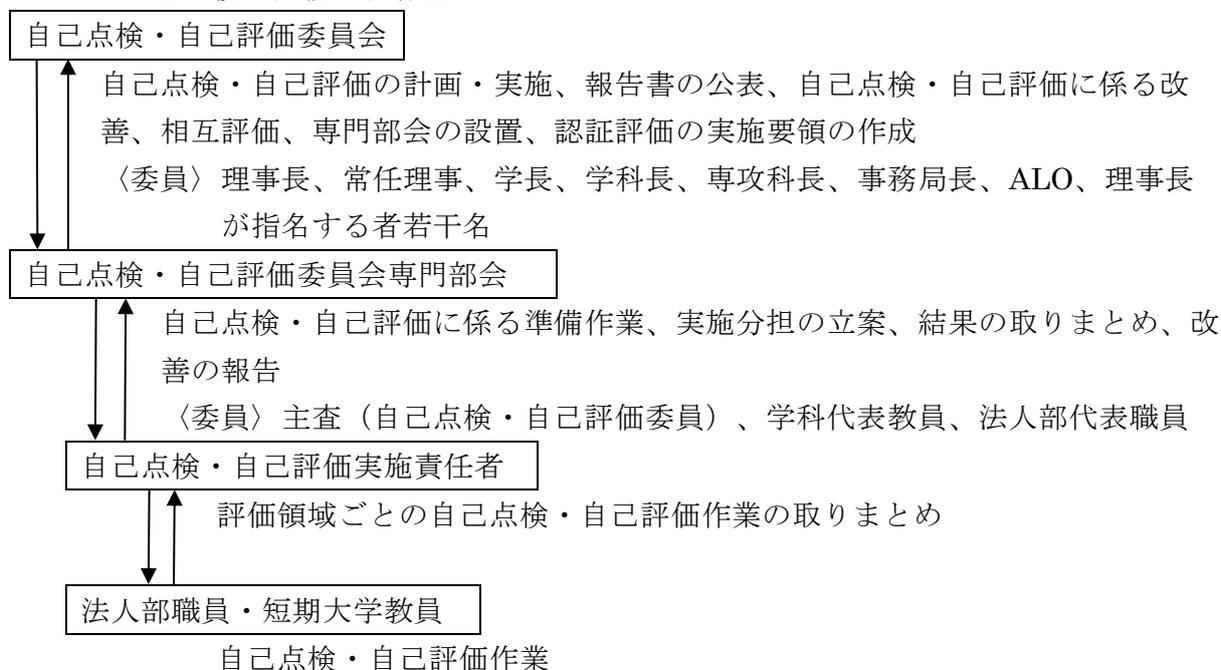
## 2. 自己点検・評価の組織と活動

### ■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・自己評価委員会は、学長を委員長として、理事長、常任理事、学科長、専攻科長、事務局長、ALO及び理事長の指名による者で構成される。委員会は、実施計画の策定時や評価結果の取りまとめ時に開かれ、自己点検・評価報告書を教授会と理事会に提出している。

また、委員会の承認を受けて、各学科の教員及び事務職員で構成される専門部会を設置する。専門部会は、ALOを主査とし、実施と評価に関わる取りまとめ作業を行っている。

### ■ 自己点検・評価の組織図



### ■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は、平成6年に自己点検・自己評価委員会を設置し、それ以降毎年自己点検・

評価を実施しており、評価結果を冊子やホームページにより公表してきた。

あわせて平成17年より「秋草学園短期大学自己点検・自己評価委員会規程」、「秋草学園自己点検・自己評価専門部会設置細則」、「秋草学園短期大学自己点検・評価及び第三者評価実施要領」と規程の整備をおこない、その結果として平成20年度、平成27年度の短期大学基準協会の第三者評価において適格認定を受けている。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成30年度を中心に）

平成30年度から令和元年度の活動記録は以下のとおりである。

開催日	開催委員会	内 容
平成31年 1月30日	平成30年度 第1回自己点 検・自己評価 委員会専門部 会（報告書作 成）	・「平成30年度自己点検・評価報告書」（案）の最終的な 総確認  自己点検・自己評価報告書のとりまとめたものの最終確 認を分担しておこなう
平成31年 2月4日		・「平成31年度自己点検・評価報告書」作成にあたり、執 筆担当者に対し執筆要領とともに執筆個所についての依 頼を実施。（提出期限：2月27日）
平成31年 2月13日	平成30年度 第1回自己点 検・自己評価 委員会	・「平成30年度自己点検・評価報告書」（案）の最終確認 ・平成31年度自己点検・評価の実施日程の公表・確認  その後、教授会、理事会の承認を受け、「平成30年度自己 点検・評価報告書」公表
令和元年 11月16日	令和元年度 第1回自己点 検・自己評価 委員会専門部 会（報告書作 成）	・「平成31年度自己点検・評価報告書」（案）校正分担者 の確認 ・「平成31年度自己点検・評価報告書」公表スケジュール 確認 ・令和2年度自己点検・評価のスケジュール確認
令和2年 2月5日	令和元年度 第2回自己点 検・自己評価 委員会専門部 会（報告書作 成）	・「平成31年度自己点検・評価報告書」（案）の最終的な 総確認  ・令和2年度自己点検・評価の第1次原稿締切を2月2 6日として取りまとめをおこなう
令和2年 2月5日	令和元年度 第1回自己点 検・自己評価 委員会	・「平成31年度自己点検・評価報告書」（案）の最終確認 ・令和2年度自己点検・評価の実施日程の公表・確認  その後、教授会、理事会の承認を受け、「平成31年度自己 点検・評価報告書」公表

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

## [テーマ 基準 I -A 建学の精神]

## &lt;根拠資料&gt;

- 提出資料
- 1 大学案内【平成 31 年度入学者用】
  - 2 ウェブサイト「情報公開」<https://www.akikusa.ac.jp/akitan/>
  - 3 学生便覧
  - 4 建学の心
- 備付資料
- 1 秋草学園短期大学公開講座案内
  - 2 所沢市との「官学連携に関する基本協定書」
  - 3 大学関係者評価委員会議事要録
- 備付資料-規程集
- 1 学校法人秋草学園エクステンションセンター運営委員会規程
  - 2 校法人秋草学園エクステンションセンター実施細則
  - 3 秋草学園短期大学大学関係者評価委員会運営内規
  - 4 秋草学園短期大学地域連携センター運営内規

## [区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

## &lt;区分 基準 I -A-1 の現状&gt;

「愛され信頼される女性の育成」を建学の理念に掲げ、戦後の荒廃した世相の中で、社会における女性の役割が大きくなるとの認識に基づき、職業人として自立した女性を育成することを目的とし、女子教育の推進に努めてきた。

また、「礼節、勤勉、協調」の精神を教育の支柱として、建学の理念に謳う「愛され信頼される女性の育成」を具現化する重要な基盤と位置づけ全学科の教育指導が行われてきた。

入学案内書（提出-1）、本学の Web ページ（提出-2）には建学の理念、教育理念について説明した文章を掲載し、学内外に表明している。また、学生便覧（提出-3）にも明記し、さらに建学の理念について詳しく記述した小冊子「建学の心」（提出-4）を入学時に全員に配布して周知徹底を図っている。さらに学生に対しては年に一回程度、学長講話という形で建学の理念の理解の徹底を図っている。そのため、現状において建学の理念はほぼ学生に共有されていると考えるが、現在実施している種々の事項を今後も継続し、必要に応じ改善しながら徹底していく。更に、毎年度初めに行われる教職員全体会においては、建学の

理念とともに、理事長、学長が教育の理念の意義と重要性について新規採用職員や非常勤講師を含む全教職員に説明を行い、共有を図っている。

なお、建学の理念を教育により効果的に反映するための作業については、幼児教育学科の「教養演習」、地域保育学科の「地域保育基礎講座」、文化表現学科の「社会人基礎講座」などの科目で、教育を通じて「愛され信頼される女性の育成」という教育理想を伝えている。平成 30 年度は創設者秋草芳雄先生及び学祖秋草かつえ先生の胸像を本学の玄関に設置し平成 30 年 3 月 14 日に除幕式を行った。この結果本学で学ぶ学生及び全ての教職員が出勤時に両先生の尊顔を拝することになり、より強い建学の理念の理解につながった。

また、本学園の理事長、理事、短期大学長、専門学校長、高等学校校長、事務局長らで構成される「建学の理念推進委員会」により当該事項の全体の推進及び管理を図っている。平成 30 年 7 月 25 日に上記委員会を開催し、建学の理念をさらに推進するための方策が検討された。その一環として、秋草祭開催中の 10 月 7 日に「秋草かつえ先生を語るパネルディスカッション」を行い、秋草かつえ先生の実際の薫陶を受けた卒業時期の異なる卒業生 4 名によるパネルディスカッションを実施した。この中で先生の人柄、先生から受けた教訓及びそれが現在の自分自身にどのように反映されているか、などが披露され、建学の理念である「愛され信頼される女性の育成」を約 60 人の参加者とともに再確認した。

#### [区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

#### <区分 基準 I-A-2 の現状>

地域社会に向けた公開講座としては本学のエクステンションセンターが実施している（備付-1）（備付-規程集 1～2）。本講座は発足以来 10 余年を経過し、毎年半期ごとに 20 程度の講座を開講し、每期延べ 350 人程度の受講生が多様な分野の講座を学んでいる。

また所沢市と秋草学園とは「官学連携に関する基本協定書」（備付-2）を平成 29 年 7 月に結び、所沢市が主催する約 10 の委員会において、理事または委員として貢献している。この種の活動は所沢市以外にも狭山市、東村山市などの委員会にも教員を委員として派遣しており、地方自治体の行政の支援を行っている。また、市が主催の環境講演会などにも講師を派遣している。さらには所沢市こども未来部長、所沢商工会議所専務理事及び泉町保育園園長からなる「大学関係者評価委員会」を組織し、本学の教育について定期的に助言をいただき、可能なことから実施に移している（備付-3）（備付-規程集 3）。

地域保育学科では、所沢市を中心とした近隣の区市町村の子ども関連施設、児童館、特別支援学校等および行政が主催や後援する文化団体、商工業等と連携し、教員および学生のボランティア活動を通じた交流活動を行っている。その多くはイベントへの準備や参加、運営補助を内容としている。学科発足以来の活動であり、地域の行政、商工業、教育機関

および文化団体等との交流活動は定着し一定の評価を得ている。また教員及び学生によるボランティア活動についても積極的に参加し、支援している。いくつかの例を挙げると、所沢市での「サンタを探せ」におけるサンタクロース役、新所沢商店街でのお祭りへの参加など枚挙にいとまがない。

文化表現学科ではインターンシップに関して所沢市及びその周辺地域の自治体、医療法人、民間企業等と連携協定を結び、年間2回のインターンシップをこれらの企業で実施している。学生の参加も多く、企業等の受け入れ機関の評価も高い。ボランティア活動についても、教育課程の中に取組み(選択科目)、地域の団地自治会が運営する「グリーンポケット」と連携し市内の清掃活動を定期的に行っている。また、各種団体などの求めに応じた取組を適宜実施し、地域・社会に貢献している。

なお、平成31年度から地域連携センターを発足させ、外部からのボランティア依頼、共同研究の依頼等についての窓口とする(備付-規程集4)。具体的な作業としては依頼されたボランティア内容の教育上からの判断、共同研究に対する本学の対応の是非、さらには実施状況の把握などがある。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

各学科の教育課程の中で、実務的な側面からの建学の理念の具体化、つまり職業人としての自立した女性に必要とされる「知識・技能・実践力」の習得については、その目的を十分に果たしていると判断しているが、定量評価が難しい「ひと」「短期大学士」としての「素養」の育成にはアクティブラーニングの教授法などの工夫が必要であろう。

現在実施しているエクステンションセンターでの公開講義については、受講生のより関心の深い講義内容に変更し、さらにPRを活性化していく。地域連携協定に関する活動については今後も継続して行っていく。

また、インターンシップについては協定先であっても、希望する学生が出ない業種や企業がある。インターンシップ受入先機関と学生の希望とのマッチングを図る必要がある。

地域保育学科による地域活動が定着するのに伴い受け入れ事業者や人数が増加しているが、派遣学生数が限られている。そのため、今後は地域連携センターを中心として全学的な地域での活動をバックアップしていく予定である。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特記事項なし

#### [テーマ 基準 I-B 教育の効果]

#### <根拠資料>

- 提出資料
- 1 大学案内【平成31年度入学者用】
  - 2 ウェブサイト「情報公開」<https://www.akikusa.ac.jp/akitan/>
  - 3 学生便覧
  - 5 秋草学園短期大学学則

## 6 シラバス

### [区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に忠実であるか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）

### <区分 基準 I-B-1 の現状>

幼児教育学科では、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現する「子どもを愛し、子どもと保護者から信頼される保育者」を育てるため、豊かな人間的魅力と確かな保育技術を備えた保育者を育てることを教育目的・目標として掲げている（提出-5）。建学の理念に基づいたこの教育目標達成するためには、学生一人ひとりが社会人としての教養をもち、良識をわきまえ、保育者に必要な専門的知識と技術を身につけ、常に子どもと寄り添う素直な気持ちと、ものごとを柔軟に考える思考力を持つことが必要と考えて教育活動が行われている。この教育目的・目標については、学校案内や本学ホームページ等で学内外に表明している。また、教育目的・目標に基づく人材養成が地域社会の要請に忠実であるか、キャリアセンターと連携しつつ定期的に点検している。

地域保育学科では建学の理念を根底に、「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する職業人を養成する」という教育目的・目標を明確に示している。それらは、学生必携である学生便覧に明記している。また学校案内、ホームページ、受験ガイド誌等で学内外にも公表している。教育目的・目標に基づく人材養成が地域社会の要請に忠実であるかについては、地域や社会のニーズや学生の学修の様子等から定期的に点検している。なお、平成 30 年度から JABC 日本ベビー&チャイルドケア協会と提携し、ベビーマッサージの講習を開始した。平成 30 年度は地域保育学科 3 年生及び専攻科の学生合計 28 名が受講し、27 名がベビーマッサージ指導者の資格を同協会から授与された。本講義は平成 32 年度から正規の授業科目にする予定であり、子育てに必要な専門知識をさらに強化する予定である。

文化表現学科は、建学の理念である「愛され信頼される女性の育成」を前提に、教育目的・目標を、歴史的に醸成された文化・文学の諸事象を深く理解するとともに、現代社会が求める多様な表現方法・技術を駆使できる人材を育成することとしている。これに基づいて、教養教育課程、専門基礎課程、キャリア教育課程及び専門教養課程を編成している。これらの教育目的・目標及び教育課程は、ホームページにも掲載して公開しているほか、学校案内、受験ガイド誌等で学内外に公表している。新入生については「学生便覧」を年度当初に配布し、新入生オリエンテーションで説明をしている。非常勤講師等には、前期の授業の開始にあたって開催する「非常勤講師教職員会」で、各学科長が学科の教育目的・目標の説明をしているほか、短期大学部のホームページにも掲載しており、いつでも見ることができる。

**[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

**<区分 基準 I-B-2 の現状>**

幼児教育学科の学習成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現した「子どもを愛し、子どもと保護者から信頼される保育者として、豊かな人間的魅力と確かな保育技術を備えた保育者に成長することである。具体的には、保育者としての深い教養と幅広い専門知識を学び、保育の場で活用できる技術を身につけるとともに、柔軟な思考力や豊かな表現力、他者を尊重できるコミュニケーション力を養うこと、社会人としての責任感やマナーを身につけることである。学習成果は、学生便覧やホームページ上で公開されている。こうした学習成果の査定は、各教科内での作品制作や文章表現、グループワーク等の取り組みなどの評価や、定期試験の成績評価等の学内における評価、さらに各実習先からの評価等によって定期的に行っている。幼稚園教諭2種免許状、保育士資格の取得状況及び免許・資格を活かした専門就職率等も、学外への学習成果の表明とみなすことができる。学習成果は、社会的に有用性があり2年ないし3年間で実現可能なものと考えられる。

地域保育学科の学習の成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現し、学科の目的である「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者」として成長することにある。具体的には3年間の学びの中で豊富な体験や多くの資格取得を目指しながら保育者として必要な教養や専門的知識や技術を身につけ、さらに保護者や地域社会とも自信を持ってコミュニケーションをとることができる力を身につけることである。それらは学習成果として学校案内等を通して学外にも公表している。また、学習成果は学校教育法や短期大学の規程に照らして学科会等で定期的に点検している。なお、平成30年度より学習の成果の一つとして、ベビーマッサージ指導者資格を導入している。

文化表現学科の学習成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」を具現化することであり、短期大学生としての幅広い教養を身につけるとともに、現代社会が求めるコミュニケーション能力と多様な表現方法・技術を駆使できることである。また、広く社会に認められている資格や技能を活かして社会へ巣立つ能力を持つことである。これらの成果は、学科として決めているだけでなく、担当科目の教員が科目ごとに決めて、教育効果の徹底と確認をしている。これらの学習成果は何より学生自身が認識すべきものであり、教育課程やシラバス(提出-6)でも明示し、学生の自己認識を促している。また、専任教員が学科会を通じて確認しているほか、非常勤講師等には、前期の授業の開始にあたって開催する「非常勤講師教職員会」で、学科長が学科の教育目的・目標のほか学習の成果についても説明している。大学のホームページにも掲載しており、いつでも閲覧することができる。

**[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

**<区分 基準 I-B-3 の現状>**

幼児教育学科では、平成 29 年度に「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」を作業部会、学科会、学科長会で議論を重ねて策定し、一体的な整合性をはかることができた。この三つの方針は平成 30 年度「学生便覧」に明記されており、授業科目のシラバスにもできる限り反映させるよう各教員が心がけている。学科所属の専任教員には三つの方針が十分に周知されており、それらに基づいた教育活動が行われている。学外的には学生募集のための学校案内やホームページ上等で表明している。

地域保育学科では建学の理念を根底に、三つの方針（学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ）を互いにそれぞれが密接な統一と関連を持って定めている。定めるに際しては学科内で様々な観点から十分に議論を重ねたものであり、その方針に沿って入学前から卒業後まで一貫した教育活動を展開している。三つの方針については、学校案内、ホームページ、受験ガイド誌等で学内外に公表している。高校生を対象とする学校説明会や本学におけるオープンキャンパス時は特に絶好の機会と捉え広報している。

文化表現学科は、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めるとともに三つの方針を定め、その制定に当たっては学科会で検討を重ね策定をした。教育課程の制定やシラバスの作成を含めた教育活動を進めていくに当たっても三つの方針を前提として展開している。また、三つの方針は学校案内、ホームページ、受験ガイド誌等で学内外に公表し、高校生を対象とする学校説明会や本学におけるオープンキャンパス時にも説明し入学希望者に理解を得るよう努めている。

**<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>**

幼児教育学科では、学生に対して入学時のオリエンテーション等で教育目的・目標の指示は行われているが、学生の理解を更に深める必要がある。同時に学生自身が卒業までに本学科の教育目的・目標を達成することができたという自覚を持つかどうか、その確認が課題として残されている。また、地域社会の要請に込んでいるかどうか、更に点検する方法を検討すべきである。平成 27 年度からの GPA 評価制度の導入により、総合的学習成果を示す一つの基準はできたが、学生各自で学習成果を詳細に振り返る機会を設けることが課題である。三つの方針については、非常勤講師への周知は未だ十分とは言えない面がある。また、学生に伝えるのみでなく、各方針がどのように達成されたかを確認する必要がある。

地域保育学科での学習の成果は、建学の理念および地域保育学科の教育目的に見合った内容・方法であるか、様々な観点から検討することが課題である。ベビーマッサージ指導者資格は平成 32 年度の正式導入に先駆け、本年度から既に講習を開始したが、さらに保育士資格、幼稚園教諭 2 種免許状については全員の取得をめざし、図書館司書、児童厚生 2 級指導員、ピアヘルパー、おもちゃインストラクター等の資格取得については常に前年を上回る取得率を目指している。改めて地域保育学科の根幹を為す三つの方針について確認する。

建学の理念である「愛され信頼される女性」の概念は、普遍的な側面と時代の変化とともに変化する側面がある。その意味で、文化表現学科では、時代状況の変化とそれに伴う社会的人材要請の変化に対応した「愛され信頼される女性像」を想定した教育課程を常に求めていく必要がある。また、学科の教育目的を地域社会との連携強化にどのように具体的に結びつけていくかも課題である。新入生の保護者には、入学式当日の保護者会で各学科長が学科の教育目的・目標の説明をしている。また、学生がどれだけ学習の成果を認識して授業に望んでいるか十分に把握できていないのが現状である。専任教員だけでなく非常勤講師や保護者も学生の授業成果を確認・認識していることが望まれるが、現状ではその把握ができていない。非常勤講師や保護者がどれだけ学習の効果について認識・理解しているか確認する場が必要である。平成 29 年度に三つの方針を決めて以降、教育課程の変更、教科目の改変などがあり、現状では三つの方針が一体的に関連しているとは言い難い状況になっている。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし

#### [テーマ 基準 I-C 内部質保証]

#### <根拠資料>

- 提出資料 7 秋草学園短期大学自己点検・自己評価委員規程  
8 秋草学園短期大学自己点検・自己評価専門部会設置細則  
9 秋草学園短期大学自己点検・評価及び第三者評価実施要領  
10 秋草学園第Ⅲ期 5 ヶ年計画
- 備付資料 4 秋草学園短期大学自己点検・自己評価報告書【平成 28 年度】  
5 秋草学園短期大学自己点検・自己評価報告書【平成 29 年度】  
6 秋草学園短期大学自己点検・自己評価報告書【平成 30 年度】  
7 高短連携委員会議事要録  
8 秋草学園短期大学アセスメントポリシー
- 備付資料-規程集  
5 秋草学園高短連携委員会内規  
6 秋草学園短期大学資格取得奨励金支給内規

**[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

**<区分 基準 I-C-1 の現状>**

本学では、自己点検・自己評価委員会規程（提出-7）、自己点検・自己評価専門部会設置細則（提出-8）、自己点検・評価及び第三者評価実施要領（提出-9）を整備し、これらに基づき自己点検・自己評価委員会と専門部会を組織し、自己点検・評価を実施している。日常的な自己点検・評価作業に伴い早急な対応が必要となったものについては、学科会、各種委員会、学科長会、教授会などで検討され、改善策を具体化している。

年間を通しての自己点検・評価の総括は、専門部会が中心となって報告書の取りまとめを行い、その結果は教授会への報告、理事会の承認を経て、毎年学長名で Web 上に公表されている（備付-4～6）。平成 30 年度の自己点検・評価作業は、報告書の形式が改まったことに対する対応の周知が徹底されておらず、「平成 30 年度自己点検・評価報告書」の各担当者から提出された原稿の確認・修正に少なからず時間を費やしたため、公表の時期が年度末の 3 月にずれ込んでしまった。また、平成 31 年 1 月以降は、「平成 31 年度自己点検・評価報告書」の作成に向けての作業を行った。

平成 30 年度第 1 回の自己点検・自己評価委員会専門部会は、上述の通り報告書のとりまとめに相当の時間を要してしまった結果、例年であれば平成 30 年の 5 月頃に開催されていたものが、平成 31 年の 1 月の開催となってしまった。内容的には平成 29 年度の専門部会の第 1 回と第 2 回をまとめた形で「平成 30 年度自己点検・評価報告書」の作成に関して原稿提出状況の確認をするとともに、原稿の校正分担を行った。その後、各委員による原稿校正のうえ報告書の原案を完成させた。原案は 2 月の第 1 回自己点検・自己評価委員会で審議のうえ承認されたのを受け、3 月の教授会に報告され、その月の理事会で承認され公表された。また、「平成 31 年度自己点検・評価報告書」に関しては、前述の平成 30 年度第 1 回の自己点検・自己評価委員会専門部会の中で、事務局より、平成 30 年度から開始された第三期第三者評価に係る短期大学基準協会の認証評価要綱改定案に関し、改定の目的及び主な改定点について改めて説明がなされた。また、「平成 30 年度自己点検・評価報告書」の完成が遅れたことの反省を踏まえた自己点検・評価の作業日程及び実施体制について提案がなされ、了承された。その後、執筆要領とともに執筆担当者には執筆個所についての依頼が行われ、その原稿の提出期限は 2 月 27 日と定められた。

自己点検・自己評価報告書の最終原稿の点検作業にはすべての教職員が関与しており、その成果は中期事業計画（5 ヶ年計画）（提出-10）に一部反映されるほか、各種委員会や

学科会などの検討を経て、次年度の教学運営などに反映されている。

高等学校との連携については、秋草学園高等学校との間で高短連携委員会を組織し、月に1回程度の委員会を開催して、お互いの連携を強めると共に意見交換を行い、相互の改善が行われている(備付-7)(備付-規程集-5)。また、平成29年度から、大学関係者評価委員会運営内規を整備し「大学関係者評価委員会」を設置し、近隣の保育園園長、商工会議所専務理事、所沢市子ども未来部長に委員を委託した。平成30年9月に平成30年度の第1回の委員会を開催し、本学の三つの方針について、また、その方針を踏まえた取組についての意見交換や、地域の拠点となるための取組の一環として開設した「子育て支援ルームぽっぽ」の紹介・案内を行った。今後も引き続き、様々な連携していくこととなっている。

自己点検・自己評価報告書は毎年公表をすることで、全ての教職員が毎年度の報告書を確認することができ、その結果は翌年以降の改革・改善の指標となっている。

#### [区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

#### <区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、平成30年度より学修成果の評価に関するアセスメントポリシーを定め(備付-8)、大学全体、各学科、科目それぞれにおけるポリシーに従って学習成果の評価・検証をおこなうように努めている。本アセスメントポリシーについては、教学マネジメント委員会において定期的に点検を行うとともに、大学関係者評価委員会委員からの意見聴取を行うこととしている。

幼児教育学科では、教育の向上・充実のために教育課程を定め、シラバスに科目の目標を明確に示し(Plan)、それに従って授業を行い(Do)、学生の学習成果を定期的に試験結果や態度、授業評価等で評価(Check)し、さらにFD活動に積極的に取り組んでいる(Action)。このようなPDCAサイクルの中で全教員が日常的に自己点検・評価を行い、教育力の向上と充実に努めている。平成28年度より授業の連携に力を入れることによって、教員間でPDCAサイクルの必要性が共有されている。なお教育課程については、学校教育法や短期大学設置基準及び関係する指定規則に則り法令遵守に努めている。

地域保育学科では、学習成果の査定に関して、主に毎月開催される学科会で、委員会報告や学生の動向といった事項の中で取り上げられ共通の理解を得ている。教育の向上充実のためのPDCAサイクルは個々の教員として試験やレポート、作品等により学習成果を確認し授業評価と合わせて教育の向上に努めているが、学科として組織的に行っているとは言い難い。学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更について、適宜確認し法令順守に努めている。

文化表現学科では学習成果の質保証と測定は以下のような仕組みによって量的・質的データとして確認している。

- ①全科目を通じて GPA を用いた数値化によって把握する。
- ②各科目の担当教員がシラバスに記載した「授業の目標」に基づき「評価の要点」「総合評価の割合」を厳守して学生の学習成果を評価する。
- ③教員は定期試験だけで学生の学習成果を評価するのではなく、学習の進行状況に応じて中間試験、小試験、レポート等を課して学習成果を継続的に評価し、総合評価へとつなげていく。

これらの質保証の範囲は教養教育科目、専門基礎科目及び専門教養科目、キャリア教育の各課程に及ぶほか、図書館司書、ウェブデザイン実務士、情報処理士、医療事務の各資格課程においてはその取得率及び取得人数を定量的に把握することで確認している。尚、学習の成果として予め定めた一定の資格を取得した場合や検定に合格した場合は受験料に相当する額を授与する「資格取得褒賞制度」を設け、平成 30 年度から正式に規定に位置づけた（備付-規程集 6）。

教育の質を向上させるための PDCA サイクルは個々の教員が学生の授業アンケートや他の教員による授業参観後の指摘に基づいて改善に努めており、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更については、適宜確認し法令順守に努めている。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

幼児教育学科では、平成 30 年度学科会等を通じて教員に F D 活動の意義を伝えてきたため、教員間で PDCA サイクルの必要性は共有されているが、教育の向上と充実のため更に強化する必要がある。その取り組みの中で、教員間の格差の是正が課題である。

地域保育学科では、この点については結果として様々な試みは行っているが、計画的な活動はなされていない。

文化表現学科では、ディプロマ・ポリシーに基づくアセスメントポリシーを明確に策定する必要がある。また、PDCA サイクルの組織的取組や教科科目に関しては適宜ルーブリック評価などを導入し、明確で公平性を担保する質保証の仕組みを導入することも大きな課題である。

自己点検・自己評価活動は毎年継続して行なわれており、その結果は報告書という形で公表されている。その状況に応じた対応を行い、改善されていく点については質保証に資すると言えるが、毎年のように改善事項としてあげられるものについては、「内部質保証」が行われているとは言い難く、様々な要件から改善を図りたくとも図れていないという現状はあるが、可能な範囲での実質的な改善を行う必要がある。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特記事項なし

#### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

**(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況**

建学の理念の教育内容への反映については、学長を中心とした学科長会で自校教育の一環として、しばらく行われて来なかった学長講話の再開をした。具体的には平成 31 年 1 月 30 日に在学生オリエンテーションの一環として幼児教育学科一部 1 年生、地域保育学科 2 年生、文化表現学科 1 年生及び幼児教育学科二部 2 年生を対象に学長講話を実施した。講話の内容は学ぶ目的、社会人としてのルールなどである。平成 31 年度以降は教務委員会においても教育課程に組み入れる方策を検討している。また、「建学の理念推進委員会作業部会」を組織し、平成 31 年度からは授業以外でも建学の理念を共有できる場を設けることを目標としている。また、各学科においては、建学の理念を伝えていく中心となる授業科目として、幼児教育学科の「教養演習」、地域保育学科の「地域保育基礎講座」、文化表現学科の「社会人基礎講座」、「短大生基礎力演習」があり、各授業科目の毎年のシラバス作成において教務委員会でその内容を精査している。また、当然のことながら、自己点検・評価作業と、秋草学園 5 カ年計画との連動については平成 30 年度より秋草学園 5 カ年計画が第Ⅲ期に入ったことから、今後もこの連携を注意深く行っていく。

GPA 制度については平成 27 年度より全学科で導入された。この制度の活用として、4 月 1 日時点で GPA3.0 以上の学生への履修上限単位数の緩和、各学期における成績が GPA2.0 未満の学生へのクラス指導教員による学修指導、GPA1.0 未満の学生への退学勧告を可能とすること、卒業式等の代表学生の選出の基準とすることなどが定められ、適切な運用を行ってきた。

幼児教育学科では、専任教員はもちろんのこと、非常勤講師に対しても、全教職員会で学科長が説明をすることで、教育目標の共有を図った。学生に対しても、入学前後の集合教育やクラスミーティング等で教育目標を周知できるようにした。また、GPA 評価制度が活用できるよう学科会で検討すると共に、学内の F D 研修への教員参加を促した。

地域保育学科では、平成 27 年度の学生便覧より建学の理念に基づく教育の目的・目標及び学習成果の記載をしており、その内容については、学科会において定期的に検討を行っている。さらに 1 年次の「地域保育基礎講座」の授業などでこれらについて学生への周知をし、学生が高い意識を持って学習ができるような教育を行っている。今後は、学習成果の査定に関する PDCA サイクルの構築について、更なる強化を図っていく必要がある。

文化表現学会では、プレースメントテストについては、実施の前段階として、英語、数学などの科目編成や、能力別クラス編成に関して教員組織などの体制を構築している必要があるが、文化表現学科では英語については選択科目、数学については教育課程にないことから当面実施せず、学科教育の特性、ディプロマ・ポリシーで謳っている考えに基づいて言語・表現能力に関して入学前教育等で学生の能力を把握し、入学後の学習に生かしていくこととした。

また、教育課程の改編については、社会の人材ニーズの多様化、学生の学びの多様化に合わせて平成 31 年度に改革案をまとめて文科省に届け出し、令和 2 年度から新カリキュラムを導入する。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

地域社会への貢献の一環として、エクステンションセンターの受講生の拡大を図るための広報に努める。具体的には市役所や公共施設にポスターを掲示すること、受講生に口こみを依頼することなどが考えられる。

秋草学園5ヵ年計画の目標とその達成状況に連動して自己点検・評価作業が行えるよう検討する。

幼児教育学科では、学生全員に「教育目的・目標」の更なる理解を求めていくために、学科会等において、教育目標を更に学生に伝えていく手立てを検討しつつ、協働して学生教育にあたることとする。学生に対しても、年度当初の学長講話やガイダンス等で教育目的・目標をより具体的な形で周知できるようにすると共に、卒業年次の「教職実践演習」等で教育目的・目標を達成できたかどうか、各自で総合的に確認する機会を作る。地域社会の要請に応えられているかどうかは、具体的に学生に何が不足しており、何が求められているのか、キャリアセンターとの連携のみならず、実習連絡会等を通じて、会に参加される外部の保育者にヒアリングを行うことで点検していく。また、GPA 評価制度の活用について、更に学科会や作業部会等で検討すると共に、「履修カルテ」を活用しながら、卒業年次の「教職実践演習」等、幾つかの授業の中で、学生各自の学習成果を念入りに振り返る機会を増やしていく。平成30年度より入学前指導の際、学生に三つの方針を伝える機会を設けているが、これを継続して早い段階から学生への周知徹底を図る。また、入学後も幾つかの授業で連携を行い、三つの方針を伝えることによって学生の理解を促す。非常勤講師に対しても、三つの方針を具現化できる授業のありかたを共に考える機会を設け、理解を促す。

地域保育学科では、平成31年度においても本学の教育方針を理解しボランティア活動、インターンシップ等に協力をいただける行政・事業体と共同して、地域保育学科の目的・目標の達成に向けて、地道できめ細やかな指導を徹底する。児童厚生2級指導員、ピアヘルパー、おもちゃインストラクター等の資格取得については前年を上回る取得率と公立保育士合格者数の拡大を目指す。更に、「三つの方針」は地域保育学科の教育活動の根幹を為すものであるため、常に学科会等において点検評価する。教育の内容・充実に向けて学習成果の査定やPDCA サイクルについて、学科の中で組織的に取り組んでいく。

文化表現学科では、学生のインターンシップについては希望業種、希望地域についてきめ細かい聞き取りをしたうえで、希望に沿う企業等、受入機関の増加を図っていく。また、グローバル時代の中で社会的要請の高いコミュニケーション能力のある学生や、地域・社会に貢献できる学生を育成するため、令和2年度の実現に向け新しい教育目的及び教育課程の構築を検討していく。非常勤講師には、前期の授業の開始にあたって開催する「非常勤講師教職員会」及び「学科会」で、各学科長が学科の教育目的・目標の説明をする。また、新入生の保護者には、入学式当日に保護者会を設け、学科長が教育目的・目標及び学習の効果について平成31年度から説明する。更に現状では三つの方針が一体的に関連しているとは言い難いため、令和2年度の教育課程の改変を機に、組織的な議論を経て三つの方針を変更し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが一体となるように改善する。平成31年度には、ディプロマ・ポリシーに基づくアセスメントポリシーを科目ごとに明確に策定し、令和2年度からの新教育課程の導入に合わせて運用する。

今後の全学的な課題として学習成果を対象とするアセスメント手法の開発及びその定期的な点検を開始する必要がある。このほか教育の向上・充実のための PDCA サイクルの活用を図ることがあげられる。

幼児教育学科では、より積極的に教育力の向上や充実を図るために、学外のFD研修等に多くの教員が参加できるよう学科長を通じて更に支援する。また、引き続き授業の連携を図ることによって、互いにPDCAの共通理解を更に深める。学科会、各種作業部会の中で、教員同士がPDCAサイクルの検討を継続して行う。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

## &lt;根拠資料&gt;

- 提出資料 2 学生便覧  
 4 ウェブサイト「情報公開」<https://www.akikusa.ac.jp/akitan/>  
 6 シラバス  
 11 学生募集要項【平成 31 年度入学者用】  
 12 平成 30 年度学年暦
- 備付資料 9 学生指導簿  
 10 新入生アンケート結果  
 11 学修行動調査結果  
 12 満足度調査結果  
 13 文化表現学科パンフレット（資格・検定合格者一覧）
- 備付資料-規程集  
 7 秋草学園短期大学履修規程

## [区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

## &lt;区分 基準Ⅱ-A-1 の現状&gt;

幼児教育学科では、「愛され信頼される女性の育成」という建学の理念を根幹とし、現代の保育ニーズに応えられる豊かな人間的魅力と確かな保育技術を備えた保育者の養成を行っている。平成 29 年度に組織的議論を重ねて新しい卒業認定・学位授与の方針を策定し定期的に点検を行っている。幼児教育学科では、以下のような能力や人間性を備えた者に対し短期大学士の学位を授与する。

- 1) 社会人としての深い教養と保育者としての幅広い専門知識を身につけていること。
- 2) 柔軟な思考力と豊かな自己表現力を有していること。
- 3) 他者を尊重できるコミュニケーションの力を身につけていること。
- 4) 子どもの最善の利益のために働くことができること。

5) 誠実で責任感が強く、社会人としての良識をわきまえた言動ができること。

6) 2年ないし3年以上本学科に在籍し、卒業要件修得単位数を取得していること。

以上幼児教育学科の学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会の求める職業人となるための基本的姿勢や専門的能力を具体化したものであり、社会的に通用性がある。卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示し、学習成果に対応している。尚、この方針について平成30年度の課題であった学科の学生への周知徹底は改善しつつある。

地域保育学科の保育者養成は、建学の理念のもと、子育て支援をはじめとした現代の保育ニーズに対応できる専門的知識を修得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者を養成することにある。以下のような知識・学力と人間性を身につけた者に対して短期大学士を授与する。

1) 保育者として必要な教養や専門的知識を身につけていること。

2) 主体的に学ぶ力を身につけ、保育の質の向上、自己の資質向上に取り組めること。

3) 仕事やそれ以外の活動を通し社会貢献できる力を有していること。

4) 子どもの人権を守り、子どもの最善の利益を優先できること。

5) 多様な問題に直面したとき、それを乗り越える精神的強さを有していること。

6) 所定の年限在籍し、所定の単位数を修得していること。

以上のように学位授与の方針について、学生便覧、ホームページ、学校案内等において表明し学内外に周知を図っている。保育者養成とする本学科の学位授与の方針は、地域社会のあり方、子育て支援の必要性という現代社会の中で特に職業人としてまた社会人として求められているものであり、毎年幼稚園教諭、保育士としての専門職としてほぼ100パーセント近い数値で就職していることからこれらの方針は社会的通用性があると考えられる。学位授与の方針については、学習の成果とあわせて定期的に点検している。

文化表現学科の卒業認定・卒業要件修得単位数は2年以上本学科に在籍し、教養教育科目8単位以上、専門教育科目60単位以上（うち必修科目14単位）、合計68単位以上を修得すること、と規定で定めている。また、卒業認定・学位授与の方針は以下の通りとし、成績評価の基準、資格取得の要件を規定で定め、シラバスや教育課程で明示している。

1) 日本の伝統及び現代文化に加え、異文化に対する理解を深めていること。

2) 他者の主張や考えに耳を傾け、その内容を整理・理解する能力と自己の思いや考えを適切にまとめ、表現するコミュニケーション能力を身につけていること。

3) 社会の新しい動きに関心を寄せ、絶えず向上心をもって新たな知識や技能の習得を目指す姿勢を身につけていること。

4) 礼節、勤勉、協調の精神を持ち、将来社会に貢献したいという意思があること。

学位授与の方針の1)～3)は社会の求める教養人、職業人の基本的能力や心構えを具体化したもので、十分に社会的通用性を有している。また、学位授与の方針については、教育課程のあり方とともに定期的に学科会で点検している。

**[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

幼児教育学科では、「卒業認定・学位授与の方針」に対応した「教育課程編成・実施の方針」を明確に示し、教育課程を短期大学設置基準にのっとり体系的に編成し、その学習成果の獲得を判定している。シラバスに必要な達成目標や準備学習と授業の内容、成績評価の方法・基準、教科書等の項目を明示し、学生に年度ごとに説明を行っており、学生が取得する単位数の上限を定める努力（備付-規程集 7）をしている。また、経歴と研究業績を基に教員を適切に配置しており、教育課程の見直しを定期的に行っている。尚、学習のプロセスを学生ひとり一人がよりよく理解し、確かな学力を積み上げていくことができるよう、平成 30 年度より「学びの順序の最適化」を諮っている。更に卒業認定・学位授与の方針を達成するのに必要と考えられる学力を身に付けるためのサポートとして、「基礎演習」と「教養演習」の本学科独自科目を開講している。当学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与に必要な知識や能力を習得するために、教育課程を大きく「教養教育科目」と「専門教育科目」に分けて以下のように編成・実施している。

- 1) どのように社会と関わるかを考え、学びに向かう力をつける。
- 2) 教育・保育の専門知識と技能を身につける。
- 3) 幼児教育・保育の理解を深めるため、他者と対話を重ねながら主体的に学ぶ。
- 4) 保育における具体的な援助方法を学ぶ。
- 5) 学んだことを生かし、自分の得意分野を伸ばす。

地域保育学科の教育課程は、子育て支援を核とした現代の保育ニーズに対応できる専門的知識・経験を修得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者を養成することにある、とする学位授与の方針に沿うよう編成されている。幼稚園教諭免許状、保育士資格を取得するには、定められた必修教科が多数あるが、3年間の教育課程の中にバランスよく配置し、また年間に履修できる単位数の上限を定めている。子育て支援に必要なとされる資格取得のための講座等も、学生が履修し易いよう配置している。開設講座はすべてシラバ

ス上に必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、授業時間数、予習・復習時間、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を示し、学生が受講する際参考となるようにしている。成績は5段階で評価されるが、専門職としての社会的責任も大きく厳格に考慮して適用している。評価は各期末の試験のみならず、各教科担当者は小テストやレポート、発表、作品、授業態度等総合的に評価し客観性・公平性を期している。担当教員の配置も、専門性や業績を重視し専門的知識や技術が得られるよう配慮している。さらに、本学科独自の講座を多数開講しており、学科の特色を活かした学習の場となっている。本学科の代表的な独自教科として「地域活動Ⅰ・Ⅱ」、「総合演習Ⅰ・Ⅱ（ゼミナール）」、「地域子育て支援論」、「カウンセリング論」を始めとする心理学系、児童館関連の科目等に力を入れている。教育課程の見直しについては、日頃の学習の成果や保育者養成に関わる法律や規則の改正を機に適切に行っている。なお、平成31年度から「地域活動Ⅰ」の授業内容を見直した。主な改正内容はボランティア活動の必要性、ボランティア活動の歴史、およびボランティア活動を行う際の注意点などを取り入れた点である。また、これに連携して令和2年度より「地域活動Ⅱ」の内容を見直す作業を行っている。

文化表現学科では学位授与に必要な知識や能力を修得するために、カリキュラム・ポリシーを明確にしたうえで、以下のように教育課程を編成している。

1) 教養教育科目

人間、社会、文化への基礎的な理解と教養を身につけるために編成。

2) 専門教育科目

社会で有能な人材を育成する目的で、専門的知識、技能、実践力を身につけるため以下のように編成。

- ①専門基礎科目…短期大学生として必要な学びの姿勢、学びの方法から、効果的なコミュニケーション手法と基礎的情報処理能力を習得する。
- ②専門教養科目…コミュニケーション能力の基盤となることばと文化への理解を深める。
- ③キャリア支援科目…キャリア形成に必要な知識と技能を習得する。
- ④3領域からなる専門科目…各自の興味と関心に合わせた専門的学習ができる。創作表現、デジタル表現、ビジネス実務の科目群で専門的な知識と技能、実践力を習得する。
- ⑤基礎的な学習に加えて発展した専門的な学習を行うためのゼミナールを置く。

授業科目の編成は学習成果に対応した専門領域群を核として、分かりやすく配置しており、年間に履修できる単位数の上限を定める努力をしている。成績評価は一定の教育の質の修得を前提に厳格に適用している。シラバスには学習成果とその獲得に必要な項目（到達目標、授業内容、準備学習の内容、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示するようにしている。教員配置は専任教員、兼任教員ともに資格・業績を基にした適切なものとなっている。

**[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

幼児教育学科では、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう教育課程を編成している。具体的には教養教育科目で、深い教養を身につけられるように「日本国憲法」や「英語」「体育実技・講義」等を行っている。特に、若い女性として自分の身体や生命についての理解を深め、社会人としてのマナーや礼儀作法を身につけるための「教養演習」を必修の教養教育科目としている。専門教育科目としては、保育者としての幅広い専門知識や実践的な保育技術を身につけられるように科目の配置を行っている。さらに、専門教育科目を通じて、柔軟な思考力や豊かな表現力を養い、自ら課題を見つけその解決方法を探り実践できる力を育て、他者を尊重できるコミュニケーションの力を育成する。教養教育と専門教育とを関連づけた学習成果を評価し、その測定方法について改善に取り組んでいる。

地域保育学科では、幼稚園教諭2種免許状、保育士資格に必要な要件である日本語表現、英語、体育、情報処理、憲法などを中心に教養科目を開設している。それら科目群は専門教育の基礎となるものであり相互の分野が有機的に関連しあい教育効果が高められなければならない。従って日頃よりレポートや発表、試験等によりその成果を測定・評価し主体的に取り組めるよう授業の改善に努めている。

文化表現学科では教養教育科目として13の講義科目が配置している。卒業要件としてはこのうちの4科目以上を習得しなければならない。これらの教養科目のほかに専門教養科目13科目やキャリア教育科目11科目など専門教育以外の科目を多数設定、このうえに教養の深化を図るための専門科目32科目を設定している。教養教育科目、専門教養科目及び専門科目は互いに関連性を持たせるよう配置しており、例えば教養教育科目の「文学に親しむ」は専門教養科目の「古典文学を読む」「近代文学を読む」「女性文学を読む」の授業科目の前段階として位置づけている。また、試験やレポートによってその効果を厳密に評価し、改善に務めている。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

幼児教育学科では、幼稚園教諭2種免許状、保育士資格を取得し、将来保育者として保育現場で働くことを希望する学生がほとんどであるため、保育者に必要な教養と専門的能

力を身につけることができるよう編成した教育課程の中で職業教育を実施している。当学科の教育課程での学習を修了した学生たちの多くが保育現場での専門就職を果たすという点で、その学習効果の評価・測定が可能である。更に保育の現場に必要な職業教育の内容については、実習連絡会などで保育現場からの評価や要望を参考としながら改善に努めている。

地域保育学科の教育課程は、現代の保育ニーズに対応できる専門的知識・技術を習得させ幅広い視野と豊かな人間性有する保育者育成に向けて、短期大学設置基準に沿った専門教育と教養教育をバランスよく学べるよう実施している。幼児教育者・保育者育成について、学内における授業科目の個々の達成目標に対する到達度の評価と、学外におけるボランティアやインターンシップ、各種実習での外部評価と自己達成感、幼稚園教諭2種免許状、保育士資格、児童厚生2級指導員資格、ベビーマッサージ指導者などの各種資格の取得状況、とこれらの資格取得を活かした専門就職率等により測定・評価している。評価結果も参考とし、効果の測定・評価については必要に応じて改善に取り組んでいる。

文化表現学科では 基礎的な社会と文化への理解および効果的なコミュニケーション手法の修得、また学習成果を実現できるようにゼミナールを配置している。このほか多様な知識や技能の修得として文化・文学・図書系、映画・創作・マンガ系、情報・Web・デザイン系、ファッション・サービス系の4つの科目群を設定し、職業または実生活に資する授業科目を数多く配置している。さらに実践的な資格の取得を目指し、図書館司書課程、医療事務資格課程、ウェブデザイン実務士課程、情報処理士課程を置くほか、キャリア教育11科目及び単位化はされていないが就職関連講座を置き、キャリア・デザインをサポートしている。また資格取得率等により教育効果の測定・評価を行い、教育課程の改善にも努めている（備付-13）。

**【区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

**<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>**

本学の学生募集では、大学案内や学生募集要項（提出・11）にアドミッション・ポリシーに基づく「教育目標と学生に求められる要件」を分かりやすい言葉で明確に示している。

幼児教育学科では、「愛され信頼される女性の育成」という建学の理念と、「現代の保育ニーズに応えられる豊かな人間的魅力とたしかな保育技術を備えた保育者の養成」という教育目的・目標に基づいて、平成 29 年度より以下のような入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を掲げている。

- 1) 知的好奇心が旺盛で、自分の感性大切にすること
- 2) マナーが身についている人
- 3) 入学後の学習に必要な基礎学力をもっている人
- 4) 保育者を目指す意思が強く、学習意欲が高い人
- 5) 自分の考えを的確に伝えることができ、他者の考えを受け入れることのできる、基本的コミュニケーション能力のある人

以上の入学者受け入れの方針は、学生募集要項にも掲載し、入学前指導においても入学予定者に周知している。当学科では入試広報室との共同体制でさまざまな入試方法を用いて入学者選抜を行っているが、すべての試験形態において面接を必修としており、調査書や学科試験における入学前の学修成果の把握・評価のみならず、人物を重視する幼児教育学科の入学者受け入れの方針に適った入学者選抜を行っている。平成 27 年度より A O 入学試験を導入し、平成 28 年度より「自己アピール・自己表現」の力に着目した A O 入学試験を実施している。平成 30 年度本学科への受験については、入学希望者に対し、オープンキャンパスの際、学科教員と職員とで丁寧な個別相談を行っている。A O 特待入学試験ならびに A O 入学試験、指定校推薦により早期に入学を決定した者に対して、基礎学力向上のために 8 月から入学前課題を郵送し、その提出を義務付けている。また 10 月より 2 月まで初心者を対象とした 6 回のピアノレッスンを行った。さらに、入学前教育の一環として、入学後の学習の心得や実習等について理解を深めるため、1 月から 2 月にかけて計 3 回の集合教育を実施した。入学後のオリエンテーションや新入生交流研修旅行を通して、学生の仲間づくり、学生と教員との関係作りの機会も設けている。課題であった入学者の入学後の動向を I R 推進委員会や入試広報室との連携を通して、探っており、入学前教育のより一層の充実を図ることも検討し、実行している。

地域保育学科では学科の学習成果にふさわしい入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）として、「子どもと保護者の気持ちを暖かく受け止め、自分自身も成長できる人。また、自他の人権を尊重し、教養とマナーを備えた人。」と学校案内に明示している。

選抜方法として、A O 特待入学試験、A O 入学試験（保育士資格・幼稚園教諭 2 種免許状の取得を目指し、さらに本学科で開設しているその他の資格取得に意欲があるもの）、推薦入学試験（指定校推薦、公募推薦、特別推薦）、一般入学試験、特別入学試験（海外帰国子女）を設けている。すべての選抜試験は、学科試験や調査書等の成績だけではなく、地域保育学科の入学者受け入れの方針に添った人物を重視する入学者選抜の方法をとっている。入学前の学習成果の把握・評価については提出された調査書、ならびに学力、面接試験で行っている。

文化表現学科では、高校卒業程度の学力を有し、学科の学位授与の方針にふさわしい人を広く受け入れるために、以下のような入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシ

一) を決め、その内容を入学案内、受験ガイド、学生便覧等で公開している。

- 1) 年齢に相応しい知識、技能、人間力が備わった人
- 2) 日本の伝統文化や現代文化、さらには異文化に関心を持ち、多様性を受け入れ意欲的に学ぼうとする人
- 3) 社会とのかかわりを意識的に捉え、判断し、実践しようとする意欲のある人
- 4) 自分の発想や主張を表現するための手法や技術を習得しようとする意欲のある人

入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価の基準となっており、また入学者選抜の方法においても重要な判断材料となっている。早期入学決定者については、入学時までの間に各種の学習課題を与え、基礎学力の修得と入学準備の指導をしている。

受験に関する日常的な問い合わせについては、入試広報室が対応しており、オープンキャンパスなどの機会には、各学科の教員で構成する入学者選抜試験委員会委員に加え、各学科長と職員を交えた多くのスタッフが個別相談に応じることで、入学希望者個々の質問、希望に対応することができている。高大接続の観点から、入学希望者の関心や学力に応じて適切に助言を行い、アドミッション・ポリシーに対応している。

入学試験に関する広報ならびに入学試験業務は主に入試広報室が担当しており、入学者の選抜方法について、AO入学試験については、アドミッション・オフィスが合否判定をし、教授会へ報告している。その他の入学試験の判定は、入学者選抜試験委員会が検討し、教授会の審議を経ることで全学的な視点から検討し実施している。学力試験に加え面接試験の結果なども点数化することで、評価基準の明確化を図っている。入学試験に関しては、受験生の多くがAO及び推薦入学試験で受験するため、各学科で選抜方法に応じた選抜基準を検討し、面接者に謂れない不利益が生じないように、またアドミッション・ポリシーに沿った受験生の能力・学習成果に対応しているか見極めることを重視して取り組んでいる。

広報については、入試広報室と入学者選抜試験委員会が協同して、広報に関する内容（募集要項等の作成からオープンキャンパス・高校訪問等）について協議し、検討する体制が整っている。募集事務は入試広報室が行っている。またスマートフォンやWEBでの資料請求者が増えてきているため、前年に引き続きスマートフォン対策とSEO対策を重視するようにしている。入学後の学生の修学状況を高等学校訪問を通して報告し、高校生の興味・関心の動向や進学動機、入学者受け入れの方針について意見を聴取している。

入学手続者に対して、入学までの期間に各学科が入学前教育を実施している。入学後のオリエンテーション、新入生交流研修旅行を通して学習態度の涵養と学生相互の仲間づくり及び学生と教員との関係づくりの機会を設けている。

文化表現学科では、コミュニケーション能力アップのために「まいまいプログラム(My Mind Up)」を取り入れ、ボランティアやインターンシップの参加者増に結び付くようにした。

#### [区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

- (3) 学習成果は測定可能である。

#### <区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

幼児教育学科の学習成果の査定は、各教科内での作品制作や文章表現、グループワーク等の取り組みなどの評価及び定期試験の成績評価等の学内における評価のみならず、各実習先からの評価や、幼稚園教諭2種免許状、保育士資格の取得状況及び免許・資格を活かした専門就職率等の外的評価等によって定期的に行われている。幼児教育学科では、幼稚園教諭2種免許状、保育士資格を取得し、将来保育者として現場で働くことを希望する学生がほとんどであるため、学習成果としては、個々の授業科目の単位を本学の規定通りに取得することは言うまでもなく、幼児教育学科における学習の集大成である保育所実習、施設実習、教育実習の各実習で、それまでの学習成果が発揮されている。また、学習成果を獲得した学生たちの多くは現場で保育者として働くことになるため、幼児教育学科の学習成果には実際的な価値があり、専門就職という点で学習成果は測定可能なものとなっている。

地域保育学科の学習成果は、学内における授業科目の個々の達成目標に対する到達度の評価と、学外におけるボランティアやインターンシップ、各種実習での外部評価と自己達成感、幼稚園教諭2種免許状、保育士資格、児童厚生2級指導員資格などの各種資格の取得状況とこれらの取得を活かした専門就職率等によって明確であり、測定可能である。その他の資格として図書館司書、ベビーマッサージ指導者、ピアヘルパー、レクリエーション・インストラクター、おもちゃインストラクター等があり必要な学びの後、試験等を受け合否判定が出るもの、授業時の学習成果が資格認定に繋がるなど一定の学習成果として資格取得が連動したものとなっている。学習成果は3年間で実現可能であり社会的に有用である。

文化表現学科の学習成果は、図書館司書資格、医療事務資格、ウェブデザイン実務士資格、情報処理士資格などの資格課程については具体性があり、測定可能である。例えば、具体的な学習成果の一つとしての司書資格取得は、社会的にも認知された実際的な価値を持つものであり、必要な教科の学習成績で合格点を取ることと卒業要件を満たすことが条件となっている。また、客観的に測定された学習成績に基づき、在学期間内で獲得可能である。同様に医療事務資格、ウェブデザイン実務士資格、情報処理士資格も必要な教科の学習成績で合格点を取ることと卒業要件を満たすことが条件となっており、客観的に測定された学習成績に基づき、在学期間内で獲得可能である。専門教育課程の創作系科目における評価は、具体的な作品の完成度を専門教員が評価を下して確認しており、測定可能である。

#### [区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

測定可能な学習成果として、GPA、学位取得率、免許・資格取得率等が挙げられる。GPAが低い(2.0未満)学生に対しては指導教員が面談を行い学習面と生活面で指導を行う(備付-9)ことで、GPA値の改善を目指し、成績不良が留年・退学に繋がらないように支援している。取得可能な免許・資格は学科で異なるが、学科毎に免許・資格の取得状況について勘案し、取得率の向上を図っている。なお、ポートフォリオとルーブリックについては、一部学科のみで作成・活用している。

学生に対してアンケートによる新入生調査(備付-10)、学修時間・学修行動調査(備付-11)、学生満足度調査(備付-12)を行い、集計・分析した上でその結果を全教員に周知し、学生の学修指導や生活指導、学内整備等に活用している。インターンシップ、留学、大学編入について、説明会・報告会等の場を設け学生に開示することで、学生生活を充実させ卒業後の進路決定の選択肢を広げる一助としている。また、教職員が幼稚園・保育所・施設、企業訪問を行う際、雇用者から聴取した就職者の様子等をキャリアセンターが取りまとめて回覧している。

免許・資格取得状況や専門職への就職率、学修時間・学修実態、学位取得率、コンピテンス到達度・自己評価の公表を行っている。また、入学試験別に入学者の追跡調査を行うため、入試の選別区分、留年者、休学者、中退者、活動実績、GPAなどの成績、単位取得数、資格取得、就職などのデータ収集を平成30年度末に行い、平成31年度の9月までに適切な入学者受け入れが行われているかどうかの検証を行う予定である。

#### [区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

平成28年度からの課題であった卒業生の進路先での評価と情報収集については平成29年度「卒業後のアンケート」という形で平成28年度卒業生宛と内定先(園・企業宛)にアンケート用紙を発送し今後の「学習成果の点検」「フィードバック」などに繋げる目的で実施した(備付-16~17)が、卒業生の回答率が7.9%と非常に低かった為、今後の改善が必要である。

また、平成27年度から継続して以下のような形で行われている。

幼児教育学科・地域保育学科は、6~7月の「幼稚園・保育所・施設訪問」の折に、全教職員が323園を訪れ、求人依頼・採用のお礼とともに卒業生の様子を聴取している。その結果を報告書に記入し、キャリアセンターがファイルにまとめた後、回覧している。

また、9月に64園以上が出席して開催された「幼稚園・保育所・施設懇談会」の機会に、

園長やOGから、卒業生の勤務状況や本学への要望等について聞き取り調査を行っている。

文化表現学科では、2～3月にかけて企業64社への採用のお礼及び求人依頼の訪問を行っている。また、就職関連講座の中で1月には職種の異なる企業3社が出席して行う職種研究会や、2月には8社が出席して行う合同企業説明会が行われている。このような機会に、企業の人事担当者は職種や企業の説明、また、卒業生から職場での勤務状況や体験談を話してもらい、本学への要望等について聞き取りとアンケートを行っている。

在学生の就職意欲の向上に関する取り組みについては、幼児教育学科・地域保育学科では、公立保育士受験者の参考となるよう、平成30年度6月に所沢市・小平市で公立保育士となった卒業生2名に、10月には飯能市・入間市・所沢市・板橋区・中野区で公立保育士となった5名に受験や保育現場での仕事などに関する講話のOG座談会として公立保育士対策講座の中で行った。

### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

幼児教育学科では、学位授与の方針について学科の学生たちへ周知徹底を図るだけでなく、更に各自が理解を深めていくことを課題としなければならない。学生は教員が促さない限り、自主的にシラバスを見ることが少ない現状がある。全体にカリキュラム・ポリシーに関する理解が不足している傾向があるため、理解を深める手立てを講じる必要がある。幼児教育学科では、平成25年度より教養教育科目に「教養演習」と基礎学力向上のための「基礎演習」を配置し、1年次の必修科目とし、平成30年度よりその内容を再検討し学習成果を更に高めるよう努めてきた。幼児教育学科では、卒業までの年限が短いため、どうしても専門教育科目の方に時間をかけがちであるが、専門教育科目と教養教育との連携を図り、「教養演習」「基礎演習」の内容を精査し、更に学習効果を高めることが課題である。幼児教育学科では、教養教育科目として「基礎演習」と「教養演習」を配置し、1年次の必修科目とした。しかしこの科目を単に入学後の基礎学力向上としてだけでなく、後に経験する各種「実習」に結びつく学力としても捉えて行く必要がある。また、保育者として必要な専門的能力を実習において身に付けるために、「実習研究」における実習事前事後指導の内容を再検討し、更なる改善が必要である。幼児教育学科では、AO特待入学試験及びAO入学試験による入学者の入学後の動向を、今後も継続して見ていく必要がある。とくに入学後一年以内で休学・退学に向かってしまう学生の入学試験時のデータ分析が課題である。またAO入学試験で入学する学生の学力低下の問題に対処するためにも、入学前教育のより一層の充実を図ることが課題である。幼稚園教諭2種免許状と保育士資格の二つを取得することが、社会的な要請として強まっているが、学生個々の事情が複雑であるため、両方の資格取得を促すことが困難であることも多い現状ではある。今後も引き続き免許取得辞退者を減らすことが課題として残る。また学習成果が思うように上がらない学生も一定数いるため、その支援をしていく必要がある。

地域保育学科では、学位授与の方針については、学生必携である学生便覧に明示しているが、より周知を図るため日頃の適切な指導が必要である。学位授与の方針は職業人としてまた社会人としても求められているものであり、学内外に対して積極的に広報する。今後も学位授与の方針については、様々な観点から定期的に点検する。教育課程および教科の配当年次や指導内容の見直しについて、学位授与の方針や学習の成果に鑑みながら社会

や学生のニーズに応じて柔軟な対応が必要である。幼稚園教諭2種免許状、保育士資格に必要な専門的教育科目要件が多くを占めるため、人文、社会、自然分野に関する幅広い教養教育科目の開設や選択が困難である。豊かな感性と資質を持った保育者を養成するという学位授与の方針に基づいて、現代の保育のニーズに対応できるような幼児教育者・保育者育成にいつそう努める。またより多くの資格を取得できるように支援していく。入学説明会やオープンキャンパスをはじめ各種入試説明会において地域保育学科の受け入方針をこれまで以上に訴えていく必要がある。現代の保育のニーズに対応できるような幼児教育者・保育者育成にいつそう努める。

文化表現学科では、学位授与の方針については、カリキュラムの多様化に伴って齟齬が出てきていること、文言が過度に抽象的出あり過ぎること、等の問題が生じてきており、改善する必要がある。ディプロマ・ポリシーとの関係で見た場合、分かりづらいカリキュラム・ポリシーの文言となっており、関連性、一体性の視点から見て整合性のあるカリキュラム・ポリシーを策定する必要がある。また、教養教育科目、専門教養科目、キャリア教育科目等の専門科目以外の数が専門科目に比べて格段に多く、単位の視点から見た場合、専門科目を学習しなくても卒業単位（68単位）を取得できる形になっている。専門性を担保する大学教育の目的からいって、教養教育に偏重している現状の教育課程は改善の必要がある。特にキャリア教育科目が11科目（22単位）と多くなっており、全体の科目及び専門科目とのバランスを考慮した教育課程の改善を行う必要がある。また、時代の動向に合わせた資格課程を取り入れることも検討していく必要がある。アドミッション・ポリシーについてはカリキュラムの多様化に伴って必ずしも現状にそぐわない文言もあり、修正・加筆する必要性が生じている。なお、専門教育課程における各教科の評価についてアセスメントポリシーによる評価が十分にできているとは言い難い。教科ごとのアセスメントポリシーを明確にし、学習成果の具体的な評価をする必要がある。

平成30年度入学試験の定員充足率の結果は、幼児教育学科第一部86%・第二部62%、文化表現学科68%、地域保育学科61%という現状を鑑み、入学定員の充足が今後の課題と考えている。

卒業生の進路先での評価と情報を継続して収集する。また、得た評価と情報を今以上に「学習成果の点検」に具体的に有効活用していくためには、「収集方法・収集項目」と「フィードバックの方法」の再考が必要である。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特記事項なし

#### [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

#### <根拠資料>

- 提出資料 1 大学案内【平成31年度入学者用】  
3 学生便覧

6 シラバス

11 学生募集要項【平成 31 年度入学者用】

13 大学案内【平成 30 年度入学者用】

14 学生募集要項【平成 30 年度入学者用】

備付資料 9 学生指導簿

12 満足度調査

13 文化表現学科パンフレット（資格・検定合格者一覧）

14 授業アンケート結果

15 授業参観評価表

16 卒業生アンケート結果（就職先回答分）

17 卒業生アンケート結果（卒業生回答分）

18 幼児教育学科第二部パンフレット

19 入学前教育に関する案内・課題等（幼児教育学科）

20 入学前教育に関する案内・課題等（地域保育学科）

21 入学前教育に関する案内・課題等（文化表現学科）

22 オリエンテーション日程表

23 オフィスアワー一覧表

24 秋草学園短期大学駅ボランティア体験要項

25 就職関連講座日程表

26 実習の手引き

27 委員会名簿

28 就職内定状況表【平成 28 年度】

29 就職内定状況表【平成 29 年度】

30 就職内定状況表【平成 30 年度】

31 シラバス作成要領

備付資料-規程集

8 学校法人秋草学園奨学金規程

**[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

幼児教育学科では、学位授与の方針に基づいた学習成果の獲得を支援するために、全教員がそれぞれ多様な方法を用いて指導を行い、学習成果の評価を行っている。学習成果をより具体的に把握するために、学期末の試験のみでなく授業時の小テスト、レポート、発表、作品提出等多様な方法を取り入れており、学生に対する個別の指導や支援をきめ細かく行っている。また、各教員は学期ごとに学生による授業評価（備付-14）を受け、その結果を認識して事後の授業改善に取り組んでいる。さらに、FD活動の一環で一定期間の授業公開が義務付けられており、自分の授業の反省や他の教員の授業からの学びを積極的に行っている。各教員は、各自の授業における学習成果を認識しているのみならず、学科会や教授会を通じて、学生の学習成果の獲得状況を把握しており、学級指導教員を中心に履修や卒業に向けての指導も個別に行っている。平成30年度課題となっていた、科目間での内容の重複については、シラバスを比較することによって、必要と思われる箇所については授業担当者間での話し合いを行い、協力・調整を図っている。

地域保育学科に所属する教員は、本学科における保育者養成の目標と学位授与の方針を理解し、シラバス上に成績評価基準を明示し、教育目的・目標の達成状況を把握しながら学習成果を評価している。学習成果をより公正で客観的に把握するために、期末の試験のみではなく授業時の小テスト、レポート、発表、作品提出、さらに授業への取り組み姿勢など様々な観点から評価している。FD活動の一環として、教員は定期的に学生から授業評価を受け、その結果を参考にして授業内容を修正する等、より適切なものとして授業に生かしている。また教員間の授業相互参観も実施しており、この評価を基に授業方法の改善に取り組んでいる。なお、それらは公開されている。学生の学習成果獲得に向けて、学科の教員は必要に応じて互いの授業内容について情報交換ならびに協力調整を行っている。

しかし、現状において特に隣接教科、関係教科間での指導内容の確認・調整が十分になされているとは言い難い。社会的責任の大きい保育者を養成し、資格取得を目指す学科であるため、各教員は学生に対して、きめ細かな指導は欠かせない。特に学級指導教員は履修・卒業に至るための学習面の指導のみならず生活面にわたっての支援も行なっている。毎月の学科会では、学生のそれらについての情報交換をする場を設けており学生支援に役立っている。

文化表現学科の教員は、学習成果の査定を適切に行うために、シラバスにおいて成績評価の基準を明示するとともに、評価項目のウェイトを学生に示している。期末の試験や課題、レポートの提出のほか、授業時の小テストや、口頭での質問に対する回答にも留意し、学習指導と学習支援を行っている。また、授業時に、学生自身の学習状況を「ふりかえりの記録」に記入させ、学習課題の明確化と理解度の自己評価を実施している。学生個人の「学習のカルテ」を作成し、学生自身が自分の学習成果の到達状況を記録することで、自己成長の自覚を促している。学生による授業評価はFD推進委員会が指定した教科について定期的に受けており、その結果について各自が確認し、授業方法の改善等によりフィードバックを行っている。授業内容についての協力・調整等は、非常勤講師も含めて個別に行っている。また、クラス担任制や少人数でのゼミナール指導などを通じ、学生に対して履修及び卒業に至るまでの学習支援ならびに生活指導を個別に行っている。

非常勤を含む全ての教員はFD推進委員会が指定した教科（受講者が多い科目を中心に選定）について、前期・後期それぞれに、学生から授業評価を受けている。その結果を元にPDCAサイクルを用いて授業の改善計画を提出し授業に活かしている。集計結果とともに学生の自由記述も公表されている。平成29年度からは、授業評価の結果が思わしくない教員には学長から指導がなされている。また、教員間において前後期2回授業の相互参観を実施している。平成30年度は、前期は7月3日から7月15日まで、後期は12月4日から12月16日までの相互参観期間を設けた。特に専任教員には最低3つの授業の参観を義務付け、その評価を記述して提出している（授業公開 コメントシート）（備付-15）。なお、それらは学内で公開している。また、教員は学生に対しクラス担任及びゼミ教員が履修指導、卒業に至る指導をきめ細かく行っている。

短大事務部職員をはじめとする全ての事務職員は、学生の学習成果を認識し、その獲得に各部署での業務を通して直接的、間接的に様々な貢献をしている。学生の入学目的は、卒業、資格取得、資格を活かした就職等であるが、すべての学生が目的を達成して卒業できるように履修指導、就職指導等のきめ細かい学生支援を行っている。例えば、学生の学修成果の獲得に対して最も関係が深い教務課職員は、入学直後のオリエンテーションにおいて、学生便覧やパワーポイント等を利用して、学生に対して分かりやすい学習や科目選択のためのガイダンスを行っている。その内容としては、卒業と資格取得のための要件説明や、教科履修計画及び履修の方法などであり、学生が履修登録を行う上で非常に重要なものである。また、教育実習、保育実習を実施する学科においては、実習の概要についても説明を行っている。あわせて在学生には、1月末から2月初めの時期、年度の終わりにあたり、次年度の科目履修についてのガイダンスを行っている。このほか教務課では、事務室において常時職員が相談に来た学生に対する個別指導を行っている。本学では、履修登録を学生自身がWeb登録で行っており、入学直後の履修登録の際には教職員が立ち会

い、登録方法の説明や学生からの質問等に応じている。選択科目については、1回目の授業を受けた後からの登録の変更も可能であり、3回程の授業が終了した後に履修取り止め届けの提出期間を設けている。欠席の多い学生、履修登録を忘れている学生など問題のある学生については、関係する学科、指導教員に連絡するとともに、必要に応じて職員自らも指導に当たっている。このように教務課職員は、学生からの相談相手になるとともに、学科や教員との連絡調整役となり、学生への学習支援を通して学習成果の獲得に貢献している。

教育実習、保育実習、児童館実習の実習教育を支援する実習指導センターの職員は、実習施設と担当教員との連絡調整、学生からの相談対応、実習生調査書等の書類の準備、整理等の業務を通して、幼稚園教諭2種免許状及び保育士資格の取得という学習成果の獲得に貢献している。

企業、幼稚園、保育園等への就職を支援するキャリアセンター職員は、企業志望者には1年次に週1コマ、また幼稚園・保育園等志望者には卒業年次前期に週2コマの就職関連講座を実施し、その中で自己分析、マナー、履歴書の書き方、小論文・面接対策等の指導を行っている。その他一般常識試験対策として筆記試験対策集中講座や公立保育士志望者を対象とした特別講座に関する業務などを行い、就職という学習成果の獲得に貢献している。

学生課の職員は、例えば奨学金業務を通じて学生の経済的支援を行ったり、保健業務を通じて学生の健康を管理、更には学生相談室のカウンセラーとの協働による学生の精神的なサポート等を行うことにより学生生活を支援し、間接的に学習成果の獲得に貢献している。

図書館の職員は、図書の貸し出し、購入図書の選考、図書に関する相談の受付などを通じて、また情報センターの職員は、情報処理に関する授業における教員の補助、履修登録方法の指導、コンピュータに関する相談の受付などを通じて、それぞれ学習成果の獲得に貢献している。

また、事務職員は、学生便覧、シラバスの作成、履修登録、成績の処理、各資格申請手続き、実習園からの評価、就職状況などを通して、各学科の教育目的・目標の達成状況を把握している。

学生支援の職務を充実させるSD活動は、数年前までは組織的に行われることはなかった。研修会参加者によって研修会等の成果が公表されることで職員の資質、職務能力の向上が期待されるが、一堂に会しての報告会等は行われてこなかった。しかし、平成25年4月SD研修に関する規程（備付-規程7）が施行されたことにより、平成26年度からは基本的に課単位で研修計画が立案、実施され、指定された様式による報告書が提出されることとなった。その内容は、学外で開催された研修会への参加報告、各課で独自に行う研修や、パソコン研修などである。平成30年度は8月に短大、系列の高校、及び専門学校の事務職員も参加して、ワールドカフェ方式のSD研修を行い、事務職員としての資質や能力向上、お互いの理解を深めるための意見交換等を行った。また、規程では、自己啓発のための研修についても規定（備付-規程8）され、研修結果の報告、課程の修了または資格の取得等を条件として、学園が研修経費の一部を補助することになっている。このようなSD活動を通して、直接的、間接的に学生支援の職務の充実を図っている。

なお、学生の成績記録については、学園の文書保存規程（備付規程 9）に基づいて適切に保管している。成績原簿は永久保存としており、大学のサーバー内にデータとして保管するとともに、万が一に備えて打ち出しを行い、書類としても保管している。その他の教育実習や保育実習に関する実習園からの評価や、教員による採点簿等の成績記録についても、規程に基づいて適切に保管している。

図書館は司書を中心に選書やレファレンス・サービスを通じ、学習支援としての資料や情報提供のサービスを行っている。図書館は専任職員 1 名（司書）、嘱託職員 1 名（司書）、非常勤職員 2 名を配置し、図書館サービスを行っている。情報検索システムと AV 利用環境の更新により利便性が上がり、学生の利用頻度も高まっている。開館時間は、夜間部学生の利用を前提に日曜、祝祭日以外の 9 時より 21 時 10 分となっている。また、本学には司書課程をもつ学科が 2 学科あり、情報サービス演習などの演習科目の実習場所としても図書館は活用されている。また、幼児教育・保育系の学生の実習時期には利便性を図るため、長期貸し出しを実施し、平成 30 年度 10 月より貸出冊数を 8 冊に増やした。蔵書構築については「学習図書館」としての位置付けから、司書による選書のほか各学科の意見や希望などを参考に選書を行っている。平成 28 年度より、図書館ホームページを公開し、図書館外からの蔵書検索や文献複写の申込、資料の予約サービスなどを開館時間外にもホームページ上から利用できるようにして、学習支援の向上に努めている。図書館の職員は、図書の貸出し、購入図書の選考、図書に関する相談の受付などを通じて学習成果の獲得に貢献している。

情報センターは、情報教育に関わる授業でのアシスタント業務と教育用、学校事務用のそれぞれの端末についてのヘルプサービス及び学内 Web と公開 Web 双方についての運用支援を行い、学生への支援及び教職員への技術支援を通じ、直接および間接の両面から学習支援を効果的に実施している。情報センターはセンター長、スタッフ 2 名で構成され、情報活用支援サービスを行っている。日常業務は 2 名のスタッフが行っており、センター長は情報基盤整備に関わる業務やセンター業務の統括を行っている。学内には Windows（52 台）2 室および Macintosh（40 台）1 室のコンピュータ室を設置し、授業内容により使い分けている。さらに履修登録やレポート作成等、学生が自由に利用できる環境を整えている。学生は学内 LAN に固有のドライブを割り当てられており、授業で作成するファイルをはじめとする個人資料を保存することができる。また、学内 LAN を通して、教員から資料を配布する SEND ドライブおよび課題等を提出する POST ドライブも設定しており、授業等で有効に活用されている。情報センタースタッフは、情報処理に関する授業における教員の補助、履修登録方法の指導、コンピュータに関する相談の受付などを通じて、それぞれ学習成果の獲得に貢献している。休講・補講情報等については各部署からの連絡配信システムにより、学生は携帯電話・スマートフォン等から確認することができる。平成 31 年度にはコンピュータ室の新機器類が導入され、Windows 3 室、Macintosh 1 室のコンピュータ室の体制となる。平成 31 年度から 2 年間は Mac のコンピュータ室を残し、その後 Mac のコンピュータ室は廃止となる予定である。

幼児教育学科では、学習成果の獲得に向けて、施設設備と技術資源を有効に活用している。コンピュータ利用技術に精通した教員も増えてきており、その技術を各自授業や学生支援の際に積極的に活用している。コンピュータ利用に関して不得手な教員のためには、

必要十分な利用技術の習得ができるよう、学内FD活動の中でコンピュータ技術の指導を行い、外部で実施される研究会や講習会への参加を促している。

地域保育学科の教員は、教育内容及び学生支援を充実させるために、必要性や技量に応じてコンピュータを活用している。

文化表現学科の教員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、学生への配布資料の作成やプレゼンテーションのためのスライドの作成、課題の通知や提出にメールやSNSを利用するなど、コンピュータ利用技術の向上を図っている。特に、平成30年度は情報教育担当の専任准教授を新たに採用し、機器の更新等、本学3学科の情報教育全般にわたって検討する体制が整えられた。

#### [区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続者への入学前の情報提供は、各学科でそれぞれの対応を行っている。入学後に授業や学生生活を円滑に進めていくために、課題の送付や、スクーリングを実施している（備付-19～21）。どの学科も日程を定めて、入学予定者を学校に登校させ、専任教員から入学に向けてのアドバイスや、学科の特色を表した授業を複数回行っている。

新入生向けオリエンテーションは入学後2日間（幼児教育学科第二部は3日間）にわたり実施している（備付-22）。全体会では、学長講話をはじめ、「学生便覧」を基に本学の建学の理念、目的、教育目標、教育方針について説明を行っている。その後は各学科に分かれ該当学科の「三つの方針と学習成果」について説明し、続いて、教科履修計画表と時間

割表を基に、卒業及び資格取得要件の履修や登録方法等について、教務課員がガイダンスを行なっている。また、本学では学級指導教員制をとっており、オリエンテーション期間中の指導時間やオフィスアワー（備付-23）を活用して、学習の方法や単位履修、成績についての個別指導、助言を行っている。平成 28 年度入学生からは、半期終了時点でその期の GPA 値が 2.0 未満の学生に対し、学級指導教員による個別指導を行うことが教務委員会において承認され、実施されている。また、卒業延期生、進級停止者等個別指導を必要とする学生には、教職員が連携をとりながら学習面や生活面についての支援を行っている。更に、後期授業終了後に再度オリエンテーションを実施し、学習成果の獲得に向けたきめ細やかな指導体制をとっている。

「学生便覧」は入学式当日に全ての入学生に配布し、卒業までの学生生活のガイドブックとして活用するよう指示をしている。また、「シラバス」は教科担当者が作成した原稿を学科長及び教務委員会委員等第三者による内容精査を経た後（備付-31）に学園ホームページ上に公開している。記載事項については毎年教務委員会にて検討を行い決定しており、平成 30 年度のシラバスには、平成 29 年度までに記載された、授業の内容及び到達目標・授業計画・授業に対する予習/復習・成績評価の方法・教科書・参考文献・注意事項に加えて、予習復習のための時間、課題に対するフィードバックの方法についても明示することとし、随時閲覧して受講前後に活用できるようになっている。

幼児教育学科では、学習成果の獲得状況をデータに基づき学習支援の方策を点検している。学習上の困難を抱える学生が増加している現状がある。そのため教養教育科目に基礎学力向上のための「基礎演習」を 1 年次学生の必修科目として新設し、その中で語彙力・文章力、コミュニケーション力向上のためのカリキュラムを組んでいる。また学習上の困難を抱える学生については、上記科目以外にも個別に指導を行い、学習成果の獲得に向けて対応している。特に実習指導に関しては、授業時間についても保育者養成課程の規定の 1.5 倍程度の時間を割き、それ以外にも実習の準備の整わない学生や実習後に更に徹底した指導の必要な学生に対して、実習教科担当教員が個別指導に相当の時間を費やしてきた。そのため実習教科担当教員の負担が非常に大きくなっていることが平成 30 年度までの課題であったが、実習指導の改善を図るため、実習教科担当教員を増やすことにより、やや改善された。またピアノのレッスン内容等、一定の実技科目等には個別課題を課し、習熟度別の学生対応を行っている。尚、平成 30 年度より学習上の困難を抱える学生のために、外部講師を招いて放課後に文章表現を中心とした講座を実施し、学生の文章力向上を図っている。

地域保育学科の学生は、通常の授業や実習の中で自分の考えや指導案、記録等を文章としてまとめ書く力が必要とされている。そのため国語に関する学力向上を図っていかねばならないが、現状は十分ではない。各教科においても基礎学力が不足する学生に対して、組織的な補習等を行っていない。学習成果の獲得に向けて丁寧な指導を心がけているが基礎学力不足や学習上の悩み解決にむけて対策や工夫が求められる。なお進度の早い学生や優秀学生には、時間外を使つてのボランティア活動への積極参加や学習の成果をさらに深める機会を設けるとともに、学内活動のリーダーとなるよう励まし支援している。地域保育学科ではこれまでは各学年 2 学級で編成されていて各学級には学級指導教員がおかれている。学生の生活や学習の様子に目を配り、必要に応じて指導・助言や家庭連絡するなど

成果の獲得に向けた支援してきた。しかしより一層の学生支援の対応として、平成31年度の入学生からは4学級編成とし、より密度の高い学生指導を図っていく。また、平成30年度からGPAに基づいた指導・助言を行っている。学生の相談には学級指導教員以外にもゼミ担当教員をはじめ、オフィスアワーや休み時間等を利用してすべての教員が学生の相談にのっている。さらに学科会において学生の動向を議題として取り上げ情報の共有化を図り指導の手がかりとしている。

幼児教育学科と地域保育学科の教員によって組織する実習委員会では、学生の実習支援のための資料として「実習の手引き」(備付-26)を作成している。保育所や幼稚園、施設、児童館の各実習の事前事後指導の授業では、この手引きに基づいて指導を行っている。学生は手引きをもとに、実習生としての個人情報取り扱いや実習に必要な手続きについて学ぶなど、実習に必要な知識や心構えを身に付けている。また、学習支援の一環として、幼児教育学科及び地域保育学科において、全学年を対象とする「実習報告会」を年に一回ほど行っている。実習に行った学生が、これから実習に向かう学生に対して自らの貴重な実習体験を伝え、これから実習に行く学生が知識・技術ともに実習に必要な準備を具体的にイメージできる場となっている。

実習教科担当は、学生の学習上の悩みや実習に関する相談に応じ、適切な指導助言を行う体制を整備している。幼稚園、保育所、施設実習の前後に実習園からの評価票に基づく個人面談を行い、実習についての評価をフィードバックするとともに、特に問題を抱えている学生に対しては、何度も面談を行うなど、きめ細かい指導を行い、実習をやり遂げることができるよう支援する。実習教科担当教員同士、また学科の教員同士の連携を大切にし、情報の共有を心がけている。

文化表現学科の教員は、「短大生基礎力演習」における国語、数学、社会、小論文作成を主とした基礎学力チェックテストの結果をもとに、問題のある学生には個別指導をする機会を設けている。また、情報処理に関連する科目では能力別のクラス編成を行い、進度の遅い学生、進度の速い学生双方に配慮した指導を実施している(「情報処理演習」、「文書処理演習」、「表計算演習」など)。進度や技能が上位の学生には、積極的に資格取得や検定試験の受験を勧め、おおむね2級以上の上級資格取得者には検定料等を褒賞金として給付している。また、国際的なコミュニケーション能力の向上のため、教養教育科目の中に英会話のほかに中国語、韓国語会話を設け、前後期の2期開講、各期週2回、30時間の演習授業を行うなど学習意欲の高い学生に対し配慮した教育を行っている。また、専任教員はオフィスアワーを週に1コマ設定し、研究室で学習や進路の相談に応じたり、悩みを聞いたり適切な指導助言を行っている。また、カリキュラムマップを学生への履修指導に活用している。

**[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。  
)
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。  
)
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。  
)
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。  
)

#### <区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のための教職員の組織については、各学科より選出された教員8名と学生課職員4名で構成された学生委員会がその任にあたっている。学生委員会では、1) 学生の生活指導、2) 学友会活動である学園祭や球技大会の実施、各種委員会やクラブ活動員の育成、並びに学内外での活動や各種大会への参加指導に関する事、3) 学園行事である入学式、新入生研修交流旅行、卒業式等の実施指導に関する事、4) 学生への経済的支援（奨学金等）に関する事、5) 学内の環境整備、保健衛生（定期健康診断の実施）、消防避難訓練や防犯対策に関する事について協議運営をしており、その職務は非常に多岐に亘っている。

学友会の運営については、各学科から選出された学友会役員21名が中心となり活動している。その企画から運営にあたっては「学生が主体的」に活動できるよう、教職員が学生とコミュニケーションを密に図り、きめ細やかな指導、助言を行い支援に取り組んでいる。学友会各種委員会では、学級委員・体育委員・生活委員・保健委員・選挙管理委員・秋草祭実行委員・卒業パーティー&アルバム委員が選出され、各委員の役割に沿って、学級活動や授業の補佐、学園祭をはじめ学園行事等の運営や取りまとめを行っている（備付-27）。学友会部活動では、硬式テニス部の他スポーツ系6団体、キッズクラフトクラブの他文化系11団体が、顧問（教職員等）の指導のもと、学内外での活動や各種大会への参加に向け活動を行っている。

学生のキャンパス・アメニティについては、カフェテリア形式の学生食堂に約220席を設けている。外部委託業者が授業日の11時30分～13時30分まで、日替わりランチ定食等10種類程度のメニューを提供している。その他設備として、飲料・カップ麺・カロリーメイト等の自動販売機6台・給湯茶機1台・電子レンジ2台・大型テレビ1台が設置されている。学生食堂に隣接した売店では、文房具・弁当・菓子類等を扱っており、営業時間帯は10時30分～19時40分となっている。また、3階の屋外「フレンド」（学生談話室）に

は、開放的な空間として59席と飲料自動販売機2台が設置され、校舎外の硬式テニスコート2面と隣接する芝生広場には、イス・テーブル・パラソルと飲料自動販売機1台が設置され、学生同士の交流の場として活用されている。

学生寮は設置されていないため、宿舎が必要な学生には本学指定業者を紹介して斡旋を行っている。通学のための支援として、駐輪場（約150台収容）及び駐車場（21台収容）を設置している。特に駐車場については、幼児教育学科第二部の学生で本学所定の「自動車通学許可申請書」を提出し、学生委員会で承認された者を対象として貸出しを行っている。

学生への経済的支援として、「学校法人秋草学園奨学金規程」（備付・規程8）に基づき、学業・人物ともに優秀であるにも拘らず、経済的事由によって修学困難な者に対し、奨学金を貸与している。その返還方法及び期限は、無利息とし本学を卒業した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後7年以内に返還しなければならないとなっている。

日本学生支援機構奨学金制度の、平成30年度採用状況は次表のとおりである。

平成30年度日本学生支援機構奨学金採用状況表

学科	学年	一種	二種	一、二種併用	給付	その他奨学金	計
幼児教育学科第一部	1	10	32	2	1	5	50
	2	10	46	5	0	0	61
地域保育学科	1	6	15	1	1	0	23
	2	3	10	3	0	0	16
	3	4	15	3	0	1	23
文化表現学科	1	3	13	3	2	0	21
	2	4	9	3	0	0	16
昼間部合計		40	140	20	4	6	210
幼児教育学科第二部	1	7	16	5	7	3	38
	2	16	14	0	2	1	33
	3	7	20	2	0	0	29
夜間部合計		30	50	7	9	4	100
専攻科	1/2	1	1	0	0	0	2
総合計		71	191	27	13	10	312

学生の健康管理については、学校保健法に基づく定期健康診断を4月に実施し全学生の健康状態を把握している。保健室に看護師（嘱託職員1名と派遣看護師）を輪番制で配置し、月曜日～土曜日の幼児教育学科第二部学生の下校時21時20分まで対応している。メンタル面のアンバランスから夜間眠れないなどの不眠が続き休養に来る学生も少なくないため、学生が安心して利用できるよう寝具類を清潔に保ち環境整備に努めている。

また、保健室利用状況（月毎の利用者数・症状・処置対応等）を全教職員に報告すると

ともに、「保健だより」も季刊で発行し、健康管理や感染症等の予防について、ポスター掲示や春・夏休み中の事故防止等のプリント配布により周知に努めている。怪我等の応急処置については簡単な医薬品を揃え、学生の課外活動参加による引率時にも持参できるよう救急箱（5箱）の準備をしている。

学生相談室には、週2回（木曜日：12:30～17:00 金曜日：14:00～20:00）専門の女性カウンセラーを1名配置し、学生生活を送る中での不安、悩み、健康等について相談役となり支援を行っている。なるべく多くの学生に安心して利用してもらえるよう心がけ、リフレッシュメントを提供し和やかな会話が進むような環境づくりや、学生の反応やリクエストに応える形でサポートを行っている。

学生の防犯対策については、埼玉県警察本部や所沢警察署生活安全課による防犯対策講座や、所沢中央消防署の指導による消防避難訓練と、火災や自然災害等の発生時の注意や講話を実施している。また、所沢警察署生活安全課では、本学学生のために近隣の巡回指導も実施している。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取については、FD推進委員会において、4月に新入生を対象に「新入生アンケート」を、1月に全学生を対象に「学生生活満足度調査」を実施している。その学生の意見や要望の聴取により、学生生活支援のための環境づくりや指導に努めている。

社会人学生の学習を支援する体制として、全国でも数少ない夜間の課程として、幼児教育学科第二部（夜間部3年課程）入学定員100人を設置している（備付-18）。授業は月曜日～土曜日、一日2コマ（第1時限：18:00～19:30、第2時限：19:40～21:10）開講している。教務課とキャリアセンターが連携して、昼間は幼稚園・保育園・施設等で働きながら卒業及び資格取得を目指す学生への支援に取り組んでいる。

障がい者受け入れのための設備は、エレベーターと車椅子用リフト、トイレを備えているが、平成28年度以降の課題となっている障がい者向けトイレ設備増設に向けての動きはない。留学生及び長期履修生の受け入れについても、実績がなく検討もされていない。

学生の社会的活動については、所沢市・所沢市社会福祉協議会・西武鉄道の協力を得て「駅ボランティア体験会」を行なった（平成30年11月24日実施）。地域保育学科と文化表現学科の学生76名が参加して、車椅子利用者や視聴覚障害の基本的なサポート方法について体験し知識を修得している。受講者には「駅ボランティア証」が西武鉄道より交付されている。（備付-24）また、「所沢市民フェスティバル」や「野老澤町造商店イベント（サンタをさがせ）」への学生派遣なども毎年継続して行っている。その他、地域から寄せられるボランティア募集については、学内に専用掲示板を設け学生に情報提供をしている。様々な課外活動に参加することで地域の人々と積極的に関わり将来に向けての幅広い経験を体得している。なお、平成31年度から本学内に「地域連携センター」を開設し、外部からのボランティア依頼及び共同研究などの窓口業務を一本化し、外部からの依頼に効率的に対応していく予定である。また、平成29年度に本学と所沢市による「官学連携に関する基本協定」が締結され、地域社会の発展と人材育成のための取り組みを行ってきた。

地域保育学科では、学科の目的である「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得し、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者」を育成するために、社会的活動を重要な教育課程の一つとして位置づけている。具体的に

は所沢市を中心とした近隣の区市町村の施設、児童館、特別支援学校等および行政が主催・後援する文化団体、商工業等における学生のボランティア活動であり、今後もさらに力を入れていく。

文化表現学科では、地域貢献活動及びボランティア活動について教育課程の中に取り組んで実施していくことを基本とし、地域の団地自治会が運営する「グリーンポケット」と連携し市内の清掃活動を定期的に行っているほか、各種団体などの求めに応じた取組を適宜実施し、地域・社会に貢献している。また、既存の教養教育科目やゼミ活動において地域志向の教育活動を展開しており、ゼミで所沢を舞台とする絵本の制作などを実施している。さらに、所沢商工会議所の要請に基づいて、学生が同会議所の会報誌の取材・執筆を担当している。

#### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

学生の就職支援のために、「キャリアセンター」の職員4名と、各学科より選出された教員8名で組織する「就職指導委員会」が、学生の就職内定をめざして就職ガイダンス、就職支援講座等の企画、運営を行っている。平成30年度もキャリアセンターが中心となり、就職指導委員会で就職に関する問題を審議しながら、就職に関する様々な学生支援を図った。

キャリアセンターには、学生が使用できるパソコン2台、テーブル6台、椅子21脚と職員用のコピー機1台、ファックス1台の機器備品等が備えてある。求人票については、新着求人を壁面に掲示するとともに、過去3年分の「求人票ファイル」、「内定報告書」及び1,500園以上の「園別ファイル」を閲覧棚に収めてあり、常時閲覧できるようにしてある。また、平成30年度より、求人票の電子化を実施し長期休業中など学生個人がスマートフォンで随時求人票を確認できるよう、学生サービスの向上を図った。

本学学生の就職希望先は、文化表現学科は主に一般企業、幼児教育学科と地域保育学科は幼稚園・保育所・施設等である。一般企業志望者には1年次より週1コマ、幼稚園・保育所・施設志望者には卒業年次前期に週2コマをそれぞれ「就職関連講座」として時間割に組み込み、自己分析・マナー・履歴書の書き方・小論文・面接対策等を行っている（備付-25）。なお、就職関連講座では、就職支援を専門とする外部講師を招聘している。

平成28年度から文化表現学科では、在学生（1年生）に対して9月から始まる就職関連講座の周知と出席率の向上を図るため、7月に就職関連講座のオリエンテーションを行い、夏休みの宿題として就職活動の動機づけを目的とした課題を出した。また、平成29年度

から実施している VRT カードを使った検査を平成 30 年度も行った。早期に希望職種を探し、企業説明会への参加、受験などの就職活動を学生がスムーズに進めていくことができる一助となっている。春季休業中には、一般常識試験対策として筆記試験対策集中講座を行っている。また、公立保育士志望者には、公務員合格を目標に掲げ、別途講座を設けている。

就職状況については、幼児教育学科第一部は 98%、幼児教育学科第二部は 98%、地域保育学科は 98%、専攻科は 89%、文化表現学科は 83%、全学科での就職内定率は 96%である。また、幼児教育学科・地域保育学科・専攻科の学生は、資格を生かして幼稚園に 20% (48 名)、認定こども園に 5% (12 名)、保育園に 64% (150 名)、施設に 7% (17 名) 就職している。一般企業にも 4% (8 名) が就職している (備付・28~30)。

文化表現学科の学生は、一般企業に事務職・販売職として 30 名が就職している。また、「卒業前研修」を文表内定者 21 名で実施し、今後求められる「社会人のマナー」について演習を中心に実施した。更に今年度から幼児教育学科・地域保育学科・専攻科にも埼玉県「PR 出前講座」と連携した形で「卒業前研修」を実施した。これらの就職状況については、各学科のクラスごとに「就職先一覧表」を作成し、教員に配布している。また、就職関連講座の中で、就職先を順次学生にも伝えて就職意識の高揚を図っている。なお、未内定のまま卒業した学生に対しては、現在も全学科共通して就職支援を行っている。

進学、留学については、他大学からの「編入一覧」等を掲示し、希望者が出た際に個別指導を行っている。平成 30 年度の進学は、四大編入 1 名、専門学校 3 名、留学 0 名であった。なお、キャリアセンターでは、幼児教育学科第二部の勤労学生の希望者に対し、昼間の保育所や幼稚園でのアルバイトを紹介している。二部アルバイト学生のミスマッチや契約期間内の退職を防ぐため、入学予定者を対象 (保護者含) に「アルバイト希望者説明会」を実施し事前の諸注意の説明やアルバイト求人 の斡旋を行っている。

実習指導センターを始めとする関係部署とキャリアセンターの情報共有は改善されつつある。内定後、学費未納や単位不足の為卒業延期となる学生を防ぐために、幼保施向けの「就職関連講座」内で、事務局長・企画財務部・教務課の担当者から卒業年次生向けに説明する時間を設けた。在学生については、実習の中止や辞退をした学生に関する情報を実習指導センターから受け取り、就職活動のトラブルを未然に防ぐため、一人ひとりの学生の状況を把握したうえで円滑な就職活動に活かすよう努めている。平成 30 年度も実習期間中の就職活動の様々なルールの確認を、後期実習直前に実習教科担当と就職指導委員長・キャリアセンター・実習指導センターで協議し周知徹底し改善を図った。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

保育者養成課程である幼児教育学科の教科目は、科目間での内容の重複を防ぐために、今後も担当者間での連携・調整が不可欠である。専任教員間での連携等は比較的スムーズに行うことができるが、非常勤講師が担当する科目との連携・調整については、機会が限られているために、不十分な面がある点は、前年度に続き課題として残っている。幼児教育学科では、学習上の困難を抱える学生のために、依然として実習やピアノ等実技科目以外においても、習熟度別の学習支援対応策を講じる必要がある。また、実習指導における個別指導に関して、近年学生に関わる問題も増加しており担当教員の負担が非常に大きく

なっていることから、実習指導体制を更に改善しなければならない。

地域保育学科における保育者養成のための授業は、異なる授業であっても内容が重複していたり、逆に教授が漏れたりする場合がある。学生が不利益を受けたり混乱したりすることのないよう授業担当者間での調整が望まれる。また、学科教員には学生が円滑に履修および卒業に至るよう一層の連携、情報の共有化等が必要とされる。学生に関して言えば、コンピュータの利用に際して得手不得手等の個人差が認められたためその解消や、資格取得や将来の職業と直結する分野として、特に国語力、文章表現力を中心とした基礎学力の向上が求められる。地域保育学科学生の社会活動は地域の人々から概ね高い評価を得ているが、時々学生の姿勢や行動等についての問題が指摘されている。

文化表現学科では、学生の自己成長の様子を学生、教員がともに認識し把握することが、次の成長につなげていくための要点であり、客観的な把握ツールの開発が必要である。また、コンピュータを利用した学生との双方向授業の導入など利用の高度化を図る必要がある。学生が社会の要請に応じた資格・検定へ挑戦するための仕組みの構築や社会の要請に対応した教育の仕組みも考える必要がある。なお、既存の教育活動の中で進めるには時間的制約などがあり、学科としては地域の要請に十分に答えられない状況である。

事務職員は、学生の学習成果の獲得に直接的、間接的に貢献しているが、より効果的な貢献方法はないか、例えば、ICT の活用や、学生にとってよりわかりやすい履修指導の方法、学生便覧の記載内容や学生からの相談への対応など常に検証することが重要である。

S D研修については、開催頻度や内容について検討の余地があり、職員からの意見や要望を取り入れていく必要がある。研修結果がその後の業務にどのように反映されているかの検証もされていない。また、自己啓発のための研修活動が活発ではないため、推奨していかなければならない。

図書館においては、更なる利用率向上が今後の課題である。その為に、学生の興味を引く企画展示を定期的実施する。実習や課題向けの図書だけでなく、話題性・娯楽性のある図書も一緒に展示し学生の読書への関心も同時に高めていく。

学内のネット環境については、平成 26 年度に学生の学内無線 LAN 網の使用が許可したのだが、そのことによりネットワークが混雑し、事務系のネットワークにまで影響が出てしまった。そのため現在学生へは無線 LAN の使用方法を周知しておらず、根本的な改善が必要となっている。

入学手続き者に対する情報提供は、合格時期によって対応に差が生じてしまうことは否めないが、遅い時期での合格者に対して行える効果的な方法を検討しなければならない。また、教務課では、オリエンテーション等において学生便覧に記載されている教科履修計画や卒業及び資格取得要件の履修・登録方法等について説明を行っており、学生にとって分かりやすい説明への努力・改善は行っているが、それでもなお学生によっては履修ミスによるトラブルが生じることがある。それを防ぐためにも今後の更なる改善が求められる。あわせて、学生便覧の表記の方法等についてもより分かりやすいものに改めていく必要がある。シラバスについては、毎年記載事項を含めた更新を行っているが、学生にとって適切なものであるか検証する必要がある。

実習教科担当の業務は、学生への実習の事前事後指導、学生の実習園の配当及び巡回指導教員の配当、成績評価、実習園対応など多岐に及ぶ。十分な学生指導を行うための教員

数と時間の確保が必要となる。また、幼稚園の前期実習については教員の巡回指導を現状としては行えていない。学生の実習内容の把握や実習と指導教員の緊密な連携のため、より細やかな巡回指導の体制づくりが必要である。さらに、近年は学生の実習への目的意識の希薄化、学習意欲の低下、社会人としてマナーの低下及び文章能力や自己表現力の不足が見られる。こうした点について、実習園から指摘を受けることもある。保育技術の習得以前の基礎学力を高めること、マナーや表現力を高めるといった指導が求められている。実習に行く直前、あるいは実習開始後に実習を辞退する学生も毎年若干名いる。その対応も課題である。保育士と幼稚園教諭のどちらかの資格のみを取得するという学生も一定数いる。認定こども園が増加している現状を考えてみても、学生が両方の資格を取得しているような指導も求められている。

時間割の都合から、幼児教育学科第二部の補講時間の確保に苦慮している。仕事を終えてからの登校となる学生が多いことから、1日のコマ数を増やすことは出来ず、教育課程からの見直しが必要であったが来年度の新入生から新しい教育課程を導入し、わずかながらではあるが学年によっては空き時間を設定することができたため、今後どの程度の改善が図れるかを検証する必要がある。また、二部授業対応の教職員の配置や、学生への福利厚生の実施も課題である。

障がい者受け入れのためのトイレ設備が、一か所のみとなっており、増設が求められる。また、本学は5階建の施設であるが、エレベーターの設置が4階までであることも含めて、障がい者支援の物理的、また人的な支援の対策を検討しなければならない。

保育所の新園増設や保育業界の若手人材不足から、幼稚園・保育所・施設からの求人受領件数は増加している。平成30年度は1,106件（前年度1,142件）であった。求人先（とくに幼稚園）からの要望数に答えられない場合の対応が引き続き課題である。また、幼稚園からの求人は増加しているにも関わらず、幼稚園教諭免許状の取得を辞退する学生、幼稚園を就職先に選ばない学生が増加している。学生に関する情報共有は改善されてきているが、内定後に滞納していた学費が未納のままとなり卒業が出来ない学生についての対応が、いまだ不十分の為、今後も企画財務部等関係部署との連携が重要である。

本学では実習を優先するため、実習中の就職活動を学生に禁止している。しかし、実習中に就職活動に関する問題が起きた場合、キャリアセンターと実習指導センターで統一した相談手順を明確にする必要があった。この問題について、平成27年度からキャリアセンターと実習指導センターが協議のうえ、学生に理解しやすい説明プリントを作り、実習の事前事後指導の授業や就職関連講座で配布し、周知徹底したため大幅に改善された。しかし、平成30年度においても引き続きの課題である。また、平成29年度から実習の時期がそれぞれの学科で変更になった事に伴い、実習期間中の就職活動の様々なルールについて後期実習直前に実習教科担当と協議し、学生に対して周知徹底をして改善を図ったことで、平成30年度は大きなトラブルもなく終わった。なお、内定後の就職辞退者を減らすために、幼児教育学科及び地域保育学科の学生の就職活動のピーク時における実習中断及び辞退者（免許状や資格取得不能となった者）の情報収集については、引き続きの課題である。

企業からの求人受領件数については、近年インターネットでの求人が主流であることから減少し続けていたがやや持ち直してきた（平成30年度184件・平成29年度168件）。今後もこれまでの実績企業と新規企業の開拓により、企業からの求人受領件数増を図る必

要がある。また、文化表現学科の学生が希望する一般事務や医療事務、図書館司書などの求人数が少ないことも課題である。文化表現学科には独りで行動ができない、人と話すことが苦手という性格が消極的な学生が比較的多い。また、卒業後の進路に迷いがあり就職に向かう意欲の低下も見受けられる。

求人先から「社会人としての一般常識やマナーを知らない」、「コミュニケーション能力が低下している」、といった指摘を受ける学生が全学科において増加している。これらの能力の向上が今後の課題といえる。また幼稚園や保育所からは、学生に対してピアノの演奏技術の向上が求められることが多い。そうした要求に応える実力を学生が身につけることが必要である。

幼児教育学科では、コンピュータ利用技術を各自授業や学生支援に更に積極的に活用する必要がある。そのため平成30年度に引き続き、コンピュータ利用に関し教員に利用技術の向上を促すことが課題である。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特記事項なし

#### <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

幼児教育学科では、学位授与の方針については、ホームページと共に学生便覧への掲載を行い、学生への周知徹底を進めた。新設教養科目の学習成果は、成績評価以外に実習へのサポートとなることを確認した。造形表現や音楽などの一部教科、及び実習研究の担当者同士の連絡会を実施して、授業の改善を図った。入学前の初心者向けピアノ講座のプログラムを改善し、実施した。また、入学前後の早い段階から、保育者の社会的要請への理解を深め、幼稚園教諭2種免許状と保育士資格の二つを取得することを目指すよう働きかけた。そして、コンピュータ利用に関して苦手意識のある教員に対しては、学内FD活動の技術指導を受けるよう促した。ただ行動計画に掲げた、進度の早い学生や優秀学生に対しての対応策については、未だ対応策が検討できていない。しかしながら、新規採用教員に関しては、実習指導を担当できる体制が整った。

地域保育学科では、学位授与の方針については、入学案内、学生便覧及びホームページ上に明示し周知を図っている。保育者としての資質向上を目指し、学習成果に対応できるよう各教科及び隣接教科間で授業内容を検討した。そして、入学者受け入れの方針を明確に示すとともに、入学後の試験別入学者の学生生活の様子や成績、学習意欲等について検証を行った。入学前の課題については、ピアノ講座、基礎学力講座などを実施し、入学前教育の充実を図った。また、学位授与の方針に基づき、それぞれの学生に応じて将来を見据えたきめ細やかな指導支援に努めている。今後は、専任教員と非常勤講師の情報交換や指導内容の確認・調整を行う機会をより密に設けて、更なる向上を図っていく必要がある。また、3年次には「総合演習Ⅱ」をゼミナール形式で行い、基礎学力を含めた学生の総合

的な学力向上を図っている。

文化表現学科では、三つの方針について平成 29 年度に修正をしたが、尚、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性が必ずしもとれているとはいえないため、平成 31 年度に再修正を行い、新カリキュラムを導入する令和 2 年度に改めて三つの方針を見直し、各方針間の整合性を担保することとする。また、入学前教育については、平成 29 年度に合計 4 回の入学前教育を本学において実施した。この場にボランティアとして在学生の参加も得ることもでき、当初の目標は達成した。ただし、4 回に渡って本学キャンパスに入学予定者の参加を呼び掛けることについては、生徒の負担、特に地方生徒の経済的負担等が大きいため、平成 30 年度に関しては、3 回に渡る課題の送付、提出による添削を行い、その後本学に来校してもらい入学前オリエンテーションを実施するという形をとった。プレ・インターンシップについては、教育課程の中に組み込んでいる社会人基礎講座の中で実施することとし、本学の各業務セクションの協力を得て平成 29 年度から実施している。インターンシップに参加する学生は全員、プレ・インターンシップを受講することができた。また、地元の団地自治会が運営する「グリーンポケット」と連携し、ボランティアの授業を推進し、学生のキャリア意識の向上に努めた。次に、学科のカリキュラムマップについては、教育課程の改編が遅れたこともあり、十分なものができていないのが現状である。令和 2 年度に新教育課程を運用するのに伴い、平成 31 年度の新課程に沿った、可視化を前提とするカリキュラムマップを作成する。なお、非常勤講師の出講希望日・時間等については、教務課と調整し滞りなく実施した。

短大事務部に関しては、事務職員の学生の学習成果への効果的な貢献についての検証は、毎年度行いそれを次年度以降の改善に繋げていく必要がある。部署単位でその業務内容の検証と改善は常に行われている。しかしながら、学生のレベルもその年々で変化し、その効果を測ることは極めて困難なことではあるが、今後も PDCA サイクルを回していく。また、SD 活動における自己啓発のための研修は、平成 27 年度以降一定数を確保している。そしてその対象となる研修については、「1382 学校法人秋草学園事務職員自己啓発の研修補助取扱細則」に規定しており、また、SD 研修委員会の運営方針等については「1381 学校法人秋草学園事務職員 SD 研修規程」にある。保健衛生に関する事項については、「1790 学校法人秋草学園衛生委員会規程」が定められた。平成 29 年度、平成 30 年度は各 4 回の衛生委員会を開催し、協議を行った。また、学生相談室には毎週木曜日と金曜日にカウンセラーを配置し、学生からの相談を受け付けている。更に、教務に関する課題については、月に 1 回教務委員会を開催し、その都度協議、改善策を検討実施した。学習成果を担保する全学的な組織として、平成 27 年度に、学長を委員長とする教学マネジメント委員会を組織し、「2208 秋草学園短期大学教学マネジメント委員会規程」を定めた。そしてこの委員会において教育課程を初めとした学生の学修に関する方針を協議している。

実習教科担当の勤務状況の改善の一環として、平成 30 年度より任期付専任教員の勤務日数を、2 年目以降に限り週 4 日に変更を可能とすることとした。

また、挨拶やマナーを含む学生のコミュニケーション能力の向上については、実習委員会や学科会で協議をし、実習担当教員、クラス指導教員が連携して、日頃の生活指導を含めて対応に心掛けている。

平成 29 年度から卒業生の進路先の更なる情報収集のため、採用先及び卒業生を対象とした「卒業後のアンケート」を実施している。合わせて幼稚園、保育所、企業に勤務している卒業生と連絡を取り、就職活動や勤務先での仕事についての在学生向けの講話を依頼し、卒業生の参加を促している。この取り組みは主に在学生を対象にした「就職関連講座」内における「園長講演会」や「合同企業説明会」などにおいて行っている。

また、次年度の公立保育士受験者の参考となるよう、平成 27 年度から、当該年度に公立保育士となった卒業生から、受験や保育現場での仕事などについての講話を依頼している。それにより、公立保育士受験者の不安や悩みを解消し、心置きなく受験に臨める体制を作っている。また、学生への指導のありかたについては、担当者間で話し合いを行い、その結果を「就職関連講座」内の「就職活動体験発表会」「就職報告会」「先輩との座談会」などの形で実施している。

保育現場からの意見、要望が多いピアノの演奏技術の向上については、平成 27 年度からは「就職関連講座」で、平成 28 年度から「公立保育士試験対策講座」内において対策を行ってきた。主に、ピアノ教科担当者から、実技試験対策というテーマで、採用試験や保育現場におけるピアノ演奏の注意点のなどについて講義形式で実施している。また、就職内定が決まった後に、単位の取得不足や学費滞納等で卒業ができない学生が発覚することのないよう、教員間、関係部署間の連携を深めてきた。平成 27 年度からは、関係部署に早期の確認を促し、キャリアセンターからの学生への告知をさらに徹底させることに努めている。さらに、平成 29 年度からは「就職関連講座」において、事務局長他、教務課・企画財務課の担当者から「単位取得」「学費納入について」の諸注意を学生に直接指導してもらう形で実施している。その他、文化表現学科の学生の希望する職種の採用に必要な基礎知識的実務の力をつけるためには「就職関連講座」のみでは困難なので、平成 27 年度より学科の授業内で指導を求めている。そして、「就職関連講座」の出席率を上げるため、単位を付与する教科に変更する、あるいは講座への出席を義務的なものにするなど、学科と連携した検討を始めている。この 2 点については主に文化表現学科長に相談しているが、平成 30 年度現在はまだ実施出来ていない為、今後も引き続き実施できるよう相談・検討していく。幼児教育学科、地域保育学科の実習時期における就職活動については、実習教科担当と実習指導センターとの連携をさらに密にし、実習先での就職を希望する学生の情報交換を行っている。加えて、平成 27 年度からは、事前に実習教科担当と「実習期間中の採用試験の取り扱い」について協議を行い、「就職関連講座」及び「公立保育士試験対策講座」内で学生に説明し、学生に十分な就職活動準備期間を保障できるよう、よりよい条件を整えている。また、幼稚園教諭 2 種免許状と保育士資格の両方の取得を今以上に学生に促し、幼稚園にも就職活動ができるように「就職関連講座」内の「園長講演会」では幼稚園園長からも講義及び説明を実施している。平成 27 年度以降、実習指導センターから実習辞退者のリストや就職に影響する内容の実習園、施設の情報入手して、今後の学生への就職斡旋の際の参考にしている。また、実習と就職について、実習指導センターとキャリアセンターとが情報を共有し、連絡や相談をさらに行きやすくするため、今後は空間の共有を具体化していけるよう、関連部署に働きかけ、協議を重ねている。情報共有については、実習教科担当とともに実施が進んできており、空間の共有については、平成 30 年度にまずは実習センターが教務課・学生課と同じフロアへの移動を行った。学生サービス向上の意味も含

めて今後も各担当部署への働きかけと協議を続けていきたい。

図書館に関しては、平成 27 年度予算に文庫書架、及び紙芝居架を予算計上し書架の増設を行った。レファレンス・コーナーはレイアウトを変更し、より利用しやすい環境に整備をした。AV 機器に関しては、平成 27 年度卒業記念品としてビデオ・DVD プレーヤー、ブルーレイプレーヤー、テレビのセットを 2 セット寄贈された。

情報センターに関しては、センター長の異動がつづき、業務内容の調整がなかなか進まない状況にあるが、平成 29 年 8 月に職員向け SD 研修として、外部講師を招いて IT 講習（情報セキュリティ講習）を行った。

平成 27 年度から文化表現学科と幼児教育学科第二部のリマーケティング広告を実施した。また、オープンキャンパス時の学科説明を、保育系（幼児教育学科・地域保育学科）と文化表現学科を分けて実施していたが、合同で実施したことにより、本学全体に関心を広げることができた。その他広報のための幼児教育学科第二部用のポスターを作成した。

平成 28 年度より SNS 強化のため、ユーチューブ、インスタグラム、ツイッターを配信している。他に地方出身の新入生が安心して学生生活が過ごせる企画として、4 月中旬に新入生・在学生懇談会（WELCOME TEA PARTY）を実施した。

平成 29 年度からは業者に依頼して SEO 対策を強化した。この他「学研奨学金導入」、「スマイルペーパー」（在学生の様子がわかる冊子）、「オープンキャンパススタッフ研修」、「kintone 導入」（クラウドサービス）、「秋高連携（伝承遊び、カタリバ）」、「保護者向けリーフレット」、「非入学者アンケート」を実施している。

## (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

幼児教育学科では、卒業認定・学位授与の方針を入学前教育や入学時オリエンテーション等で直接学生に伝える機会を増やし、周知徹底を更に進めると共に、「教職実践演習」等卒業年次の授業を通して、卒業認定・学位授与の方針についての理解を促す。また、学科会等でも卒業認定・学位授与の方針の内容や学生の理解度について定期的に点検する。入学前指導の段階から「教育課程編成・実施の方針」について説明を始め、その後入学時のオリエンテーションや授業等において機会を捉え、学生の理解を促すよう努める。また、その成果を学生が理解できているかどうか、幾つかの授業で確認する。

幼児教育学科では、「基礎演習」の授業内容を入学時に行う基礎的な学習支援の一つとして位置付け、その後の実習への準備の一環としていけるよう、学生の学習成果を見ながら更に改善している。教養教育科目や保育内容に関する専門教育科目の学習成果が各種「実習」に向かうための基礎となるよう、実習教科や他の専門教育科目との連携を強化するために 1 年次の教養教育科目「基礎演習」を従来の半期科目から「基礎演習 I・II」として通年科目とする。合わせて「基礎演習」と「教養演習」や「保育内容」科目の学習成果が「実習」で生かされるように、授業を行うようにする。尚、学生一人ひとりが保育者という職業に就くために必要な各種実習に向かう学力を更につけるために、学科会、各種作業部会等で検討し、実習研究の授業と専門教育科目との連携をより密にする。また、AO 特待入学試験及び AO 入学試験による入学者の学習成果ならびに学生生活状況についての把握を事務部関連部署で行い、学科会や作業部会でその情報を共有して改善につなげるとともに、ひき続き入学前教育の課題の改善と、ピアノ講座のより一層の充実を図る。

学力において GPA2.0 を下回る学生たちに関しては、学級担任と実習教科担当、また基礎学力をつけるための教科担当者と連携し、個々の学生の学習に関する情報を共有しつつ、支援のありかたを検討する。また、幼稚園教諭免許状あるいは保育士資格のどちらかしか取得せずに卒業する学生への対策を以下のように講じる。入学後早い段階から、保育者に対する社会的要請の現状について学生に周知し、幼稚園教諭免許状と保育士資格の二つを取得することを目指すよう学生との面談で促す。免許状辞退を希望する学生には、なぜ免許状と資格の二つを取得しようとしめないのか、学生それぞれの理由を調べたうえで、学級指導教員や実習教科担当教員等が連携して支援にあたり、可能な限り辞退者を減らすよう努める。また、優秀学生と学習上の困難を抱える学生それぞれに各教科で積極的な学習支援対応策を実施できるようにするために、学科会等で検討を行う。教科担当教員に過重負担となっている実習の個別指導に関して、担任等できるだけ多くの教員が関わることができるよう、ひき続き環境の整備をする。

授業内容については、専任教員間のみならず、非常勤講師が担当する科目も含めての連携・調整が必要である。この点は平成 30 年度にひき続き学科長が中心となり、非常勤講師との連携を図りつつ、学科内の作業部会で、担当科目内容の検討を行い、必要な調整を行っていく。また、コンピュータ利用に関して苦手意識のある教員に対して、技術の習得を促すため、引き続き学内 F D 活動の中でコンピュータ技術の指導を行い、外部で実施される研修会や講習会への参加を促す。

学生に不足していると思われる挨拶やマナーを含むコミュニケーション能力の向上を図ることについては、学科会等で教員同士の情報交換や話し合いを行い、学科全体で実習に向かい学生の支援の必要性について共通理解を図りたい。実習の事前事後指導の授業だけでなく、様々な授業の場で実習につなげた内容を意図的に設けていくことが必要である。また、実習教科担当を中心に、各教員が学生の生活指導に努めていくことが重要である。

地域保育学科では、専任教員・非常勤教員も含めた授業の様子や実習・地域活動などの学外活動の状況を把握し、学位授与の方針や学習成果に対応できるよう各教科および隣接教科間における授業内容等について、見直しや調整を図り、効果的な授業展開できるように、そしてそれぞれの学生に応じてきめ細やかな指導支援ができるように努めていきたい。また、幅広く深い教養を培うとともに専門教育内容に密接に連携した教養教育科目の開設について検討し、学位授与の方針に基づき、それぞれの学生に応じて将来を見据えたきめ細やかな指導支援に努める。そして、受け入れ方針をより明確に示すことは、学生の入学後の勉学意欲向上につながり授業不適應を防ぐ意味でも必要なことである。入学説明会やオープンキャンパス、高校訪問等において受験生に伝わるよう丁寧な説明を心がける。学科教員は学習成果の獲得に向け課題を認識している。そのため、地域活動 I、II や地域保育基礎講座などの複数教員が担当する科目については頻繁に問題点を話し合い授業内容の改善に努めている。さらに、顔を合わせる機会の少ない非常勤講師を含めた全教員での意思の疎通を図り調整や協力を努めたい。また、学科教員には学生が円滑に履修および卒業に至るようさらに連携、情報の共有化等が必要とされる。授業内容については、コンピュータについて必要とされる利用技術の向上を図る。そして、国語を中心とした課題への取り組みは勿論であるが、国語以外の一般的な分野についても基礎学力向上に向けての検討を始めたい。各教員は学習の成果をより確実にするため、教科としての専門性を重視しな

がらも基礎学力の向上をめざした授業内容の改善や見直しが必要である。なお、社会のニーズに応え社会貢献できる人材の育成というのは、地域保育学科の学位授与の方針に添ったものであり、成果の向上をめざし学生一人ひとりに対しきめ細やかな指導や助言を徹底する。

文化表現学科では、新しい資格制度の導入や入学前教育の在り方などについて計画作りを進めていく。また、教育課程の改善を含め、時間的制約を受けないで活動できる地域活動、地域貢献、ボランティア活動を検討していく。また、ディプロマ・ポリシーに対応する成長の様子を学生、教員が認識・把握できるポートフォリオを作成し、速やかに運用していく。

就職支援に関しては、収集した情報を就職指導委員会にフィードバックしていくが、今後の学習成果の点検に寄与できる形態についても協議を行い検討していく。また、「合同企業説明会」や「就職関連講座」に含まれている「職種研究会」や「園長講演会」等において、現在それぞれの職場で活動している卒業生からの体験談を聞く機会を更に増やし、学生の就職への意欲が高まるよう更に努めていく。そのために、幼稚園、保育所、企業に勤務している卒業生に連絡を取り、在学生を対象とした「園長講演会」や「合同企業説明会」などでの就職活動や勤務先の仕事等に関する講話を依頼する。また、平成 31 年度の公立保育士受験者の参考となるよう、時期を早め「公立保育士ガイダンス」を行い「OG 報告会」では、卒業後数年間民間保育園を経験し公立保育士に合格した卒業生などに実体験の「公立と民間の違い」等を話してもらうなど受験生・合格者を増やす取り組みを行っていく。また、文化表現学科の学生の就職意欲向上のためには、今後更に学科との連携を深め、ゼミ指導の先生方にも就職について直接学生指導にあたる機会をもつことを依頼していく。合わせて、学生が就きたい職種の採用選考に必要な基礎的な実務（履歴書の作成や、面接の準備、小論文など）ができるように支援する。そのためにも、先ず「就職関連講座」への出席率を更に上げる努力をする。また、文化表現学科については、在学中に取得できる資格を活かせる職種になかなか就けないという課題にできる限り対応するため求人の開拓を行う。学生の就職斡旋に関して、授業の出席状況、単位の取得状況、実習中の状況、学費の納付状況、等の卒業要件に係る情報を関係部署と連携を図り更に共有できるようにしていく。

就職に関連して、保育現場からの意見、要望が多いピアノ技術の向上については、今後学科や教科担当教員間で検討し対応する。あわせて、言葉づかい、身だしなみ、礼儀作法、来客応対、電話応対といった社会人としてのマナーの習得や、相手の話をよく聞き、自分の意見を述べる事ができるといったコミュニケーション能力の向上を目指し、平成 31 年度「就職関連講座」の更なる充実を図る。しかし、こうしたマナーやコミュニケーション能力は、容易に身につくものではないので、各学科の授業内において学生へ指導を行うよう、働きかけることとしたい。また、主に就職が内定している学生を対象に、新社会人として求められる心構えや基本的なマナーを習得させる「卒業前研修」の実施を全学科対象で実施を検討していく。また、企業及び公立保育園の採用選考では、二次選考の面接に進むためにまず、第一次選考の筆記試験に合格しなければならない。そのため、学生の基礎学力と文章力の向上を図る。平成 30 年度は「卒業前研修」を全学科で実施したが、参加人数が少なかった為、今後も実施時期や内容を検討し学生への周知を徹底していく。

課題に即した学生への指導のあり方を担当者間で話し合い、その結果を平成 31 年度の「就職関連講座」に反映させる。また、キャリアセンターが把握した課題と、その解決に必要なと考えられる指導について、平成 31 年度は就職関連講座のみでなく、関係部署や学科にも伝えていく。保育現場からの意見、要望が多いピアノの演奏技術の向上については、今後も数年をかけて学科や教科担当教員間で検討し、対応することを働きかけていく。また、平成 30 年度は就職内定が決まった後に、取得単位数の不足や学費滞納等で卒業ができない学生が発覚することのないよう、平成 30 年度も関係部署に早期の確認を促し、キャリアセンターからの学生への告知を更に徹底させることに努める。

平成 30 年度も幼児教育学科、地域保育学科の実習時期における就職活動については、実習教科担当者と実習指導センターとの連携を密にし、実習先での就職を希望する学生の情報を交換する。また、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を取得するよう学生を指導するとともに、幼稚園、認定こども園にも就職活動ができるよう実習指導センターとキャリアセンターとが情報を共有し、連絡や相談を行いやすくしていけるよう協議を重ねる。文化表現学科の学生に関しては、希望する職種の採用に必要な基礎的実務の力をつけるためには就職関連講座のみでは困難であることから、平成 31 年度も引き続き学科の授業内での指導を求めていく。全学科学生の「就職関連講座」出席率の更なる向上をめざし、講座への出席を促す手段について各学科と連携しつつ検討する。

図書館においては、幼児教育学科・地域保育学科の実習の時期やその内容に合わせて展示する図書のテーマを考えていく。催事に合わせたテーマを選び提案し、展示方法もポップ等を効果的に使い学生の目を引く展示を行う。あわせて図書館ホームページでも情報を迅速に公開し、学生に周知していく。

最後に入学者対応については、スマートフォンでの資料請求者が増えてきているので、SEO 対策を強化し動画をより多く配信することとするとともに、スマートフォンや WEB からの検索を上位表示されるようにする。また、文化表現学科の入学者から入学動機などをリサーチして、次年度のオープンキャンパスやパンフレット等の改善を図る。経済的に困難な学生が増加しているため、学研との提携により、保育系の 3 つの学科を対象とした奨学金を導入していることをより広範囲に周知していく。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## &lt;根拠資料&gt;

- 備付資料 32 秋草学園短期大学紀要第 33 号  
 33 秋草学園短期大学紀要第 34 号  
 34 秋草学園短期大学紀要第 35 号  
 35 平成 30 年度教務ガイドブック  
 36 F D 活動記録【平成 28 年度】  
 37 F D 活動記録【平成 29 年度】  
 38 F D 活動記録【平成 30 年度】  
 39 秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する行動規範  
 40 秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する不正使用防止計画  
 41 倫理遵守の誓約書  
 42 S D 研修報告書・職場内研修報告書【平成 28 年度】  
 43 S D 研修報告書・職場内研修報告書【平成 29 年度】  
 44 S D 研修報告書・職場内研修報告書【平成 30 年度】

## 備付資料-規程集

- 9 秋草学園短期大学任期付教員任用規程  
 10 秋草学園短期大学教員の採用・昇任に関する資格基準  
 11 秋草学園短期大学教員の採用に関する資格内規  
 12 秋草学園短期大学教員の昇任に関する資格内規  
 13 秋草学園短期大学個人研究費規程  
 14 秋草学園短期大学教員の研究旅費に関する内規  
 15 秋草学園短期大学奨励研究及び奨励研究費に関する内規  
 16 秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程  
 17 秋草学園短期大学公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規  
 18 学校法人秋草学園就業規則  
 19 学校法人秋草学園職員研修実施細則  
 20 秋草学園短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会内規  
 21 学校法人秋草学園事務職員 S D 研修規程  
 22 学校法人秋草学園個人情報保護基本方針  
 23 学校法人秋草学園個人情報の保護に関する規程  
 24 学校法人秋草学園個人番号及び特定個人情報取扱内規  
 25 秋草学園短期大学情報セキュリティポリシー

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

#### <区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学には、幼児教育学科（第一部・第二部）、文化表現学科及び地域保育学科が設置され、専任教員はそれぞれに所属して教員組織を構成している。各学科は、教務委員会等各種委員会に教員を所属させるとともに、定期的開催される学科会等を通じて入試業務の分担やクラス運営及び学生に関する情報の交換などを行い、責任をもって学科の運営にあたっている。

短期大学全体及び各学科の専任教員については、短期大学設置基準の定める教員数を充足している。

専任教員の職位は、学位、経歴、研究業績等に基づいており、それは短期大学設置基準の規定を充足している。

各学科は、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。主要な教科は専任教員が担当するよう採用等に当たり配慮している。補助教員は、調理実習や情報機器演習の教科に配置され、授業時間内だけでなくそれ以外の時間においても学生からの質問等の対応に当たっている。

教員の構成、配置は、短期大学設置基準に基づいた学内関連規程や教育課程に照らし、充実した教育環境を整備できるよう十分に配慮して、計画性をもって実行している。

教員の任用については、専任・非常勤、公募・学内推薦の別なく、任用委員会、教員資格審査委員会、教授会、理事会等の審議を経たうえで採用を決定している。新規教員の採用については、平成 22 年度から導入された任期付教員任用制度（任期 3 年）（備付・規程 9）により行われた。教員の昇任（備付・規程 10）についても、同様の手続きを経て実施されている。

なお、教員資格審査については、客観性・公平性を確保するという趣旨から、相当期間の検討を経て策定した審査内規（備付・規程 11～12）に基づいて行われている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。  
)
  - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。  
)

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

幼児教育学科の教員は、それぞれの専門分野に即した学会や団体に所属し、各自研究成果の発表や作品制作、演奏などを行っており、その成果を学生指導に役立てている。また教育課程に基づいた研究テーマを持って、研究と教育が一貫したものとなるよう工夫している教員も多い。しかし研究成果の多寡には教員間の格差があるため、更なる研究活動を促すために、学科会等を通じて学会誌や研究紀要への投稿や著書の執筆等を積極的に行うよう促している。尚、各教員の研究成果は、教育情報公開の一環としてホームページ上や、国立情報学研究所のデータベース CiNii で公開されている

地域保育学科の専任教員は、本学を始め所属学会・団体における紀要や学会誌への執筆や作品制作、演奏等の研究発表を通じ大きな成果を上げている。その成果は学生教育にも高く反映されている。研究活動の公開については、毎年の本学「紀要」（備付-32～34）に研究業績一覧を掲載している。また専任教員については教育研究業績、社会活動などデータ化し一部はネット公開している。

文化表現学科の教員は、それぞれの専門領域で学会や研究会等に所属し、講演や研究発表を行うとともに、本学の「紀要」その他の学術雑誌に研究成果を発表している。各教員の担当教科はそれぞれの専門領域と整合しており、研究成果は本学科の教育指導に活かされている。各教員の研究成果は、教育情報の一つとして本学 Web ページに公開している。

科学研究費補助金等の外部研究費獲得に関して、科学研究費については、平成 31 年度の申請において研究代表者として 1 名、研究分担者として 6 名の教員が申請を行ったが、採択には至らなかった。しかし、これまでに比べ多くの教員による申請が行われ、来年度以降の採択に期待をしたい。その他の外部研究費の獲得として、幼児教育学科の教員が研究代表を務める研究が「全国保育士養成協議会学術研究助成」の助成金交付研究に採択され、また別の幼児教育学科の教員は、一般財団法人日本児童教育振興財団から研究助成を受け

ることとなった。

専任教員の研究活動に関する規程については、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」（文部科学省）に基づき、「秋草学園短期大学個人研究費規程」、「秋草学園短期大学教員の研究旅費に関する内規」「秋草学園短期大学奨励研究及び奨励研究費に関する内規」、「秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、「秋草学園短期大学公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規」（備付-規程 13～17）、「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する行動規範」（備付-39）及び、「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する不正使用防止計画」（備付-40）が整備されている。また、専任教員の研究倫理遵守のため、年に1回コンプライアンス教育を行うとともに、全ての教員から倫理遵守の誓約書（備付-41）の提出を求めている。

教員の研究成果を発表する機会として年1回「秋草学園短期大学 紀要」を発行している。平成30年度の発表は「紀要35号」に掲載されている。本号の掲載論文は専任教員、非常勤教員併せて14点（論文9点、研究ノート2点、調査報告3点）であった。

専任教員全員に対して各自1室、約20㎡の研究室を割り当てられており、教員が各自研究を行うには相応の設備が整備されている。1号館2階に7部屋、3階に4部屋、2号館2階に24部屋計35部屋あるが平成31年3月末日現在では1部屋空室がある状況。常勤教員が新規に出ると研究室が満室となる。

本学では就業規則（備付-規程18）で「職員は、人格を高め、知識、技能を向上するためたえず研修に努めなければならない。」と定めている。これを受けて、教員の研究日を確保するため「学校法人秋草学園職員研修実施細則」（備付-規程19）を定め、「教員にあっては週1日の自宅研修日を取ることができる」としている。また、学園の承諾を得て、教学運営に支障がなく一定の期間内の研修を行うことができるものとし、日本学術会議登録の学術研究団体及びこれに準ずる団体の研究会に参加、出席するための研修は原則7日以内、さらに、研究のための資料収集及び学術調査を目的とする研修は原則年間計20日以内で行うことができることとしている。国内・外の区別、制約はない。個々の教員の教育研究業績書の記載内容や研究費の執行状況等から、制度を十分に活用して研修を行っているものと判断できる。

また、所属学会への出席や発表についても、研究出張許可願や研究出張報告書から、個人差はあるが、概ね積極的に取り組んでいるものと判断できる。なお、留学、海外派遣に関する規程は特段定めていない。

F D推進委員会は、「秋草学園短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会内規」（備付-規程20）に基づきF D活動の支援を行っている。平成31年2月に「学生満足度調査」を実施し、その結果は3月の教授会で報告された。教学関連の問題事項についてはF D推進委員会を中心に検討する一方、学内施設、教育環境等に関連する問題事項は、9月に開催した教学の代表者と、学生代表である教育環境向上委員12名が出席する意見交換会で検討し、学生からの不満が高かった食堂等のサービスや施設面の改善を行った。

平成26年度から導入されたGPA制度の活用方法については、平成28年度からGPAポイントが2.0未満の学生に対して学級指導教員から学修指導が行われている。また、これまで、非常勤を含む全ての教員が、欠席の多い学生については各クラスの担任に報告をしてきたが、平成30年度からは、あわせて授業態度に問題のある学生についても報

告することとなった。この他、平成 30 年度においても、「研究・教育指導計画概要」及び「研究・教育指導計画の経過報告書」を PDCA サイクルに基づき専任教員全員が学長に提出した。また、教務課と協働して作成した「教務ガイドブック」（備付-35）を全ての専任教員と非常勤講師に配布し、その活用法を説明した。

平成 30 年度の学内における F D 活動として、9 月 26 日に「授業改善のための検討会」として学生代表者からの意見聴取と、それに関する検討会を実施した。また、12 月には平成 31 年度シラバスの作成にあたってのポイントや注意点等について教務部長を中心として研修会を実施した。（備付-36～38）。

#### [区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学における事務組織及び所管事務は、本報告書 3 ページの資料に示すとおりであり、平成 25 年 4 月 1 日より短期大学事務部の実習指導センター事務室及びキャリアセンター事務室を独立組織に編成替えし、業務分担の見直しを図った。また、平成 27 年 12 月に新たに I R 推進室を設置し、平成 28 年度から運営している。現在の専任の事務職員の総数は 27 名で、事務局長の下に総務部（4 名）、企画財務部（4 名）、短大事務部（13 名）、入試広報室（4 名）、エクステンションセンター事務室（1 名）の 5 部門をもって構成されている。事務室は、建物の床面積の制約上 1 階と 2 階の二層構造となっているが、平成 30 年度には事務室のワンフロア化計画を推進して 1 階の実習指導センターを 2 階に移動している。各部課長の指揮監督のもと事務処理等を行っており事務組織の責任体制は明確となっている。

専任事務職員は、「学校法人秋草学園事務職員 S D 研修規程」（備付-規程 21）に基づき、専門的な職能を習得するよう各部署で職場内研修を実施し、また、専門性に応じた定期的な外部研修等にも毎年積極的に参加するなど、常に専門的な職能向上に努めている（備付-42～44）。嘱託事務職員もこれらの研修会に参加している。

事務関係諸規程は、規程集として整備し、事務室及び関係部署に備え付けるとともに学内

LANにより閲覧できるようになっている。

事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。事務室では、情報ネットワークが整備され、平成 25 年度に職員のおぼ全員の PC の入替えを行っている。また、学生の学籍管理、成績処理等のために情報システムが整備されている。その他プリンターやコピー機など必要な事務機器が整備されている。

防災対策としては、防災計画、自衛消防隊編成表及び任務分担表を作成し、全教職員に周知を図るとともに、毎年 5 月に全教職員・全学生を対象とした、所轄署による「消防避難訓練」を実施し指導を受けている。また、「消防防災マップ」を常時掲示し、災害時の避難場所の周知を図っている。

情報セキュリティ対策としては、「個人情報保護基本方針」、「個人情報の保護に関する規程」、「個人番号及び特定個人情報取扱内規」(備付-規程 22~24)等で組織的に対応している。平成 29 年度には、情報セキュリティ検討委員会を立ち上げて「秋草学園短期大学情報セキュリティポリシー」(備付-規程 25)を作成している。また、現状の情報把握とコンピュータのウィルス感染、不正アクセス等の脅威に対しては、外部の情報セキュリティ専門業者を招いて研修会を行っている。平成 30 年度には標的型メール攻撃訓練を実施して不審なメール等によるサイバー攻撃への防衛力アップと情報セキュリティ意識を高めている。

SD 活動に関する規程については、「学校法人秋草学園事務職員 SD 研修規程」が制定されている。事務職員の専門的な職能を向上させるための SD 活動として、日本私立短期大学協会及び外部団体主催の研修会に平成 30 年度も多く職員が参加し、学生支援及び事務業務の改善・向上に努めている。また事務職員も FD 研修会に参加するようにしている。

SD 研修委員会の運営については、平成 26 年度から隔月に委員会を開催し、各部署で作成した年次計画表に基づく実行状況や進捗状況等について確認・検討を行っている。各部署の実施状況等については課題があるものの、概ね実行できている。また、事務職員の自己啓発研修については、前年度に続き平成 30 年度も一部の職員が通信講座を受講し資格取得等の実績を挙げている。これまで、自己啓発は一部経費が補助対象であったが、学園が要望する資格取得に対しては、全額補助することになっている。

事務局各部署の部課長会議は隔月に、朝礼は週 1 回召集し行っている。業務の見直しや事務処理の改善とまではいかないが、共通認識、情報共有を得るようにしている。

教務課事務職員は、Web を利用した履修登録の指導・相談や毎年 1 月に実施する卒業年次生以外の学生へのガイダンスにおいて、新年度の履修計画に関する相談やその他の学生相談等に応じて学習成果を向上させるために努力している。また、短大事務部の各部署は、一層の学生の満足度向上のため、それぞれの関係部署と連携するとともに教員組織の各種委員会とも連携している。短大事務部の関係部署の課長等が各種委員会の構成メンバーとなっている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程は整備されており、法律等の改正に併せ適宜改正し、監督官庁への届出を行っている。教職員への周知のため、諸規程を規程集としてファイルし、事務室に備え付けるとともに、学内 LAN での検索により誰でも閲覧できるようにしている。休暇、給与等は、これらの規程に基づいて適正に処理されている。

教職員の勤務時間の管理は IC カードで行われ、各自出勤時、退勤時にカードリーダーを読み込ませて記録している。緊急時は人事課への電話連絡等に対応している。教職員の勤務時間は、原則、第一部学生対応としては 8 時 40 分始業、17 時終業とし、第 5 時限の授業や学生支援のための事務対応は、職務内容に応じて勤務時間をシフトして行っている。第二部学生への授業と事務対応については、14 時始業、21 時 20 分終業とし、学生対応のために補助職員による窓口対応も行っている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

幼児教育学科では、近年校務が更に多くなり、教員の研究の進捗がままならない時期もあるため、今後も積極的な研究活動を促すために、校務の負担が一部の教員に偏らないよう配慮した環境整備が依然として課題である。

教員の研究活動に関しては、平成 30 年度の外部資金の獲得について、科学研究費の採択は無かったが、その他の外部資金の獲得があったことは平成 29 年度からの進歩である。しかしながら高等教育機関に所属している立場からも、専任教員にはより一層の研究活動と、競争的資金の獲得のための挑戦をしていくことが求められる。また、学内規程の運用上で「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」との乖離等がないか自己点検を行う必要があり、またコンプライアンス教育がどの程度浸透しているかを検証することも必要である。

1 号館 2 階と 2 号館 2 階の研究室の照明の LED 化が当面の課題となる。

事務局の業務が縦割りにならないように部署間の情報共有と職員間の協働体制、相互に業務の助け合いができる環境づくりをする。また、各部署業務の効率と業務のマニュアル化を進める。

研修日の取得については、個々の教員の役職や校務分掌、研究状況により差異が生じることはやむを得ないと考える。授業日数確保のための休日授業実施や学校行事等により休日勤務をした教職員については、休日の振替を行い、健康上過度に負担にならないよう配慮している。校務の都合から休日振替ができなかったということがないように注視する必要がある。あわせて、教員が研究を行うために十分な時間を確保することについて、今後も配慮していく必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

- 備付資料 45 自衛消防隊編成及び任務分担表  
46 火災予防のための組織表  
47 防災用品取扱マニュアル

備付資料-規程集

- 26 秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規  
27 学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程  
28 学校法人秋草学園施設貸与規程  
29 秋草学園短期大学図書館管理運営規程  
30 秋草学園短期大学図書館利用細則  
31 学校法人秋草学園危機管理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地面積は設置基準面積 8,000 m<sup>2</sup>に対し 9,243 m<sup>2</sup>、運動場用地は 1,980 m<sup>2</sup>あり短期大学設置基準を充足している。校舎面積については 11,629 m<sup>2</sup>を確保（基準 6,250 m<sup>2</sup>）している。授業用の機器備品については、パソコン教室 3（133 台）、プロジェクター設置教室 16 に配置している。視聴覚教室、図画工作室、表現演習室、音楽室 2、ピアノ室 45、電子ピ

アノ 50 台、調理実習室、保育演習室、茶道室があり、講義、演習、実習を行う施設設備は十分に確保できている。ただ、障がい者対応としては平成 22 年度に多目的トイレ、平成 23 年度に車椅子用リフトを 1 号館入口に設置したが、エレベーターは 4 階建ての 2 号館にのみ設置されていることから、1 号館の 5 階へのルートには人手が必要となる。

平成 30 年 3 月改革総合支援事業採択に伴い 508・509 教室周辺では電子黒板接続のパソコンが 2 台ありインターネット通信は良好となっている。校内照明 LED 化も半分程度まで終了し、後 3～4 年で全館 LED 化を完了する予定。

本学の図書館の面積は 655 m<sup>2</sup>で、図書の収納能力は 62,000 冊である。また、本学の在籍学生数は 759 人（令和元年 5 月 1 日現在）に対して、館内の閲覧席数 109 席を確保している。

平成 30 年度の図書予算は 3,250,000 円、新聞雑誌費が 1,437,000 円である。図書館は大学の知的基盤であり、情報の基点という認識をもって予算執行を充実させている。図書の選定は多くの希望を取り込み、適正に行われることが求められている。本学では、各学科から教科に関連する図書や専門分野に関する図書の希望を募り、図書館で所蔵図書との重複やバランスを検討しながら購入している。また、本学の図書館機能として、社会人になるために必要な教養（社会人基礎力）や即戦力を育成するための基礎知識・技術に関する情報提供に重点を置いている。幼児教育・保育系の学科の学生の利用に應えるために、実習準備に必要な絵本、紙芝居、パネルシアターなどの所蔵に力を入れており、学生の利用頻度も高い。また、人文系の学科があることから文化、文学系の書籍の充実も本学図書館の特徴の一つである。

教員用の高額図書や資料に関しては、予算全体のバランスを考慮して、教育用図書の購入に支障が起こらない範囲で計画的な購入に努めている。その他、司書が選定する枠があり、蔵書構築に偏りが起きないように調整を行っている。さらに、学生や非常勤講師からの要望も受け付けており、予算の執行状況に照らして、できる限り要望に應えるよう努めている。このように図書選定システムは良好に機能している。

図書館の蔵書数は 71,959 冊（和書 69,331 冊、洋書 2,628 冊）、視聴覚資料は 1 点、学術雑誌 45 種である（令和元年 5 月 1 日現在）。さらなる充実を図るため、毎年度分野別の必要性に応じて、新旧雑誌の入れ替えや、停止、追加を行っている。図書の除籍に関しては、「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」（備付-規程 26）に基づいて実施した。

体育館は 952 m<sup>2</sup>を有し、バスケットボール、バレーボールの公式試合が可能な設備を確保している。

#### [区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

### <区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

「学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人秋草学園施設貸与規程」、「秋草学園短期大学図書館管理運営規程」、「秋草学園短期大学図書館利用細則」（備付-規程 27～30）等諸規程を整備し、固定資産及び物品の管理に関する基準を定め、その適正な管理を行って常に良好な状態を維持するとともに、経済性にも留意し、有効適切に運用することで教育研究の効果を高めることとしている。

また、「学校法人秋草学園危機管理規程」（備付-規程 31）により学生、生徒、職員及び近隣住民の安全確保を図るための規程を整備している。さらに、「自衛消防隊編成及び任務分担表」「火災予防のための組織表」（備付-45～46）等の作成により教職員への周知を図っている。年に1度（毎年5月）地元消防署の指導のもと、全校を挙げて学生の避難誘導訓練や消火器取扱訓練を実施し、教職員に対しても指導訓練を行っている。

年2回消防用設備（火災報知機、緊急放送等）の点検を各業者に委託し実施している。非常時の水・食料・防災用品等は平成23～25年度にかけ備蓄計画を立て逐次実行、平成28年度から30年度まで再度3年間、期限のある防災用品について入れ替えを実施済。また、その使用については、既に「防災用品取扱マニュアル」（備付-47）を作成し掲示している。

防犯については、正門に昼夜1名の守衛員を配して不審者の侵入チェックを行っており、校内の各教室及び施設内は校務員1～2名で巡回点検を実施し、防犯に努めている。さらに、1階学生生徒通用口及び2階正面玄関、体育館裏に防犯カメラを設置し、夜間は警備会社へ警備を委託している。

サーバー及びコンピュータについては、最新のウィルスチェックを実施している。また、ファイアウォールシステムを導入し外部からの不正アクセスに対応している。データのやり取りについては、パスワードを使用し不正防御に努めている。

学術研究、教育活動および大学運営業務における情報資産の安全性の確保および対策整備を目的として平成28年度に情報セキュリティ検討委員会を立ち上げた。事務局長、情報センター長を主とし、法人各部署および各学科の教職員で構成されている。学内の様々な情報の取り扱い状況について現状を確認し、平成29年度には情報セキュリティポリシーを策定、管理運用体制を確立した。コンピュータのウィルス感染等の脅威、情報の漏えい防止のためさらなる規定の整備を行っている。紙媒体等の資料破棄のためシュレッダーを増設する。

昨年経産省の補助金を受け、省エネタイプの空調システムに切替えを実施、最大出力量の制御のため、デマンドコントローラーの設置等経費削減を兼ねた対応を実施している。平成22・23年夏季にトイレを全面改修し省エネ型のトイレに変更するとともに、廊下・事務室・外灯の間引き・一部トイレのエアタオル中止等節電、節水を実施している。2号館の冷暖房は、平成25年度に重油を使った冷暖房から電気による省エネタイプのエアコンへ全面切り替えを実施。また、1号館屋上に太陽光発電装置（パネル240枚）を設置、グリーンエネルギーの利用に貢献している。その他、校内の各教室及び事務室等施設への掲示等を利用し、節電・節水等省エネ意識を喚起、醸成している。学生食堂及び厨房の照明

は平成 27 年度に、図書館及び視聴覚教室を平成 28 年度に、平成 29 年度は 1 号館 1 階を LED 化し、平成 30 年度は 1 号館 3 階を LED 化した。平成 31 年度は 1 号館 4 階と水銀灯が今年で製造中止となることから体育館と外灯を水銀灯から LED 灯に切替えを実施したいと考えている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

2 号館のエレベーターは 4 階までで、渡り廊下を使って 1 号館 4 階までは行けるが 5 階への移動は足の不自由な学生や公開講座の高齢の受講生などに不便をきたしている。

平成 25 年度にタブレット端末利用の利便性を考えアクセスポイントを 25 か所設置し、インターネットに接続できる環境整備を実施した。学生が動画等見ると膨大な容量が必要となることから現在は教職員にのみ解放しており、解放に向けての条件等検討する必要がある。

年間約 2,000 冊増加する新規図書と、現在所蔵している図書の保管をしていく為に図書の除籍を実施している。「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」に基づいて、現在は主に副本と破損本を除籍しているが、今後は図書の内容をより精査して除籍していくことが課題である。

情報セキュリティポリシーの周知徹底とともに、コンピュータのウィルス感染等の脅威、情報の漏えい防止のため、さらなる規定の整備、専門家からの研修等によるポリシーの啓発、教育が必要である。

省エネルギー・省資源対策の中で、校舎の電燈の半分程が、蛍光灯（HF 管）を使用している。安定器が破損した場合は LED 照明に切替えしているものの、LED 化は全体的にはまだ半分程度となっている。LED 照明は当初価格よりは下がったもののまだ比較的高額であり、今後も毎年フロアごとに配備する予定である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし

#### [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

#### <根拠資料>

該当なし

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するト

レーニングを学生及び教職員に提供している。

- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

情報センターは定期的な情報基盤整備の都度、情報端末及びサーバーからの情報流出や、外部からの不正アクセス防止のために、セキュアなネットワークシステムを構築してきた。システムの保守は情報センターと保守契約を結んでいるベンダーとの間で絶えず連絡を取り合いながら実施している。最新のウィルスチェックの実施、ファイアウォールシステムの導入により外部からの不正アクセス等の脅威対策を行っている。課題であった情報セキュリティポリシーが策定され、より一層のセキュリティの向上およびセキュリティルールの周知徹底を図っている。

個人情報保護のために教育用と事務用の二つのセグメントを構築し、相互のセグメントは閉鎖体系とする一方で、インターネットへのアクセスはどの情報端末からも利用でき、学内に無線 LAN を整備したことからモバイル端末からの利用も可能となっている。

全学科が対象となる情報教育に活用する技術的資源は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、情報教育科目を担当する教員および情報センタースタッフの自発的な自己研修等によりコンピュータ利用技術の向上が図られている。スタッフについては、研修のための予算等は確保されているものの、学外での研修機会の活用は不十分なままであり、業務過多の現状では十分に消化されているとはいえない。

情報センターが中心となり、4～5年の周期で情報教育資源の整備を実施している。平成 31 年度には、情報基盤環境が整備され、さらに使いやすいストレスを与えないパソコン教室の環境が構築される予定である。また、各学科の教育課程にある情報教育関連科目を円滑に実施するため、パソコンなどの情報機器は3室に計画的に設置されている。各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づいて必要とされる技術的資源の配置と利用を常に見直し、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を有線、無線の両方で整備している。授業担当教員は、新しい情報技術などを活用して効果的な授業を行っている。利用する OS は安全性と利便性の高いものを導入し、Web デザインや DTP の現場のワークフローを再現するために、事務系の Windows 環境に加え、Mac 環境を整備している。平成 31 年度から、マイクロソフトとの包括契約 (OVE-ES) により、Office365 が専任の教職員と学生に無料で提供される予定であり、また MOS 検定を大学で実施するための準備をし、学生・

教職員のさらなる情報技術向上のためのトレーニング環境を整える予定である。

**<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>**

インターネットへの接続速度の向上など、継続中の課題については、引き続き情報センターのスタッフが対応しているが、授業進行に影響を与えることのないように抜本的な対応を検討する。その際、スタッフの外部研修への時間確保や、技術的資源活用のための組織的な研修の具体化が課題である。

**<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>**

特記事項なし

**[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]**

**<根拠資料>**

- 提出資料
- 10 秋草学園第Ⅲ期5ヵ年計画
  - 15 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式1]
  - 16 事業活動収支計算書の概要 [書式2]
  - 17 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式3]
  - 18 財務状況調べ [書式4]
  - 19 計算書類【平成28年度】
  - 20 計算書類【平成29年度】
  - 21 計算書類【平成30年度】
  - 22 事業報告書
  - 23 事業計画書
  - 24 収支予算書
- 備付資料
- 48 新入生保護者向け「ご寄付のお願い」
  - 49 学校法人秋草学園創立70周年記念事業募金趣意書
  - 50 財産目録等【平成28年度】
  - 51 財産目録等【平成29年度】
  - 52 財産目録等【平成30年度】
  - 53 秋草学園第Ⅰ期5ヵ年計画
  - 54 秋草学園第Ⅱ期5ヵ年計画
- 備付資料-規程集
- 32 学校法人秋草学園資金運用に関する取扱基準
  - 33 学校法人秋草学園財務書類等開示規程

**[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

資金収支及び事業活動収支については、平成29年度より支出超過となってしまったが過去3年間にわたり均衡している（提出-15～16）。

平成30年度の基本金組入前当年度収支差額は△136百万円となり、2期連続の赤字となった。基本金組入後の当年度収支差額では350百万円の赤字となり、翌年度繰越収支差額

は△1,058百万円と赤字幅が増加した。支出超過の要因としては、例年でいえば高等学校部門のバス運行費及び奨学金が主たるものとなるが、今年は若干様子が異なる。基本金組入前当年度収支差額は短期大学で22百万円、高等学校63百万円、専門学校で46百万円赤字となり特に短期大学の赤字は平成13年度決算以来17年ぶりのものとなった。短期大学・専門学校の入学者数が減少傾向にあり、加えて退学・除籍・転学等により短期大学・高等学校・専門学校の3校で平成30年度合計74名(昨年比+2名)の学生・生徒数が減少している。学生・生徒数の減少に対する抜本的な対策を検討する必要があるが出てきた。

平成30年度の貸借対照表(提出-17)の総資産は13,049百万円で固定資産は11,764百万円、流動資産は1,285百万円である。固定負債は780百万円、流動負債は519百万円、基本金は12,808百万円、繰越収支差額は△1,058百万円となった。流動比率は247.8%と当面の資金繰りには問題がない。また固定長期適合率は93.9%であり、固定資産も長期の安定的な資金で賄われており健全の範囲内と言える。

学校法人全体の財政は、短期大学部門の黒字によってその他の部門の赤字を補い、全体としてプラスの収支を維持し、基本金組入前当年度収支差額では、平成28年度まで6期連続の黒字を継続していた。しかしながら、黒字とはいえ短大の収支悪化が影響し平成29年度は法人全体として89百万円の赤字計上、平成30年度短大の収支がマイナスとなったことで法人全体としては136百万円の赤字となり2期連続のマイナス計上となった。

短大の経営状況は入学生確保が依然厳しい状況であり、平成29年度は定員450人に対し336人、平成30年度は定員を415人にしたが296人、平成31年度は315名と若干増となった。とはいえ、一定数の入学生の確保ができれば短大単体の財政は、存続していくことについては十分可能である(提出-18)。

退職給与引当金は、私立大学退職金財団加盟者と埼玉県教職員福祉財団加盟者とそのいずれにも加入していないものに分類し、期末要支給額の100%を基に各財団に対する掛金の累積額と交付金の累計額との差額に繰入調整額を加減し、退職給与引当金を計上している。

資産運用については、平成20年4月に施行した「学校法人秋草学園資金運用に関する取扱基準」(備付-規程32)に則り、安全性を第一として資金分散をはかったうえで健全保有に努めている。

教育研究費比率については、平成28~30年度決算の平均額が605,776千円で、経常収入平均1,948,384千円に対し31.1%となっており、メルクマールは上回っている。今後も教育研究費率に着目し、適切な運営を図っていく。

教育研究用機器備品については毎年一定額以上の設備関係支出を実施しており、図書についても一定額以上を予算化し紀要図書委員会等を経て適切に配分されている。

公認会計士の監査意見への対応は適切に行われている。本学では監査報告書だけでなく、監査時や監査終了後等に非公式に意見交換、情報交換を行っており、その中で改善の余地のある事象については積極的に意見を取り入れることにより改善を心がけている。

寄付金は収入源の多様化の一環としてとらえ平成24年度より導入した。平成30年1月31日付けで文部科学省より特定公益増進法人として再度承認を受けている。また租税特別報施行規則一部改正により条件が緩和されたため、平成27年10月本学への寄附者の税額控除も認められるようになった。寄附金の募集に関しては、毎年入学式後の説明会で保護

者に対し書面とともに寄附の依頼を行っている（備付-48）。また、令和元年は学園創立 70 周年の節目であることから、8 月より記念事業のための寄附金募集を行っている（備付-49）。

本学全体の収容定員充足率は 0.766 と 2 割強の定員割れとなっている。定員充足率を 1.0 以上にすべく、今後もオープンキャンパス、各種ガイダンス等を含めた広報活動や授業内容の充実、ボランティア、保育・施設実習、インターンシップ等あらゆる手段を使い、本学のすばらしさをアピールしてまいりたい。

短期大学部門及び学園全体でも『基本金組入前当年度収支差額』では平成 28 年度までは黒字が定着しつつあったが、学生数の減少により平成 29 年度、平成 30 年度と赤字計上し、平成 31 年度も赤字となる見込みとなってきた。財務体質にはまだ充分余力があり、当面の経営に支障はないが予断を許さない状況は続くものと思料する（提出-19～21）。

毎年の予算については、本部事務局が翌年度の入学者状況を見た上で予算編成基本方針を策定し、10 月下旬～11 月初旬に学内理事会に諮り決定する。その方針に基づいて 11 月より関係各部室に次年度の「予算積算書」の作成を指示、各部門から提出された「予算積算書」内容のヒアリングを実施し、2 月中に「予算積算書」を取りまとめ本学予算（案）を作成する。また、事業計画については、秋草学園第Ⅲ期 5 カ年計画に基づき各部門の責任者より次年度の事業計画書（案）の提出を受ける。これらの予算（案）及び事業計画書（案）を 3 月下旬の評議員会で諮り理事会の承認を経て決定している。決定した事業計画と予算については速やかに関係部門に連絡し、実施の指示をしている。年度予算の執行については各部署から稟議書、物品請求書等の提出を受け、学長または部・室長経由で企画財務部へ提出、同部は予算措置を確認し、諾否を検討、事務局長を経て理事長が決裁する。毎日の出納業務については稟議書、物品請求書、各種請求書に基づき支払を実施する。基本的には銀行のリーフに基づき入出金伝票を起票し、「月次資金収支計算書」「月次事業活動収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「合計残高試算表」「月次支払資金集計表」については、毎月理事長まで回覧しチェックしている。

平成 30 年度の法人全体の総資産は 130 億 4,890 万円で、前年度比 2 億 3,768 万円の減少となった。また総負債は 12 億 9,817 万円で、前年度比 1 億 182 万円の減少となった（備付 50～52）。純資産の部合計額は 117 億 5,073 万円で前年度比 1 億 3,586 万円の減少となった。余裕資金については、退職給与引当特定資産を退職給与引当額に基づき積立している。また、その他の資産についても「学校法人秋草学園資金運用に関する取扱基準」に則り、資金分散を図ったうえで債券を中心に健全保有に努めている。

施設設備等の管理については、「学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人秋草学園施設貸与規程」、「秋草学園短期大学図書館管理運営規程」、「図書館（短大）利用細則」等により管理し、固定資産については、固定資産管理台帳により管理し、また取得価格 2 万円以上で 10 万円未満の物品（消耗品）については「教育研究用機器備品」と「管理用機器備品」として区分し、「備品台帳」を作成して管理している。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。

- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

### <区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

短期大学の将来像を明確にするために平成 20 年度にスタートした第Ⅰ期秋草学園 5 ヵ年計画（備付-53）は、平成 24 年度に終了した。第Ⅰ期 5 ヵ年計画の期間中に、平成 23 年度より財政状況が少しずつ改善され、平成 24 年度以降改善傾向が続いた。

第Ⅰ期 5 ヵ年計画の結果を受けて、平成 25 年度より第Ⅱ期 5 ヵ年計画（備付-54）をスタートさせた。その基本目標として、学校法人は、①建学の理念の再検証、②安定した学園経営、③高短専 3 校の連携、また短期大学は、①本学女子教育の充実、②意欲ある学生（障害がある学生を含む）の受け入れ、③教育体制の充実、④就職・キャリア支援の強化、⑤外部科研資金の獲得、⑥地域貢献、⑦文化表現学科の定員充足、⑧専攻科幼児教育専攻の再生、をそれぞれ掲げ、本学に関する客観的分析に基づいた評価と計画の遂行を継続している。

前述した財務状況の改善は、帰属収支差額においてプラスに転じたものであり、繰越消費収支差額の改善に至るためには、今後とも入学生、在学生の増加を主とする安定した学生数の確保が重要であり、加えて各種経費の節減に努める必要がある。

文化表現学科及び地域保育学科の入学定員未充足が影響して、短期大学全体の収容定員も未充足の傾向が大きくなっている。そのため財務状況は厳しくなっているが、人件費、施設設備費は抑制しながらも適当なバランスを保っている。文化表現学科に関しては、入学者数が定員の半数にも及ばない状況が続いているため、平成 29 年度から入学定員を 100 人から 65 人に変更する手続きを行った。

財務状況の厳しさを認識し危機意識を共有するために、「学校法人秋草学園財務書類等開示規程」（備付-規程 33）に基づいて経営情報を開示している。財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書などの財務書類は、本部事務局、短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園に所属する者、その他利害関係者の閲覧に供している。また、同様の情報はホームページ掲載により公開している（提出-22～24）。

### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

平成 31 年度入学者数も全学科で定員未充足となった。特にこれまで定員割れの無かった幼児教育学科一部の入学者が昨年度から定員割れとなり、文化表現学科は平成 29 年度から入学定員を 100 人から 65 人に変更したものの定員充足とはならなかった。これを受けて、定員確保のための方策を抜本的に検討する時期に入ったといえる。

経費の削減については、平成 21 年度からの秋草学園第Ⅰ期 5 ヵ年計画に沿って予算額の減額を毎年実施してきた。第Ⅱ期 5 ヵ年計画においても経費削減を推し進めてきた。平成 30 年度からは第Ⅲ期 5 ヵ年計画がスタートしている。短大部門では毎年の基本金組入前当年度収支差額の黒字は継続されていたが、平成 30 年度に 17 年ぶりに赤字となったことから全部門が赤字となった。短大での経費削減には各部署とも限界となっており、収入構造には学生数が大きく影響してくるため、財務面だけでの努力にも限界がある。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし

#### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成 22 年度から導入された任期付教員任用制度については、そのあり方についての検討を重ねて来てはいるが、平成 30 年度からは採用年度 1 年間は週 3 日勤務であるが 2 年目以降は本人の希望に応じ週 4 日勤務としている。また平成 31 年度新規採用教員にあつては、初年度から本人の希望に応じ週 4 日勤務としている。なお、3 年経過後に退職し、新たな選考を行うことは継続している。

研修日や個人研究費の活用による研究活動については、個々の教員に委ねている状況に変わりはないが、個人研究費の使用状況については、多くの教員が本学規定の限度額まで使用している。また、奨励研究費についても、毎年確実に教員からの応募申請がある。具体的な審査方法であるが、研究計画の妥当性、研究成果の教育面への反映などの面から申請者にヒアリングを行い、委員会委員の審議を経て奨励研究として対象となる研究を決めている。その結果、奨励研究費は有意義に活用されているといえる。

科学研究費に関する規程整備については、平成 27 年に「秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、「秋草学園短期大学における公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規」、「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する行動規範」、「秋草学園短期大学公的研究費の不正使用防止計画」を定め、整備を行った。

図書館の除籍手続、及び適切な蔵書構築については、「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」に従い、副本・汚損本について除籍を行い、適切な蔵書構築を行った。なお、利用者用の機器に関しては、更新の必要がなかった為予算化は行わなかった。

情報センター職員の学外研修については、平成 29 年度は、「サイバー攻撃基礎講座」の受講をした。

紀要図書委員会における検討の結果、平成 28 年度より図書館ホームページにおいて紀要データの公開を開始しており、平成 31 年度には JAIRO Cloud での公開を予定している。その為、今後は論文等の学外への発信・公開等について、紀要投稿申込書に明記することを検討することとしている。

F D 推進委員会では、「授業評価アンケート」の結果については、教授会にて報告をす

るとともに、教務課でその結果を保管し、いつでも閲覧可能な状態としている。また専任、非常勤を問わず全教員から、その結果に対する授業改善計画の提出を義務付けた。また、FDフォーラム参加教員からの報告については、基本的に毎年行われているが、平成29年度については日程の都合から参加者がいなかった。

情報の安全性の観点よりホスティングサービス会社の見直し検討を行っているが、現時点では回答は出ていない。ただ、年2回の定期メンテナンス時に情報機器利用上の問題点や課題については、情報センターが中心となり学外事業者と協議を行い解決した。

短大校舎の照明については、蛍光灯からLEDへの切り替えをエリアごと毎年実施している。平成27年度は2号館食堂、平成28年度は図書館及び410教室、平成29年度については1号館1階をそれぞれLED化した。平成27年度にアクセスポイント追加設置予算化する計画については予算化したものの運用面で課題が残り実施できなかった。

経常的な費用の削減については不要不急の費用を予算時点で極力抑え「基本金組入前当年度収支差額」では平成27年度、28年度は黒字を達成したものの平成29年度については学生募集の陰りもあり7年ぶりに赤字計上となった。

学園行事等による休日出勤については、主管部署に依頼し、出勤職員を必要最少人数に留めるように調整した。さらに、土曜日直については、土曜担当嘱託職員及び非常勤職員を割り当て、職員の出勤日数を2分の1にした。

理事長は、「秋草学園第Ⅱ期5ヵ年計画」で掲げられた基本目標に関わる項目を計画通り確実に遂行する。また、文化表現学科の改編に関しても、学内外の状況を十分に精査し、学園としての結論を出す。その一環として、学科の規模の適正化のため、平成29年度より入学定員をこれまでの100名から65名に変更を行った。

防災関連については、防災計画、自衛消防隊編成表及び任務分担表を毎年度作成し、全教職員に周知を図っている。また、毎年5月に全教職員、全学生を対象とした、所轄署立会いによる「消防避難訓練」を実施し指導を受けており、「消防防災マップ」を常時掲示し、災害時の避難場所の周知を行っている。

SD研修委員会については、毎年度隔月の委員会開催を行い、各部署で作成した年次計画表に基づく実行状況や進捗状況等についての確認、検討を行っている。平成30年度も多く職員が日本私立短期大学協会及び外部団体主催の研修会に参加すると共に、一部の職員が通信講座を受講し資格取得等の実績を挙げている。なお、自己啓発研修については、これまで一部経費が補助対象であったが、学園が要望する資格取得に対しては補助の増額を行った。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

幼児教育学科では、各教員が更に研究を行いやすく、またその成果を公表できるよう、更に研究環境の整備を行う。具体的には、校務の負担が一部の教員に偏らないよう配慮して授業担当コマ数を組む。また、与えられた研修日や個人研究費を十分に活用して研究活動を行うよう、引き続き学科会等を通じて促すと共に、学外の研究助成や、学内に準備されている奨励研究費への積極的な応募を呼びかける。

1号館2階と2号館2階の研究室の照明のLED化を検討するとともに、短期大学校舎の照明について、5～10年間を目途に校舎のブロックごとにLED化を推進中。その中で

研究室についても LED 切り替えを行う予定。LED 照明導入については負担が大きいことから、毎年校舎の 1 フロアごとに予算計上し、切替えを実施する。平成 31 年度は、1 号館 4 階部分の教室・廊下等の照明について LED 化の予算計上を検討する。また、水銀灯が今年で製造中止となることから体育館と外灯を水銀灯から LED 灯に切替えを実施したい。

1 号館へのエレベーター設置は従来から検討されているが、適当な設置場所が見当たらない。渡り廊下を使用すれば 1 号館も 4 階までは利用可能であることから、しばらくは現状のままで継続する。無理をすればエレベーターの設置が可能な場所はあるが、建物本体が建築から 38 年以上経っており、後付となることから躯体を壊す必要もありまた工事費用が 50 百万円程度かかることから、補助金なしでは着工は難しい。

S D 研修を充実し、全職員（嘱託職員含む）による研修会や資格取得支援をして職員資質向上を図る。

事務室をワンフロアー（キャリアセンター事務室を 2 階に設置）にする。

S D 研修の改善計画については、平成 31 年度上期中に学園が取得してほしい資格を掲げる。

短大事務室の改善計画については、平成 30 年度中に 2 階事務室全体のレイアウトを検討する。

秋草学園短期大学図書館図書等の「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」に従い除籍を実施するとともに、資格・検定に関する図書等内容が毎年更新される図書等に関しては、古い図書を積極的に除籍していく。

経費予算関係については、前年度の予算額を超えないように各部署に積算を依頼している。ただし、必要不可欠な備品等については目的、必要性を聴取したうえで予算計上していく方針である。平成 31 年度予算の経常的な費用については極力平成 30 年度予算程度で抑え、その後についても基本金組入前当年度収支差額の赤字幅を圧縮できるように対応を検討していく方針である。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## ＜根拠資料＞

提出資料	25	学校法人秋草学園寄附行為
備付資料	55	理事長履歴書
	56	学校法人実態調査票【平成 28 年度】
	57	学校法人実態調査票【平成 29 年度】
	58	学校法人実態調査票【平成 30 年度】
	59	理事会議事要録【平成 28 年度】
	60	理事会議事要録【平成 29 年度】
	61	理事会議事要録【平成 30 年度】

## [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

## ＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長（備付-55）は、昭和 43 年 3 月から学校法人秋草学園に勤務し、昭和 63 年 2 月

から評議員、平成2年12月から理事、平成18年4月から理事長に就任し、現在に至っている。その間、創設者である秋草かつえ元理事長・学長（平成25年3月13日逝去）の下、建学の理念や教育理念・目的を理解し、様々な部署の業務を務めてきた。

理事長は、寄附行為第7条（提出-25）に定めるところにより、法人を代表し、その業務を総理している（備付-56～58）。

また、理事長は、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た（備付-59～61）決算及び財産目録、貸借対照表、収支計算書並びに事業報告書を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、寄附行為第6条に定めるところにより、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、理事会は理事長が招集し、議長を務めている。

認証評価に係る自己点検・自己評価委員会は、理事会の主要なメンバーである理事長、常任理事、学長のほか事務局長などが構成員となり、積極的なリーダーシップをとっている。委員長やALOは理事長から委嘱されている。「自己点検・評価報告書」は、理事会が審議、承認を経て、学長名による公表を最終的に了承する責務を果たしている。

理事会は、学内外の情報を収集することにより、課題について自ら検討するとともに、課題によっては関係部署に対しても検討を指示し、大学運営に責任を果たしている。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、規程集として、各部署に備え付けるだけでなく、学内LANにより閲覧が可能となっている。

理事の選任については、寄附行為第10条に規定されている。学長、教職員のうちから理事会において選任された者、評議員のうちから評議員会において選任された者及び学識経験者のうち理事会において選任された者が理事となる。学長、教職員及び評議員を退いたときは、理事の職を失う。いずれも学校法人の建学の理念を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識に基づいた対応を行っている。

また、寄附行為第16条第2項第3号には、役員の前任事由として、学校教育法第9条各号に掲げる事由を適応している。

理事会開催状況（平成30年度）

年	月	日	主な議題	出席者数	定数
30	5	28	平成29年度事業報告（案）の件 平成29年度収支決算（案）の件 学校法人秋草学園創立70周年記念事業募金計画（案）の件 あきくさ保育園の園舎無償譲渡に係る学園貸出償還条件の変更（案）の件 秋草学園短期大学「人を対象とする研究倫理」規程制定（案）及び研究倫理審査委員会規程制定（案）の件 秋草学園短期大学地域連携センター運営委員会規程制定（案）及び学校法人秋草学園組織規程改正（案）の件 秋草学園短期大学特待生入学金減免規程改正（案）の件	9人	8人以上10人 以内
30	9	19	指定保育士養成施設の変更に伴う秋草学園短期大学学則変更（案）の件	10人	8人以上10人 以内
30	12	7	学校法人秋草学園寄附行為変更（案）の件 秋草学園短期大学教学マネジメント委員会規程改正（案）の件 秋草学園短期大学専任教員採用（案）の件	10人	8人以上10人 以内

秋草学園短期大学

31	3	20	平成30年度秋草学園補正予算(案)の件 平成31年度秋草学園事業計画(案)の件 平成31年度秋草学園収支予算(案)の件 年5日年次有給休暇取得の義務化に係る就業規則改正(案)の件 秋草学園短期大学学則一部変更(案)の件 秋草学園短期大学特待生入学金減免規程改正(案)の件 秋草学園高等学校学則一部変更(案)の件 退任理事に対する役員退職金支給(案)の件 学園事務局長選任(案)の件 学園理事選任(案)の件 秋草学園短期大学文化表現学科長及び地域保育学科長(補佐)選任(案)の件 秋草学園短期大学専任教員昇任(案)の件 秋草学園短期大学任期付専任教員採用(案)の件 学校法人秋草学園職員の任用(案)の件	10人	8人以上10人 以内
----	---	----	---	-----	---------------

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事会、評議員会については、寄附行為に則して安定した運営を行っている。しかし、常に新しい発展的な課題を投げかけることにより、理事、評議員、監事が学園の目指す方向性を理解できるよう、一致協力しての体制作りをさらに推進することが課題である。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- 備付資料 62 学長個人調書  
63 教授会議事要録【平成28年度】  
64 教授会議事要録【平成29年度】  
65 教授会議事要録【平成30年度】  
66 各委員会議事要録

備付資料-規程集

- 34 秋草学園短期大学学長選考規程  
35 秋草学園短期大学教授会規程  
36 秋草学園短期大学教員表彰規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。  
① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

- ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

#### <区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、研究所職員として約 20 年、また大学教員としても約 20 年の長きにわたり化学物質の安全性評価の研究に携わった経験を有している（備付-62）。その面では保育者養成を中心とした本学にとって必ずしも専門性が一致しないが、研究所では部長職として、また大学では学科長、図書館長として長きにわたり教職員の管理にあたってきた。この面ではガバナンスに多くの経験を持っている。学長は、学長選考規程（備付-規程 34）に基づいて選任され、人格、学識において全教職員から認められている。また、教学運営の責任者として職務遂行に務め、強力なリーダーシップを発揮している。具体的には学内的には私立大学等改革総合支援事業に係る諸規定の整備、そのほか新規の専任教員採用に当たっての専門領域の特定、専任教員の承認規定と条件の見直し、任期付き教員の勤務条件と待遇の改善、学生の転学科、休学規程の明文化、学外活動としては所沢市及び周辺自治体の要請に基づく講演会の講師などを行ってきた。さらに、学長は、新入生オリエンテーションや新年度の非常勤講師との教職員会において、建学の理念について丁寧に説明を行うとともに、研究会への参加や授業を担当することにより教育研究を推進している。

教授会は、教授会規程第 3 条の定めるところにより、学長が招集し議長となる。また、同規程第 4 条には教授会の意見聴取事項が規定され、教育研究上の審議機関として適切に運営されている（備付-規程 35）。教授会は民主的に運営されている。教授会は月 1 回を原則とするが、学長の判断により、必要に応じて開催している。議事録は、教務課において作成し、資料とともに適切に保管されている（備付-63～65）。

教授会では、学習成果、「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れ方針」の三つの方針が明確に示され、教員全員の認識を得られている。三つの方針に関

しては、平成 29 年 4 月から施行される改正学校教育法施行規則に対応するため、教学マネジメント委員会において、新たな三つの方針が検討され、29 年度に向けて策定された。

学長は、教授会の下に各種の委員会を設置し、それぞれの委員会規程に基づいて適切に運営している。必要に応じて合同の委員長会を開催するなど臨機応変に対応している。議事録は、委員会庶務を担当する事務局において作成され、適切に保管されており(備付-66)、学長はいつでも議事録を確認できる状態となっている。教学運営にあたっては、学科長、専攻科長との協力体制により軌道に乗せることができている。

平成 26 年に学校教育法及び学校教育法施行規則が改正され平成 27 年 4 月 1 日から施行されることにもなって、大学運営における学長のリーダーシップの確立等を図るために教授会と学長の役割を明確にすることを目的として、学則、教授会規程、その他の内部規則の見直しを行った。

教授会規程の改正により、教授会の意見聴取事項として、(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了、(2) 学位の授与、(3) その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を規定した。また、(3) の学長が定める事項については、教育課程の編成等 3 項目が学長裁定として提示され、教授会の意見を聴取した。その他、教授会は学長の求めに応じて意見を述べることができると規定した。

さらに、学長に最終決定権があることを明確にするために、教授会が述べた意見については、これを受けた学長が最終的に判断すること、教授会が学長等に意見を述べる際に行った決定は、学長が行う決定を妨げるものではないことを規定した。

平成 26 年の学校教育法及び学校教育法施行規則の改正趣旨が、学長のリーダーシップによるガバナンス体制の構築にあることから、平成 27 年度に教学マネジメント委員会及び I R 推進室の設置、教員表彰の制度化(備付-規程 36)などの施策が具体化され、平成 28 年度以降実質的な活動が行われている。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

教学運営に当たっては、学科長、専攻科長との協力体制や各種委員会の協力を得たことにより円滑に行うことができた。各種委員会においては、それぞれの委員会規程に基づいて運営されているものの、学科会については各学科の運営にゆだねられる部分が多く、学長への報告が充分に行われていないケースも多々見られる。

各委員会の協力体制も整いつつあり、必要に応じて学科会と委員会との交流も必要と考えるがなお実現できていない。

学長のリーダーシップ及び補佐体制の強化を図る教学マネジメント委員会及び I R 推進室の実効性ある運用が今後も課題となる。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし

#### [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

- 備付資料 67 監査報告書【平成 28 年度】  
68 監査報告書【平成 29 年度】  
69 監査報告書【平成 30 年度】  
70 評議員会議事要録【平成 28 年度】  
71 評議員会議事要録【平成 29 年度】  
72 評議員会議事要録【平成 30 年度】

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事の職務については、「学校法人秋草学園寄附行為」第 13 条の二に「監事の職務」として、「(1) この法人の業務を監査すること」、「(2) この法人の財産の状況を監査すること」、「(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること」、「(4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること」、「(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること」及び「(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」と定められており、適切にその業務を行っている。

「監事の職務」に則り、監事は理事会に出席し監事としての意見を述べた。また、平成 30 年 5 月 18 日に監事会が行われ、秋草学園から事業報告及び財務報告等の説明を受け、それに関する所見が述べられた。

平成 30 年 5 月 28 日の理事会及び評議員会に「監査報告書」が提出され(備付-67~69)、平成 29 年度事業報告書(案)及び平成 29 年度収支決算(案)の審議の中で、監事の所見等が述べられた。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

「学校法人秋草学園寄附行為」第5条第1項第1号は、理事の定数を「8人以上10人以内」と定めている。一方で評議員の定数に関しては、第18条第1項で「20人以上26人以内」と定めており、評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織している。

評議員の運営に関しては、第18条に次の通りに定めている。「2 評議員会は、理事長が招集する」。「3 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する」。「4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない」。「5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない」。「6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項および本校本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる」。「7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することが出来ない」。「8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」。「9 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」。「10 議長は、評議員として議決に加わることができない」。評議員会は、これらの規定に基づいて適切に運営されている（備付-70～72）。また、「諮問事項」については、第19条において、「(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分」、「(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」、「(3) 寄附行為の変更」、「(4) 合併」、「(5) 目的たる事業の成功の不能による解散」、「(6) 寄附金品の募集に関する事項」、「(7) 事業計画」、および「(8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項」と定めており、評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、適切に運営されている。

評議員会開催状況（平成30年度）

年	月	日	主な議題	出席者数	定数
30	5	28	・平成29年度事業報告 同収支決算 ・学校法人秋草学園創立70周年記念事業募金計画（案）の件 ・あきくさ保育園の園舎無償譲渡に係る学園貸出償還条件の変更（案）の件	18人	20人以上26人以内
30	12	7	・学校法人秋草学園寄附行為変更（案）の件	20人	20人以上26人以内
31	3	20	・平成30年度補正予算 ・平成31年度事業計画、収支予算	19人	20人以上26人以内

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

#### <区分 基準IV-C-3の現状>

平成 27 年度には、ホームページに「研究活動の不正行為の防止等に関する規程」及び「公的研究費の使用に関する行動規範」、「誓約書」並びに「公的研究費の不正使用防止計画」等の掲載を行い、平成 28 年度からは「教員の養成の状況に係る情報」の公開を行った。平成 29 年度からは、平成 28 年度の改善計画に記した、「教員一人当たりの学生数」、「収容定員充足率」、「専任教員と非常勤教員の比率」の公表を行うとともに、毎年の「自己点検・評価報告書」「事業報告書」の掲載も開始した。また、平成 30 年度からは、以前よりおこなっている年間のシラバスの公表に追加する形で、ナンバリング、履修系統図の公表も行った。教育情報の公表に関しては、今後も公表すべき情報を整理して順次開示していく。

財務情報については、「学校法人秋草学園財務書類等開示規程」を定め、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書及び事業報告書など、閲覧に供する財務書類等を本部事務局・短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園に所属する者、その他利害関係者の閲覧に供している。なお、同様の情報を平成 22 年 12 月よりホームページにも掲載しており、誰でも閲覧が可能となっている。

#### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

現在、実地監査は高等学校及び専門学校において年 1 回実施している。また会計士及び理事長、学内理事等を交えた監事会は年 3 回程行っているが、今後一層のガバナンス機能の充実等が将来の課題である。

寄付行為における評議員定数は 20 人以上 26 人以内で、現員 21 名である。その内、2 号評議員（教職員のうちから、理事会において選任された者）が定員 10 人以上 14 人以内のところ現員 10 名であることから、評議員全体の均衡を考慮すると補充が望ましい。

情報の公開については、「事業報告書」を平成 27 年度決算からホームページに掲載しているが、教学関係情報や財務情報の指標となる費目や比率の説明について、今後その解説を加えることを課題としたい。

#### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし

#### <基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事長は、理事会・評議員会においての意見聴取は当然ながら、その他常時、積極的に

理事・評議員と個々に打合せの機会を持ち、学園の方針、財務状況等について意見交換を行っている。特に私学として重要な学生・生徒の募集関連等については、現状を示し、今後の見通し、その方法論等について十分に議論を重ね、募集に対する協力依頼も行っている。

学長については、学科長会を月に1回、委員長会は不定期ではあるが開催し、問題点の報告、及び情報の共有を図っている。また、学科会規程等の学内規程については、学科長会や各種委員会等で必要に応じて検討見直しを行い、教授会、理事会の承認を経て改正を行っている。

監事を支援する事務局体制については、本学園に所属する監事は2名ともに非常勤であり、詳細な情報伝達・理解をしてもらう事は現実には厳しい。そこで監事監査を年2回必ず実施し、その節に幹部職員や財務担当事務局も参加し、実施状況及び課題点等を十分に話し合い、監査の為の支援を行っている。

評議員数の見直しについては、平成29年度に改選が行われたが、評議員数に大きな変動はなかった。今後も、引き続き人数の検討を行う。

事業報告書については、平成27年度以降は毎年ホームページへの掲載を行っている。教育情報の公表については、毎年開示する内容の追加を行ってはいるが、いまだ未開示の情報もあり、次年度以降の課題となっている。

#### **(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

実地監査の充実と内部監査との連携により、監事監査を支援する体制構築等を図るとともに、監事を支援する事務局体制については、将来の課題として関係部門とも調整しながら慎重に検討を進める。

2号評議員は、教員・事務職員・各学校のバランスを考慮し補充を検討する。平成29年度に改選が行われたが、評議員数に大きな変動はなかった。今後も、引き続き人数の検討を行う。

情報の公開については、「事業報告書」にはこだわらないが、他大学での情報公開等を参考にしながら平成31年度中には財務内容の指標となる比率と本学の比率の比較などを平成30年度決算理事会承認後にはホームページ上で掲載できるよう検討していく。

短期大学の概要

(令和元年5月1日現在)

事項		記 入		欄		備 考											
短期大学の名称		秋草学園短期大学															
学校本部の所在地		埼玉県所沢市泉町1789番地															
教育研究組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	開設年月日	所在地		備 考											
	専攻科	幼児教育学科第一部	昭和54年4月1日	埼玉県所沢市泉町1789番地													
		幼児教育学科第二部	昭和54年4月1日	埼玉県所沢市泉町1789番地													
		地域保育学科	平成13年4月1日	埼玉県所沢市泉町1789番地													
別科等	文化表現学科	平成19年4月1日	埼玉県所沢市泉町1789番地														
	専攻科	専攻科の名称	開設年月日	所在地		備 考											
別科等	専攻科	専攻科幼児教育専攻	平成9年4月1日	埼玉県所沢市泉町1789番地													
	別科等	別科等の名称	開設年月日	所在地		備 考											
別科等	—	—	—	—		—											
学生募集停止中の学科・専攻科等		専攻科幼児教育専攻(平成31年度学生募集停止, 在学生数 5人)															
教員組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	専任教員等						非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考						
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数				うち教授数	助手				
			幼児教育学科第一部	3人	8人	4人	0人	15人				8人	3人	0人	22人	人	教育学・保育学関係
			幼児教育学科第二部	0	2	1	0	3				3	1	0	16		教育学・保育学関係
			地域保育学科	6	4	2	0	12				8	3	0	14		教育学・保育学関係
			文化表現学科	2	1	1	0	4				4	2	0	23		文学関係
(大学全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	6	2	—	—	—							
計	11	15	8	0	34	29	11	0	75								
専攻科	専攻科	専攻科の名称	専任教員等						非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考						
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数				うち教授数	助手				
			専攻科幼児教育専攻	—人	—人	—人	—人	—人				—	—	0人	3人	人	
計	0	0	0	0	0			0	3								
校地等	校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備 考									
		校舎敷地面積	—	7,263 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	7,263 m <sup>2</sup>										
		運動場用地	—	1,980	0	0	1,980										
		校地面積計	7,300 m <sup>2</sup>	9,243	0	0	9,243										
		その他	—	0	0	0	0										
		校舎面積計	5,650 m <sup>2</sup>	11,629 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	11,629 m <sup>2</sup>										
校舎等	校舎等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備 考									
		校舎面積計	5,650 m <sup>2</sup>	11,629 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	11,629 m <sup>2</sup>										
		学科・専攻等の名称	室数														
		幼児教育学科第一部	15室														
		幼児教育学科第二部	3室														
教室等施設	教室等施設	地域保育学科	12														
		文化表現学科	4														
		区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設										
		短期大学	22室	6室	2室	4室	0室										
図書資料等	図書資料等	図書等の名称	面積	閲覧座席数													
		短期大学図書館	655 m <sup>2</sup>	109席													
		—	—	—													
		—	—	—													
		図書等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕												
		短期大学図書館	71959 [ 2628 ] 冊	45 [ 0 ] 種	1 [ 0 ] 種												
		—	— [ ]	— [ ]	— [ ]												
計	71959 [ 2628 ]	45 [ 0 ]	1 [ 0 ]														
体育館その他の施設	体育館その他の施設	体育館面積															
		短期大学	952 m <sup>2</sup>														
—	—																

[注]

- 1 学科・専攻課程、専攻科、別科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学科教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学科・専攻課程の名称」の欄に「その他の組織等(〇〇)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数(及び「教授数」)」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に短期大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、短期大学設置基準第21条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学科・専攻課程等に所属する専任の教員であって、当該学科・専攻課程等の授業科目を担当する教員（兼担）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
  - ・短期大学設置基準第22条別表第一イ及びロ（備考に規定する事項を含む。）
  - ・短期大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
- 9 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 10 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、短期大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 11 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（短期大学設置基準第32条を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など短期大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記載してください。
- 12 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 13 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該短期大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該短期大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該短期大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 14 「基準面積」の欄は、短期大学設置基準第30条の校地の面積及び第31条の校舎の面積、または短期大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設的面積としてください。
- 15 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

学生数

(令和元年5月1日現在)

学科・専攻課程名	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	入学定員に対する平均比率	備考
幼児教育学科第一部	志願者数	225	175	185	143	157	103%	
	合格者数	185	157	166	129	137		
	入学者数	185	157	166	129	135		
	入学定員	150	150	150	150	150		
	入学定員充足率	123%	105%	111%	86%	90%		
	在籍学生数	382	341	324	295	273		
	収容定員	300	300	300	300	300		
幼児教育学科第二部	志願者数	96	84	79	63	70	75%	
	合格者数	95	82	78	62	60		
	入学者数	95	82	78	62	60		
	入学定員	100	100	100	100	100		
	入学定員充足率	95%	82%	78%	62%	60%		
	在籍学生数	309	290	250	224	204		
	収容定員	300	300	300	300	300		
地域保育学科	志願者数	99	67	47	64	70	66%	
	合格者数	91	64	43	61	70		
	入学者数	91	64	43	61	69		
	入学定員	100	100	100	100	100		
	入学定員充足率	91%	64%	43%	61%	69%		
	在籍学生数	309	260	201	167	175		
	収容定員	300	300	300	300	300		
文化表現学科	志願者数	47	50	52	44	53	63%	
	合格者数	45	48	49	44	51		
	入学者数	45	48	49	44	51		
	入学定員	100	100	65	65	65		
	入学定員充足率	45%	48%	75%	68%	78%		
	在籍学生数	95	100	100	95	102		
	収容定員	200	200	165	130	130		
学科(専攻課程)合計	志願者数	467	376	363	314	350	80%	
	合格者数	416	351	336	296	318		
	入学者数	416	351	336	296	315		
	入学定員	450	450	415	415	415		
	入学定員充足率	92%	78%	81%	71%	76%		
	在籍学生数	1095	991	875	781	754		
	収容定員	1100	1100	1065	1030	1030		
専攻科	入学定員	20	20	20	20	0		
	入学者数	9	2	10	7	0		
	収容定員	40	40	40	40	20		
	在籍学生数	12	7	12	15	5		

[注]

- 1 学生を募集している学科・専攻課程、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。  
ただし、学科・専攻等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学科・専攻課程等については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学科・専攻課程の改組等により、新旧の学科・専攻課程が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学科・専攻課程、専攻科等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。(最新年度の1年前の年度以前については秋入学も含めてください。なお、秋入学を含める場合は、秋学期開始日時点の情報をもとに作成してください。)
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。

## 教員以外の職員の概要(人)

(令和元年5月1日現在)

	専任	兼任	計
事務職員	24	9	33
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	2	8	10
その他の職員	0	5	5
計	26	22	48

[注]

- 1 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指します。
- 2 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類してください。

## 学生データ

## ① 卒業者数(人)

学科・専攻課程	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
幼児教育学科第一部	176	182	170	146	137
幼児教育学科第二部	78	82	94	69	65
地域保育学科	60	105	94	82	56
文化表現学科	42	40	40	45	42
専攻科幼児教育専攻	5	3	5	2	6

## ② 退学者数(人)

学科・専攻課程	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
幼児教育学科第一部	14	14	13	13	16
幼児教育学科第二部	22	19	19	22	21
地域保育学科	10	11	8	9	9
文化表現学科	4	3	8	5	4
専攻科幼児教育専攻	1	1	4	0	4

## ③ 休学者数(人)

学科・専攻課程	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
幼児教育学科第一部	17	8	6	9	9
幼児教育学科第二部	14	22	26	19	18
地域保育学科	4	8	7	6	4
文化表現学科	1	3	6	6	3
専攻科幼児教育専攻	0	0	0	0	0

## ④ 就職者数(人)

学科・専攻課程	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
幼児教育学科第一部	169	166	153	132	128
幼児教育学科第二部	58	72	81	59	54
地域保育学科	51	100	83	73	48
文化表現学科	22	26	31	36	30
専攻科幼児教育専攻	5	3	4	2	5

## ⑤ 進学者数(人)

学科・専攻課程	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
幼児教育学科第一部	2	2	6	1	2
幼児教育学科第二部	7	1	1	0	0
地域保育学科	4	1	5	7	2
文化表現学科	3	2	2	1	0
専攻科幼児教育専攻	0	0	0	0	0

## ⑥ 科目等履修生(人)

学科・専攻課程	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
幼児教育学科第一部	3	4	3	0	0
幼児教育学科第二部	1	0	2	1	1
地域保育学科	0	0	2	2	0
文化表現学科	1	0	2	1	2
専攻科幼児教育専攻	1	1	0	0	0

## ⑦ 長期履修生(人)

学科・専攻課程	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
幼児教育学科第一部	0	0	0	0	0
幼児教育学科第二部	0	0	0	0	0
地域保育学科	0	0	0	0	0
文化表現学科	0	0	0	0	0
専攻科幼児教育専攻	0	0	0	0	0

[注]

- 1 学科・専攻課程ごとに、認証評価を受ける前年度の平成30年度を起点とした過去5年間のデータを示してください。
- 2 ⑥及び⑦は、当該年度に在学する学生数を記入してください。